

教育委員会定例会日程

平成24年1月19日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

請願第1号

公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求
せる請願 (教育指導課)

日程第2

議案第1号

平成24年度学校教育の基本方針について (教育指導課)

5 報告事項

- (1) 3月補正予算について (資料1 教育総務課・文化財課)
- (2) 小規模特認校制度の入学者募集状況について (資料2 教育総務課)
- (3) 三の丸小学校のプール用水流出について (資料8 教育総務課)
- (4) 学校におけるホットスポット調査の結果について (資料3 保健給食課)
- (5) 通知表事故調査委員会について (資料4 教育指導課)
- (6) 地域・世代を超えた体験学習「片浦R・P・G」の開催について
(資料5 青少年課)

6 協議事項

- (1) 学校2学期制について (資料6 教育指導課)
- (2) 平成24年度予算について【非公開】
(資料7 教育部・文化部・子ども青少年部)
- (3) 小田原市図書館条例の一部を改正する条例について【非公開】 (図書館)

7 閉 会

平成24年1月19日

請願第1号

公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる
請願



平成23年12月24日

教育委員会 御中

請願者住所氏名

福岡県遠賀郡遠賀町上別府2008-5

宗教法人 本門立正宗

代表役員 中川 晃 荘

扱、率爾乍ら、私儀仏教の中でもわけて法華宗の一派「本門立正宗」の宗門代表役員の役職を預かり居る者であり、基本的人権の重大事を再認識して頂く為の、請願書を提出するものであります。

請願書

《憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。》

請願の趣旨 [1]

キリスト教その他の宗教的教材採用と授業による一方的宗教教材の押し付けは、生徒児童への、各個人とそれら生徒の家庭での宗教観に全く配慮無く、教育現場での生徒の思想及び良心の自由の基本的人権への侵害となるものである。或る特定の宗教感化影響力を受容するべきか、その宗教の本質を批判的に検討して拒否するか、自己の責任に於て否定的に排除し忌避するかは個人の思想の自由な判断に委ねられるべき領域である。此等の基本的人権は民主主義の社会通念上でも保障擁護されねばならないと理解出来る筈である。しかし、それが一旦、公立学校内に入ると、その基本的人権が破られ冒涇されている今の教育界の現状があ

る。教室内の檻の中の弱い立場の生徒にも日本国社会と同等の否、それ以上の注意深い配慮でもって、厳正に或る特定の宗教、この場合、マザーテレサのカソリックと言う「特定の宗教」の感化影響力を排除すべきが妥当であると言う判断がなされねばならない筈である。公的機関の中の役職の人間が持つべき公的中立性重視と言う基本的人権問題の大事な「鍵」の所在に留意すべきであると言う事である。それ故に、今あるマザーテレサのカソリックの宗教の感化影響力を積極的に推進すると言う公的機関の宗教的中立性破壊冒涇の強制行為は厳密に排除され禁止される可き本質を持つ教材である。此等の教科書教材内容に基づいた授業は重大な憲法違反となるものである。依って公的教育機関内の児童生徒の基本的人権問題を学校外社会と同等の思想宗教的基本的人権に修復回復させるべき為の請願事項を、爰に憲法第16条の請願権に基づき、教育行政担当の方々に下記の如き請願事項に対してそれを実効性あらしめる改革を請願する次第であります。

記

請願の趣旨 [2]

①教科書内容に於て、宗教的影響内容が中立的配慮を欠く、一宗派、カトリック教、基督教の教材を教室内で教科書を通じて強制される事、其の事の宗教的中立違反が明白な教科書内容の変更と撤廃を請願する事。後に挙げる、文科省大臣の最終採択認可を経た来年度からの新規採用が決定された種々の教科書内容についても宗教的内容、例えばマザーテレサ等の教材、我等のかねてから上記の如きの趣意の請願要求にも関わらず、相変わらず我等を無視され不採択の返書を御送付であるが、従来の教科書と新教科書を含めて改めて、厳正な選別の上、下記の如き、教科書を不採択されることを爰に再度要求請願するものであります

文科省に依って新採択された新教科書、右の如き重要な宗教的尊厳に対する人権問題を犯すしている教科書は次の教科書であります。一

中学校英語教科書

開隆堂出版二年生用、p85、不良少年セージオ・ベニスが牧師になった話。

開隆堂出版三年生用 p94.～ 99

マザーテレサの話

学校図書出版二年生用 p116 ~ 119

マザーテレサの伝記（生き立ち・スラムでの活動・本当の飢餓・受け継がれる思い等）

学校図書出版三年生用 修学旅行の様子（東大寺大仏殿・金閣寺・平安神宮・清水寺・法隆寺・五重塔・金堂）

三省堂出版三年生用 p65 ~ p73

キング牧師の夢 差別無き人権の大切さ

東京書籍出版二年生用 p68 ~ 71 新垣勉の生き立ち

以上の教科書の一部の内容に極めて強い宗教色、宗教的徳育を目的としたことが、明白な教材であると断定せざるを得ない教科書内容があり、憲法第十九条、憲法第二十条一、三項の明白な違反となるものであり、それ故、即時教科書不採用の公的機関、学校当局による決定が為されることを請願事項の1つとします。

次の請願事項は

②教室内で強制的に生徒児童にある特定の宗教、例えばキリスト教の祭礼行事の模倣学習を生徒の家庭の信仰環境を全く無視して、強制的に集団行動をさせると言う、暴力的な強制、例えばクリスマス・カード作成の強制等その他クリスマスの飾り付け、聖歌の合唱の強制等。個人の持つ宗教的純粋性（例えば法華経信者）への無神経な暴虐な押し付け、等となる基本的人権侵害の事案と見なされるべき違法性がある。

上のような場合、教室内の生徒の持っているかも知れない宗教的信条について何等配慮もなく個人の宗教的人格権を蹂躪することになるところの、

①マザーテレサのような宗教的題材と内容をもつ新旧共々の教科書の選定採択の違法性の重大問題。

②無神経にクリスマス模倣祭礼行動への参加を強制的に集団で学校内行事を授業中に行うと言う児童への必然的強制力を持つ、無法な授業内容が全国どの地方でも行われている事例が多いのであるが、その学校当局の無分別な事例は、明らかな教育現場における、憲法19条、と憲法20条第2項への違反と見なされるべきもので、児童の宗教的人格権、基本的人権への侵害と見なされるべきものである。

文科省に対して、文科大臣始め省内各関係事務所管の諸先生の御指導通達と各地方公共団体教育委員会諸先生方々御指導通達によつての憲法第19条

「思想の自由の侵害」の基本的な人権問題に係わる重大事に発展する違法性が明確である此等の教材の即時全廃不採用がなされることを、請願要望するものであります。

請願趣旨説明 [3]

憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

の基本的な人権について、これを個人の権利意識に則して鑑み、個人はどのような宗教であれ思想であれ、此を自己の思想を犠牲にしてまでも、宗教的権威を強制されたり服従する事を強制されたりする事を、拒否し忌避する個人的権利が保障されねばならないとも言い換えることが出来る筈である。此の点から、公的教育機関、教育行政当局が宗教的教材を生徒児童の宗教的精神環境を考慮することなく、一方的に教室という、生徒児童にとっては強制的空間でその教材の「価値観」を受け入れさすことは、教室外では宗教的傾向やその色彩が強いと感じる具体的な宗教的対象物に対して、その宗教が本来持っている独自の思想を各個人が批判的判断をしたり、嫌悪したり、拒否できたり、逃避出来たりする自由が基本的な人権で保障されるのであれば、たとえば、マザーテレサの宗教的価値観カソリックの宗教的価値観の感化力を批判し忌避しすることが、実際の教室でも許され其の宗教的なものが排除されてもいいという状況となるべきであるのが、学校教室の授業上の常識となるという成り行きとなる。其の時こそ、今現在の公的教育機関・学校教室内で強制される宗教的フッシュに近い状況を善い方向に転換改善されるものとなるはずである。

社会通念上でもある特定の宗教、この場合カソリックという宗派であるが、その宗教家がどのような善行をなそうが、宗教一般の「善きこと」はいくら宣伝されても、その他どんな宗教でも御利益話しや奇蹟話しや、等々宗教は種々様々あろうが、その宗教が持つ背真理、歴史的暴虐、政治的圧政との結託等の邪教性を個人的判断で或る特定の宗教、この場合には、カソリックであるが、これを自己の責任において否定し、そのどんな些細な宗教的感化力でもその影響を排除したいと思う、その個人思想基盤は絶対に蹂躪したりは許されされない。これらの個人の宗教的信念信条に対して、公的機関が疎外したり、マザーテレサの教材で再教育したいと言った教育理念の意欲を少しでも示すことがあってはならないのである。まさに我等仏陀の直弟子、法華経の信者の子弟、児童に対しては、「大きなお世話」となるどころか、仏教徒への侮蔑的扱いとなっているのである。

例え或る特定の宗教的集団に対して、諸先生方に於かれても、その教義内容に不明であったり不案内であっても、意味もなく直感だけで、嫌悪したり、

忌避したりのご心境は、此が許されるのが民主主義の原則であるわけでありませんが、例えば、我等の法華経の日蓮精神の伝統から言えば、巨大集団となった大石寺派や創価学会に対して、我等が彼等の集団に法華経破壊の輩とみなすことには、それなりの理由、即ち、法華経の中心命題「釈迦牟尼佛」の不滅は即ち、蓮華の種子の不滅性に譬えられていて、その最高の尊嚴の全体が「妙法蓮華経」の尊嚴の根源という重大事、法華経の基本精神を彼等巨大教団は否定し尽くすのであるから、その罪業は無量大となるものである。等々の・・彼等、下克上の教団の近年の活動は、「日蓮本仏論」の暴論の為なら、釈尊の尊嚴を足下に踏み砕くような邪論を捏造して、万人を洗脳し続けて今日もその邪教性は持続させている故、我等は彼の巨大教団でも「邪教教団」と断定しうるのであります。我等の思想もこれは憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」によってその思想を持つ自由は完全に保障されている筈の原則があることは理解されるはずであります。諸先生方の中にも、深い理由が不案内でも、彼等を何となく、故無く嫌悪される場合もあると思われませんが、彼等への忌避、否定は、これは今の民主国家では憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」の原則によって保護されるのでありますから、我等が基督教、カソリック教を宗教教義の内容まで知った上で彼等の宗教的邪教性の断定をなす事も憲法第19条の思想の良心としての保護の観点から、許されねばならない筈である。

それならば、学校教室内の強制的環境の或る特定の宗教的感化力について言えば、我等の宗内の子弟生徒は逃れたくても抗弁したくても学校外の一般社会生活と同じようには、殆ど、現実の教室内の拘束される重圧下では逃れる方法がない、そのような絶対的の強制力があるのである。これが教室内の宗教的思想的、「価値観」の生徒への一方的強制的押し付けとなるものである。

その文科省行政の不正義は、個人的人権蹂躪の犯罪性のみならず、憲法違反の精神でなされている教育行政ということであり、一般的、普遍的な価値観から「行政訴訟」ともなり得る不正義であると断固として宗教的教科書教材の内容に抗議することが出来るものである。

現代の日本の社会通念上でも、或る特定の宗教、この場合、カソリック教であるが、この宗教は邪教であるから、自分は絶対その宗教の影響感化を拒否し嫌悪し否定する自由を有するものであると考える事が出来るのであり、それならば、学校内でも仏教徒として、基督教を邪教であると敵視して、断定し

て、これを拒否し、教室内からその教材を除去することを要求することが出来るというのが、当然の権利、仏教徒の憲法19条の当然の権利である。

しかし、教育行政機関、上のような理由で宗教的中立に厳正に緻密に対処して然るべき、その教育行政と学校当局宗教的思想的な緻密にして微妙な宗教的中立、憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」の社会的正義の公正を求める我等の如き要求は教室内で封殺され無視され続けているのである。 憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」国及びその機関による教育行政機関と学校当局はマザーテレサは宗教教育でないと主張する、宗教人マザーテレサの人格活動の影響効果を宗教教育ではないと言う、「欺瞞」で言い逃れをしようとして来たのである。

宗教的信念で活動した宗教人の行為を描写伝達すれば、生徒にとっては宗教的感化力を及ぼす教材と見なされるのが普通の世界的常識である筈なのであるが。それが教育的な原則であるはずであるが。我が国は世界的に見て、その点から、非常識な国であると断定されるのは間違いない。

共和国フランスでは、カソリックが主力の国ではあるが、市民革命以後の基本的人権の確立の先駆者の規範として、公立学校では宗教的には無色であり中立であるべきであると言う社会的公正の倫理が確立されて居ると言うことを御存知であろうか。公立学校内では、一切の基督教的題材、マリヤ像や十字架像やイエス像や宗教絵画等の宗教色は一切展示も許され無いことになっていることを御存知であろうか。（日本の文部次官通達の宗教的文物が中間色なら許す趣旨通達は何という宗教的な人権意識への文化的無智と退廃であろうか。）

あるフランスの知識人が日本での学校内で、「マザーテレサ」の何かの宣伝ポスターを見て、驚愕したと言う記事を御存知であろうか。カソリックは宗教的絶対権力の象徴ばかりでなく、実體も宗教的絶対性を主張し続けているその宗教的存在が、ポスターのみならず公的学校の教科書に掲載されているのを見た時の驚愕はいかばかりであったろうか。少しは公立学校としての宗教色、無色であると言う「中立」の意義を認識して頂きたいものである。教育行政監督の立場としては民主主義の先進国の常識から判断して我が国の「マザーテレサ」の行動伝記を教科書教材に採択するあり方は、あまりにも不見識では無からうかと反省して頂きたいものであります。

宗教的信念で活動した宗教人の行為を描写伝達すれば、生徒にとっては宗教的感化力を及ぼす教材と見なされるのが普通の世界的常識である筈な

のであるが。それが教育的な原則であるはずであるが。我が国は世界的に見て、その点から、非常識な国であると断定されるのは間違いない。

フランスの公立学校で、回教徒の女子生徒の宗教的風俗の装束である頭部の被り物、これを宗教的気配であり宗教的習俗であるから、公立学校では受け入れられないと断固とした、宗教的中立遵守の原則を貫いたのである。その根源には、カソリックの国でありながら、公立学校内では基督教的一切の文物を置くことすらも許されていない、その大原則がある故に躊躇なく堂々と、回教的習俗をも排除出来るのである。

日本の場合どうかというと、文部次官通達の「音楽、美術、建築の指導においては、教材として宗教的感化を受けた作品を利用してよい」があると言う、その対応の差は何であるかである。随分、精神的領域への公共団体の持つ観点への成熟度の差について言えば、個人的信条や感性や宗教的感受性までも、国民の内面への尊厳に立ち入らないようにする、基本的人権意識の認識力のフランスとの差は歴然としている。マザーテレサの行動描写は宗教活動の伝達そのものである。たんなる表面上の聖者の銅像等、建築美学、宗教風俗以上の精神的領域であり、それは宗教的精神教育の領域である。

その境界線の厳密さこそ、宗教的中立理念維持の基本であるべきである。それが社会ルールとされるべきであり、学校という閉ざされた社会空間では、より一層の厳密な社会的規範ルールとして運営されるべきである。其れが仏教文化の伝統をも尊重する精神となり、「釈迦仏」の精神的風土の復活を育てるのである。あくまでも基本としては、先づ社会ルールの意識向上が教育行政機関の諸先生方に望まれる所である。

現実の、各宗教宗派は自宗こそ絶対であると、考えているという基本概念は忘れてはならないことである。その各宗派の主張が軋轢摩擦が現実の社会的闘争状態になることを、そして、その困難な現実を回避するための、民主主義の叡智の一つとして、個人の思想の尊厳の保護の第19条、公的には第20条の宗教的中立遵守の条項となっているのではないのか。 憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」の精神的基盤であります。

我等、仏教徒わけでも、仏説の究極的な結論集大成の仏説の頂点にある法華経を純粹な上にも純粹に信仰する立場の教団は、何故に基督教のどんな宗派であれ、排除し否定的観点で批判するのであるかということであります。端的にいえば、かの宗教は「神」の实在が觀念上の絵空事である事。此を仏教を「内道」という時、キリスト教は「外道」といってその思想は「神本理迹」

神を始めにデッチ上げその後「迹」で理論をつくりあげると言う原始的幼稚な「神観」であると批判し否定的にその哲学性を排斥すべき悪思想と断定する。

仏教徒からキリスト教を外道と批判し邪教迷信的世界観として批判すべき重要点としてあげるのは、仏教以外の「外道」と呼ぶ宗教の最大の欠陥は、此の世界の眞實、世界観を説くそのあり方である。「神」が何も無い、所謂、「無」から「今」の世界を創造した説く、「天地創造」の説の幼稚さ幻影のごとき世界観であり、此の世界の種々雑多な苦も樂、善と悪の實在の眞實眞理の基礎となる「因果律」が否定されていると言う大矛盾である。「本」に何も「無く」、「今」の世界が「有」と説く、天地創造の説の根本的な誤りである。

これを「本無今有の^{とが}失」と言って因果律否定の邪説、幼稚な幻影の如き世界観、神観、人間観であると彼等の宗教観と批判し否定すべき邪説と断定出来るのである。此等の我等の如き反キリスト教の精神は絶対に許され無いとでも、キリスト教側に立って、文科省始め各教育委員会と学校当局の諸先生方は、我等を糾弾し断罪するつもりはあっても、それは信仰の自由の憲法の原則に照らして見ても許され無いことである事ぐらいは認識して頂けると考えております。このキリスト教批判のことを、仏教で言う「内外相對判釋」と言う理論上の基礎となるわけであります。今少し、我等の仏教的基盤はどのような内容となるのかを述べさせていただきます。

【我が宗、本門立正宗の沿革】

私儀、法華經本門流法華宗の一派の流れにある「本門立正宗」の役員職を預かり居るものであります。念の為に申し上げておきますが、世上一大政治勢力での影響力まで持つようになった、巨大化した大石寺派、創価学会とは全然別系統であり別種の教団であります。

参考までに少し、言わせて頂きますと、本来、法華經の經典上の最大の特質は、仏典の中で、教主釈迦仏御自身で『法華經は究極にして第一義の最終的經典である』と、佛御自身で文献学上も明確に指示された經典であり、又一方の念仏や真言や禪の本となる諸經典は、法華經を目的とされる為の、所謂、準備經卷、ある限定的な価値しかない、一部未究竟の部分經であると釈迦御自身で、ご指定教授されている經教となるものであります。

さて法華經の最も偉大な法門は何かともうせば、それは「釈迦仏」が諸佛の頭領であり、「釈迦佛」こそ不滅常住の仏界の具体的顯れである。これが最大の重要事なのであります。

大石寺派や創価学会の一派は、『末法』では釈迦の功德は消えた、「釈迦」

は日蓮大聖人の本来は弟子とすべきであると言う、とんでもない『下克上』の仏陀観で法華経の最高の尊厳を貶める事に熱烈に執着して教勢を拡大していったわけであり、このような本仏釈迦敵対の邪義に対しては、本来なら日蓮大聖人は徹底的に指弾糾明せられた御方なのであります。釈尊御尊厳の防衛御擁護のため、法華経の正統をお守りするため、念仏は無間地獄の師敵対である。真言は亡国となる下克上の師敵対であると、法華至上主義を防衛護持されんとしたの、佛弟子としての御活動が日蓮上人の御本意である。

それを創価学会は日蓮上人が自分で釈迦より日蓮自身が上位の佛であると、『大聖人』が髓に云っている等の『虚言』をデッチ挙げ、法華経の高貴の中に釈迦佛たる親を抹殺する、『親殺し』の最悪の毒薬の如き、邪義を捏造し宣伝し拡大させていったのである。我等は彼等の法華破壊と仏法破壊、釈迦佛を踏み下す罪業の巨大さを、永く糾明指弾し続けているものであります。

又、我が宗に於ては、今時大戦の時、現人神信仰の狂信が日本国に吹き荒れて、修羅道の軍国主義の精神が席捲していた時機、我等の先師、日種上人と日哲上人は、軍部と大政翼賛会が行った、宗教団体にも武器弾薬の原料と為すべき。梵鐘、大鈴、燭台、香炉台等々の銅や金物類を差し出すように命令があったとき、日本国の中で独り、我等の御師匠達のみが拒否され、「大乘法華を信ずる、釈迦佛の御弟子たるものが、たとえ国からの命令でも殺生に加担助勢など出来ぬ」と断固として、軍部強権の重圧をはね除け、また戦勝祈願の「天照皇大神」の祭祀すべしの一方面的な宗教的な軍事内閣政府の強制をも、決死の御覚悟で拒絶されたのであります。

本仏釈尊と法華経の御尊厳以外どんなものでも宗教的対象として祀ることなど、死んでも出来ぬ。釈迦佛を足蹴にする事と同じ不敬と逆心である、と断固として拒否せられたのである。その結果、検束投獄せられたのである。「軍法会議」にかけてやろうか、銃殺で終いだぞ…等々拷問や苛烈な取り調べで、「不敬罪」「改正治安維持法違反」「スパイ容疑」の「非国民」として暴虐な弾圧を加えられたのである。

又、信者檀家等にも加えられた数々の弾圧等、教団の衰亡を目指す迫害の数々、各家庭の仏壇内の御本尊の当局による強制没収、各信者への執拗な尾行の圧力等々。官憲の弾圧によって信者の転向退転と分裂によって終戦時の教団寺門の衰退となるのである。しかし、日種上人・日哲上人共々、其の暴虐無法な弾圧にも屈せずして御法難を忍ばれて、終戦まで、その大乘法華の魂魄を貫かれたのである。

そして終戦の時、G・H・Qの思想犯解放のイー・H・ネルソン担当官が

両上人の宗教的誠実とその胆力を賞賛されたのだが、日蓮上人は、あなた方は紳士の仮面をかぶった「悪魔」のようである。「汝の敵を愛せよ」の基督教の言葉は永い歴史があるが、其の詞とは全く逆な歴史、血塗られた十字軍のような弾圧と異教徒への大量殺戮は、今度また、「汝の敵」への「愛」ではなく、最悪の大量殺戮の虐殺兵器原爆となって、長崎と広島の人類史上最悪の地獄の現実を起こしている。それを起こしたキリスト教の悪魔性はいい逃れようがない。云々。この言葉のような問答のやり取りで、G・H・Qの担当の米人の顔色を失わしめたという、真実の法華経行者としての魂魄の歴史的逸話を持つと云う、我等教団の源流をば大いに今現在でも誇りとさせて頂いて居るものであります。これらが我等の概略の紹介であります。」

「法華経信行生活の日常戒律の基本」

◎本門立正宗の日常信行の基本は日々の仏道修行に要点は清心純粹なる信行様式が伝統されている事。

法華経經典中の文証「諸経中最为第一」「法華経の一仏乗のみありて、二もなく三もなし」「正直に方便を捨て、但だ無上道を説く」（正直にそれまで四十餘年の方便の為の經典を捨てて、但だ無上道の法華経を説く）等々、仏典一切経の中で、 仏陀御自身で指示された、法華経の超越的な位置を仏説のままに、法華経は究極の仏法であるという、そのような法華経の伝統を護持する教団である事。

その仏典上の最上位の經典たるの文献学上の確かな根拠に基づき、日蓮上人が判読され実践された仏道修行を継承する教団である事。

日々の信行法は僧・檀家とも同質の在家主義的信行が護持されている事。

二重勧請等の、神棚と仏壇等の二重祭祀は最も避ける可き、信仰上の禁忌である事。

一切の他宗他派の仏事祈祷おふだ・おみくじ護符等々は厳禁されるべきと云う日常信仰上の家庭内の戒律が伝統的に守られている事。

*他宗の仏事に混じるべからず。

*他門徒の談義を聞くべからず。

*他宗の堂社に参るべからず。

*他宗の仏事祈祷に一紙半銭をも出すべからず。

*鳥居の下で草鞋の紐など結ぶべからず。等々。

日々の信行上の戒律が厳守されているのである。

日蓮聖人以後の代々先師上人より鎌倉時代、室町時代よりの戒律の僧・檀共々の数百年來の伝統、その伝統的信仰が今日まで継承されているのである。

法華至上の正純にして清澄なる信行戒律が日々守られている事、我等の今に守り継がれている信仰生活の伝統のその現実がこの日本に存在している事を是非とも認識して頂きたいのである。

しかし、現代社会の中で、我等の法華経護持信仰のすがた、その正直過ぎる程の宗教的純粋性追求の姿勢は、心有る人士の方々から、本門立正宗の信仰の純粋なあり方こそ、理想的な信仰的修行理念であると理解される方々もあるのであるが、社会一部の常識世界では賛同と共に容認されている。

(一部の宗教的半可通の知識人などが、ある種の嫌悪感をもって「宗教的原理主義」など言って、ある特定な狂信的教団の概念に入れようとする場合もあるかも知れないが、その例証は甚だお門違いの認識不足であると断言出来るものである。我等は社会の安寧を重視して慎み深く信仰生活を送っている伝統的教団である。)

しかし、今現在の社会でも我等信行戒律は宗教的一般の常識に照らして見ても、理想的信仰方法として賞賛さえされるほどである。

学校内という閉ざされた社会では、全く状況が我等門下の子弟児童にとって暗転してくるのである。

我等が信者の子弟が、基督教教材の影にでも曝される事を忌避し、それを宗教的良心に基づいて、クリスマスカード作成等への絶対的な拒否姿勢をとらざるを得ないと言う宗教的禁忌の戒律を守ろうとするとき、その信条を学校で発信することの、多大な懊悩と、その宗教的感情的発表の結果の、学校全体と対抗する、また教室内の級友達との心理的軋轢等々。其の時の心労は児童の気弱い根性では大変困難な事態となるのが予想されるのであるが、兎角、我等の法華経の信者子弟は、別室で自習などと言った差別的扱いで誤魔化し処置して、学校当局はその教材が不当違法な教材であることは頑として認めようとならないのである。それがこれまでの教育委員会と学校当局の我等法華経の信者への、不当極まりない、此の重大問題の処理法であったのである。

我等の信仰は社会通念上では、正統で又理想的な信行形態として、その信仰的潔癖性、純粋性は賞賛さえ受けるほどに許容されるものであるのに、一度学校内に入ると我等の宗教的潔癖性は逆に迷惑視され疎外視され差別的扱いを受ける。「学校社会」は宗教的な強制的檻の中のフッシュとなるのである。これは非常におかしな事態というか、そこには非常な宗教的不正が存在していて、宗教的題材による所の偏向的傾向が公的機関に存在して、教育機関としての中立意識、中立遵守の精神が欠如した閉ざされた一見すると無法世界となってしまうている事の現れである。

我等の子弟がその宗教的潔癖性の為の止むに止まれぬ抗議行動をせざるにすむような、教室教材の宗教的無色で中立的な公的機関厳格な配慮で「教材・教科書」の選別課程が為されておれば、我等の子弟が蒙った「別室での自習」などといった人権蹂躪の問題は起こらなかった筈である。

又一方の新たな問題点も注意を促しておきたいことがある。

我等が此等キリスト教教材の授業への抗議をせざるを得ないと言う、我等の仏陀の弟子としての使命感、法華経信仰の純粹性防衛の為の抗議の表明行動がなされた時に、新たな問題点が出て来るのである。

それは我等檀家信者の子弟に関わるどころの

「生徒の個人情報保護への原則の再確認」へと必然的に発展する性質の問題点が新たに噴出して来る事、その事に嚴重に父兄として監視すべき点が出て来るのである。現実的には生徒とその家庭の固有の宗派などの宗教的「個人情報」を入学時には強いて是を学校側へ知らされない様になっている、個人の宗教的信条は尋ねられないと云う個人情報のもつ「人権原理」の成り立ちにも充分な、そして常なる自省と配慮が要求されねばならないということである。教師側や学校側に知らされる事によって生じるかも知れない、宗教的差別状況が、その個人情報に基づいて、不正な「人権問題」が生じる得る可能性は様々な局面に於て懸念される状況が、それこそしばしば起こったのであります。現場教師の持つ宗教的傾向や、教師の属する宗派など、また一方、学校側のまた教師側の無節操な宗教傾向や特殊な宗教観等々、それらに曝される生徒への差別的な扱いへの懸念などである。ある教材の基督教などへの偏向傾向を、学校側がその教材を強いて中立と強弁するため、例えば宗教的中立無色な教材を要求する児童生徒への差別的に別室の自習などの強制と云った不法無法な行為となったりするのである。宗教的な人権差別状況といった本質的重大問題が起こる可能性が出て来たのである。

そのような教科書教材や宗教模倣授業である。模倣行為は教育推進方法論の基本的な教育理念となるべきものではないのかである。

クリスマスカード交換の模倣行為等、参禅の模倣行動への学校側の強制的指導等がそれらの模倣行動即、教育理念の典型である。それは宗教教育と言わずして何と云うのであろうかである。

我等の信仰の純粹を護持する場合に、例えば幼気な児童であっても、その宗教的信条純粹性のため受けてきた差別状況が多くあったのである。過去の学

校側の解決法はすべて、別室での自宗と云った、殆どその様な場当たりの無法な人権差別的解決法しかなかったのである。

さて、文科省、教育行政機関、各教育委員会、学校当局は憲法の基本的人権の宗教的中立を守るべしと言う公的社会規範、法律上からの重大な違法性と人権侵害の無法性についての糾弾は、行政裁判となっても充分、当方の言い分の正当性は主張出来るものと確信しているものですが、

多くの教育行政当局のご返答の中には、マザーテレサ等の教材採用は宗教的中立に留意して云々等々。お上意識で「中立」と言えば、中立として通るのだと言った随分人を喰ったようなご返答があったりしたものであります。我々も今までは、さほど宗教的側面での抗議は控えめで請願事項のなかではあまり触れずに来ていましたが、少し宗教的立場からのお話をさせて頂きたいと考えます。

現在世界的規模のキリスト教団、カソリック教団の宗教家マザーテレサの活動伝記とも云うべき特定教団の宗教家の宗教活動の詳細が教科書に掲載されて、尚、宗教的な教材ではないと言う強引不遜傲慢な弁明が今まで文科省や各地方公共団体の教育委員会からなされてきたのであります。

しかし、宗教家マザーテレサの活動のことがいくら美的に表現されても、カトリックの宗教的暴政と暴虐の流血の歴史の膨大な地獄絵は、その現実には彼女の美的に見える芥子粒の如き「善行」では到底、讃歎したりは絶対に出来ないもので、それに数億倍する規模の残虐な殺戮、宗教的軋轢と謀略の人類の歴史の悲惨と、血塗られた悲劇が宗教家マザーテレサの背後霊の如く重く重く継承されて、宗教的精神の底流に蔵存しているものである。我等釈迦仏の門下が仏陀の静謐な慈眼からの観点から彼等の血塗られた宗教風土の悲惨な歴史を観察する時の、それが判断であり、此を文科省や、各教育委員会の諸先生方から、その思想傾向は偏狭だとか、どうだこうだと言った批判がましき事を言われる筋合いは無いとは自信を持って考えてはおりますが、しかし、教育行政側では、どうでもこうでもしても、マザーテレサだけは万人が尊敬すべきではないのか、という教育行政側の強い思い込みと、生徒へのその思い込みへの強制、・・・回教徒でもか、どうか、世界普遍の宗教家と思え、思わなければならぬ。・回教徒でも思ってもよいのではないのか、等々宗教的概念の無智である。・・・等々。漠然とした教育行政の諸先生の心境かもしれません。

人類の永いカソリック教徒の暴虐の歴史、教会の勢力拡大のための非人道

的暴虐無慚な行為の許容推奨と賛同、その結果から生じた数々の暴虐。南米の奴隷市場の暴虐、植民地獲得のための侵略、十字軍遠征の数々の暴虐なる歴史、新教徒・異教徒への冷酷無慚な血塗られた歴史の数々は人類は忘れてはならないもので、又近代でも現在でも、基督教の愛の表面上の仮面をした「復讐心」の激烈なることは、我等仏教徒、釈迦仏の直弟子たるを自覚すべき日蓮門下にとっては、悪魔的宗教性を持った宗教としか認識出来ないのである。

此の判断と思想が出て来る、仏教的尊厳に対して、文科省でも教育委員会諸先生でも、我等が宗教的尊厳、釈迦仏が絶対的唯一の御存在であると命がけで信じているの事に、我等の宗内のその絶対的權威を、外道〔因果律〕のない外道の觀念上の(架空)の神の精神などに汚染されたり、冒瀆されたりは絶対に許されないことであると考えることが、間違いであるなどと絶対言えないはずである。法華經こそが世界の宗教のなかで、最も高貴な尊厳と不滅の眞實を持った活きた宗教であると言う宗教的絶対概念は圧殺されたり変更を強制させられたりは絶対容認しがたい、ものであると言う、我々の命がけの信仰心のことを知って貰わねばなりません。

宗教家マザーテレサの教材は、何等、宗教的中立を侵害する『教材』ではないと弁明されるなら、あらゆる国で、教科書教材として推奨出来るとの文科省の自信と誇りの元で、おっしゃっておられるはずであります。それなら、回教徒の国々でも、宗教的内容が全く無い、人類普遍的な教育的価値ある教材として、日本文科省の見識で教科書として価値ある教材だと宣伝布教出来るものだと、御考えでありませうか、マホメット教徒の宗教的信仰行動の激烈な抵抗と反撃が推察されるわけで、絶対に宗教家マザーテレサの伝記が宗教的でないと、例えば回教徒国のそれらの国の国内で日本と同じような強引な弁明などされる勇気も見識もないはずであります。

しかし、一方此の日本では、仏教徒の国では、おとなしく「お上」の言う通り、の宗教家マザーテレサの教材が許されているわけで、日本国の仏教徒は回教徒の国々の国民より、随分、信仰上の防衛と信仰上の誇りが全くない、国民として軽んじられていることは間違いのないようであります。がしかし、兎角、仏教徒の信仰上の誇りは眞實見当たらないと誤解されている事は是非認識を改めて頂かなければなりません。

仏教徒は軽く見て、なめられているとは、俗な言い方で穩当を欠く表現ではあり失礼ではあります。日本国の知識人の一般的な仏教への認識不足がお

ありなのは幾分ご了解が頂けるのではと思っております。

しかし、一方においては、仏教徒には、そのような僧と信者ばかりと誤解されては困るのであります。

【本門立正宗の沿革】に少し述べさせて頂きましたように、軍人による神国日本の神ながら主義の暴政があっても、『釈迦仏の尊厳』は現人神の下位、天照皇大神の下僕下位にしては絶対ならないと云う、『命がけ』の御主張をされた先師日種上人と日哲上人を仰ぐ我等の精神的伝統は今に顕在であると、文科省当局の諸先生方並びに各地方公共団体教育委員会の諸先生方にも御考え頂かねばなりません。

宗教家マザーテレサの精神の源流はカトリックであるのは間違いないようですが、カトリックの総本山、サン・ピエトロ大聖堂には何百体の芸術的、彫刻があるとされているのですが、其の中におおきな力士像の足で、仏陀の座像の尊い頭を踏み砕くような怖ろしく罰当たりな大理石像の彫刻が存在していたことを御存知でありましょうか、かの教団の釈迦仏への冒涇の精神は全仏教徒への冒涇でもあり、マザーテレサのその原点には釈迦仏を踏みしだく強力な悪魔的意志を胚胎した暗黒なる敵意を感じざるを得ない、というのが我等法華経と釈迦仏の尊厳を命がけで信仰するものの認識内容であり、その精神で此の請願書を提出させて貰っているのであります。

此の言を聞かれましても、尚、我等の仏教徒として立場の信仰心が偏狭な精神であると、宗教家マザーテレサを尚、日本国の児童へ感化力を及ぼすべく、寛容になるべきと我等の主張を嫌悪して、今此の時点でさえ、改めて、言い出しかねない御心境の諸先生方がおられるならば、それは、仏陀の頭を踏みつけにしてもよろしいと、国民全員に推奨していると同等のことになるのであるのだと、改めて考えられている、その御覚悟である方々であるのだと、当方は判断せざるを得ません。

逆の意味の踏み絵である。釈迦仏の頭を踏む「カソリック教団」の踏み絵である。恐るべき罰当たりな踏み絵の譬えではあるが、今後、文科大臣も教科書選定委員も、教育委員会の諸先生も積極的に「マザーテレサ」の教材を選ぶ時、その心底には釈迦仏の頭を踏む「カソリック教団」が作ったような、その精神的な「踏み絵」、を強いて踏みしめる如き、因果の実體が存在すると考えられなければなりません。

我等は仏陀の慈悲を仰ぐ、経王・法華経の信者でありますから、いくら宗教的弾圧と宗教的不当な行動をみても「修羅闘諍」の悪魔的行動の徒には絶対になるつもりはありませんが、

それ故、一層仏陀への軽賤と侮蔑の末永い禍根は各諸先生方の各自に刻まれる宿業として存在し続けるものとなり、意図的であれ間接的であれ、万人に仏陀への侮蔑的精神を刻みつける事になる、そして万人にその仏陀を踏みつけると同じ罪業を拡大する事となる、そのような罪業の因果律実相の重大さをば覚悟されねばなりません。

この言葉ぐらいが我等の仏教徒としての慈悲心の発露での精一杯の公共的正義を求める社会的抗議の限界であります。

間接的であれ直接的であれ、釈尊侮蔑の子弟、国民をこれ以上増やしていく道筋は国民的心身共々の衰亡を招来する禍根となるものであると仏教法華経の正直護持の行者として確信致しおるものであります。

教育委員会諸先生各位

敬具

(委員各位宛コピー可)

請願に関する事情の陳述

宗教法人・本門立正宗代表役員
陳述者・中川晃莊

本日は委員会に於かれては、小見陳述の為、貴重なお時間をさいて頂き感謝に堪えません。

請願書表題に関する、「別紙添付の新聞記事」について

我等の児童子弟が勇敢にも学校当局の教育上の宗教色の押し付けに抗議行動を起こし新聞記事の一面を飾った例、其の新聞記事の写しを付けておりますがどうぞ、能くご覧のうえ、請願事項の本質が能く理解頂けるのではと考えております。

年末の時季によくある、学校当局ぐるみの基督教宗教行事の模倣行為学習とも言うべき「クリスマス会」その飾り付けの制作やクリスマス・カード作成指導等々の直接的宗教活動の模倣学習などは、年末に屡々行われる直接的宗教教育と見なされるべきあり、その法律的には違法な学校内の活動はどの地域内でも生徒児童に対するその個々人の人権的、宗教的人権の無視と蹂躪のそれらの教育当局の憲法違反が明白なものであり、その無法性は明確であります。

その常なる公立な教育現場における「クリスマス会」行事開催での無法と違法が常態化している現状にも、強く禁止される可きであるという内容の請願要求をするものであります。

憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

憲法20条1、3項『信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。』

『国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。』について

(我等が抗議した他の社会的事例。)

民放の場合の宗教的中立性への倫理的対応の例。

民放は私企業であるから自由な宗教表現は許されるのかどうかの問題、國の嚴重な管理の電波と言う「公共」の表現の場所を貰っている以上、宗教

的中立性は厳守されねばならない。というのが我等の抗議の中心課題でありました。

(パワーフォーリビングの広告活動と民放の対応)

新聞各紙に大キャンペーンを以て、大紙面の広告を掲載して、民放三社か四社に、一大広告キャンペーンを展開したことがある。キリスト教福音右派の正体を隠して、財団名を隠れ蓑にして、広告料としては巨大な企業「トヨタ」と同等の広告料で民放各社も色めき立ったと云われるほどであった。著名なスポーツ選手、ジャネット・リンだとか、野球のヒルマン監督だとか、そのほか歌手等々の著名人を使って、大いなる宣伝効果をば狙っていたようであるがその布教はあからさまでなく、「神」の言葉はほんの一言か二言であり、間接婉曲な手法であり、宗教的宣伝は直接的でなく、きわめて暗示的間接的なところから出発して、段々とその正體らしきものが出してきて、我等も調査した結果、そのキリスト教福音派右派の正体を突き止めていたのであるが、・・そこで我等信者の何人かで、抗議電話等で、宗教広告はいくら民放でも、電波は公共の許可のもとで使用されている以上、いくら広告収入があろうと「宗教の中立の公正と云う社会正義」が厳守されるべきであると言う抗議をしたものである。

「スポーツ」や「音楽」の趣味からの同意があるなどと、すこしは弁明らしきものもあつたりもしたのだが、ついには欧州、特にドイツや英国では、公共の電波を使用して「絶対概念」を持つ宗教団体の宣伝になる恐れのあるものは、慎重に対処すべきであると言う民主社会の規範に基づいて、彼等の広告は全面禁止になっているのではないかと指摘すると、各社も、その事情には前もっていくらかの情報も得ていない事もないようではあつたが、何しろ広告料が豊田自動車の広告料を凌駕して巨大であつたのでと言ひ訳がなされていて、放送続行が当初は決定されていたようであるのだが、突然、即時放送禁止を全放送局は決定して、民放放送界としての社会的良心を守つたのである。

民間企業でさえ持つ民放各社の宗教上の社会的良心と比較する時、文科省はじめ各地方公共団体の教育行政機関、学校当局の宗教上の教科書採用選抜における「マザーテレサ」「クリスマスソング」教材、「牧師の生涯の伝記」、等々皆、キリスト教のあまりにもあからさまな宗教的感化を意図する教

材に見られる程の宗教的偏向性への無自覚、無神経さと無法性は前の事例に比しても明かであると判断されるのではないのか。

上の放送倫理問題に比較して考えて見ますれば、教育行政の方々は、宗教的教材に対して純粹無垢な児童への精神的影響力を考えれば、宗教的中立性が潔癖過ぎるぐらい潔癖に守られて然るべきだとは考えて居られないのでありましょか。詢に今の外道『キリスト教』教材の採用は、釈迦仏の子弟達への傲慢不遜な悪意すら感じられるほどであります。

外国の例で恐縮ですが、何しろ、宗教的人権、基本的人権の社会規範が厳密に生きて具体的社会精神となっている所謂「人権思想」の先進国でもある関係上、米国の例を挙げます。

米国の公的場所での私企業たりと雖も持つ、宗教的中立性の配慮の厳正な対応の例。

シアトル近郊、タコマ空港では年末恒例のクリスマスツリーが空港当局自らの手で撤去された。その理由は少数のユダヤ教も同時期に宗教祭礼（メノーラー）燭台の展示飾り付けを同じ場所に並べて設置する事を法的手段によって要求したからである。少数の宗教団体の「宗教行事」が様々にあり、それらの全てを満足させることはできない。しかし、宗教上の機会均等平等の法的概念はこれはまた、厳守されねばならない。故に宗教的中立の法的な現実の対応は、空港から全五個のクリスマスツリーが全部撤去されたという解決方法となったのである。素早いツリーの撤去はユダヤ教徒の圧力で為されたのだと誤解して基督教の一群の過激な反応が起こり、ユダヤ教拠点を爆破する等の暴発行動の予告などの脅迫行為があったりして、当局の寸前の防御行動で大事には至らなかったのだが、ユダヤ教の面々は、テレビで「自分達がクレームを付けてツリーを除去させたのではないのに」と怯えながらコメントをしていたのであるが、飛行場という公共施設のその素早い対応によって見られるものは何か。宗教的各自のもつ個人個人の権利意識への民間でも見られる平等な権利尊重の原則の実行とその法の遵守の基本精神である。人権尊重である。人権の平等性への厳格な対応の様子である。色々な宗教の人々への平等に配慮された人権思想へも現実化具体化の為に尽力する、そのような公共精神を少しは教育界行政、学校当局も見習って貰いたいものである。

〈日本の場合〉

無宗教の人間が行う他宗教への無分別な併し「寛容らしき」表現で実行される疑似宗教祭礼行動、たとえば、公共施設、病院、市役所、甚だしき例は公立学校内の日本のクリスマスツリーの有り方などは、米国ではあり得ない筈である。宗教的でないクリスマスツリーと言いついて、尚飾りたいと言うその有り方の、その浮かれ方の有様は殆ど宗教的白痴状態と判断されるのではないのか、であります。それらは宗教的空洞性と云えるものである。それらの精神が正統な公共的権利があるかの如く、自分達のその無法無頼な宗教感覚や概念を公共の場に押しつけて権利を主張するなどもっての他の無法性の上にまた無法無頼を重ねるような非常識さが想像されねばならないのである。

まして公立学校でさえ其の無法がゆるされている。

（米国の事例2）

米国の最大規模のスーパーでは、最大の顧客団体が望むであろう。「クリスマスセール」の文字や、ツリーの飾り付けが一切何も無い。ホリデイセールという言葉でもって、その期間のセールの名前に代えてでも、大多数のキリスト教徒が顧客にいたることが当然わかってはいても、「クリスマスセール」と云うある特定の宗派の「クリスマス」という言葉を私企業たりと雖も、公共的中立性を尊重する立場から、一切使用しない商習慣上の遵法精神を具体的実践で発信している。その宗教的中立という遵法精神の永い伝統である。キリスト教徒が大部分のアメリカでもそうである。其の精神、社会正義の規範の公共的表現の基本姿勢である。

少しは文科省も教育行政機関、教育委員会も公立学校当局も上のアメリカの宗教的中立遵守の精神を見習って、意識して反省材料として頂きたいと考える次第である。

他の宗教団体と違う「宗教行事」をも平等に社会では尊重しなければならない、という一巨大私企業でも持っている「宗教的中立の法的側面への自発的尊重と自粛」の精神とその民主主義の伝統の常識である。

多数派のキリスト教徒もその姿勢を受け入れて全くクレームはなし。云々等々。

米国の法的な社会正義の原則、基本的人権、遵守の前出の事例とを比較するとき、各個人の宗教的人権尊重を厳密に考えて、生徒の宗教的家庭環境

を配慮して、学校教室内クリスマスツリーの飾り付け、カード交換等の宗教行事の模倣学習などの、それらの「宗教行事」の模倣は是非即刻禁止すべきであります。

「宗教行事」の意味付けや娯楽趣味と名付けても、「宗教行事」はキリスト教の精神があり、それを信ずる人があり、その行動、その宗教行動が「宗教習俗クリスマス」となると判断されねばならない筈のものである。熱心な基督教布教の意欲を教科書教材の中に活かすべく、万難を排しても、マザーテレサの精神を日本国中に植え付けたいという教科書の作者、とその出版社の思いのままになっている様な、今の現状としか思われぬのである。又一方ではより一層仕末の悪いことは一部の宗教的アナーキーな人々

宗教的な文物を見ても、一向に自分自身が宗教的感興や感動を常日頃も持ったこともない人々のその精神を基準にして、自分は一向にそれらの宗教的文物には宗教的な感動は持っていない、と言う無宗教、無信心がいくら基本にあっても、教育行政側の人々にあっても、其れを言い訳の基礎にして、宗教的指導は「教科書教材採用」の意図の中には無い、等々の強引な自己欺瞞で、それらの例えば「聖歌」やマザーテレサの教材の「宗教性」を逆に非常識に、「宗教ではない」と否定するのである。そのような傲慢さを基本精神とする、無法無頼な宗教的な基本的人権に対する無智では済まされない粗雑な教育倫理の有り様である。

無信心者の持つ、純真真摯な仏教者への傲慢な故無き嫌悪感があつたりする場合が多いのである。

「無法な宗教観」は是非捨てて頂きたいと考える次第です。御自分達がいくら「無信心」「無宗教」であると言って、実體のある「宗教的教材」が宗教的感化力が無になるものでは絶対ないのである。

無法な宗教観とは文科省や教育行政関係の人々に多く見られる、御自分は確固とした宗教観や、宗教的絶対概念を持たず、所謂、自分は元来無宗教であるから、学校で宗教活動などしたつもりもない等々のいいわけをされる其の無法さである。マザーテレサの宗教的感化力を絶対的に否定した上で無ければ、教科書の中でマザーテレサの教材を使うのは憲法上はゆるされない。それ故、マザーテレサは宗教家ではあるが、彼女の伝記と行動を述べることは宗教的感化力にならないと無理矢理に言い訳をされるのである、。どう考えても矛盾する、。非常識なことであり、倫理的側面だけを是認して倫理道徳も宗教家の倫理は、倫理と徳目だけ取り出して、別個に独立させて、カソリック教の教義に無縁のマザーテレサの道徳だけを厳密に抽出出来る方法論などありえない。マザーテレサの所謂「善行」と見なされていて、賞賛したい学校側の立場はどのように言い訳しても、「宗教人」として

の「宗教活動」の賞賛とならざるを得ない。それは特定の宗教的感化力の学校内の特権的推進と助勢を受けさせている、状態である。我等はカソリックの悪魔性の巨大さを知ってこれを忌避し児童へ感化力が及ぶことを怖れるばかりである。

ナチスドイツの連合国であったイタリアやバチカン公国は、特にユダヤ人の虐殺行為、組織的なアウシビッツ等の大量虐殺、所謂ホロコーストの現実を知りながら、黙認していたとして、戦後問題視されていたのを御存知でしょうか。ユダはイエスを殺した末裔である、のカソリック教徒の宗教的深層心理の「復讐心」である。此の思想で基督教を判断することは、我が日本国では、憲法20条1、3項『信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。』に依って、其の思想を仏教徒として、思想内容は保護されねばならない。

逆にマザーテレサの行動を公立学校教材で頻繁に使用などする事は『国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。』についての重大な憲法違反となるものである。カソリック教の宣伝活動そのものであるからである。

安部もと総理の尽力によって成立したといわれる新教育基本法には、文科省の行政官の我等の教材教科書の如上の教材についての抗議内容に対する回答に、最近では、教育基本法の改訂に因っての故か、・・・宗教教育はかならずしも否定されるものではない云々の回答を以て、国語・英語の「マザーテレサ」「基督教牧師」ものや音楽教育の「聖歌」の宗教色には、まったく居直り的な弁明があったりされる。そんな場合も現実にあったのである。矢張り、結論的には、「改正新教育基本法」の精神は憲法違反をしていることは明白な事実である。

憲法20条1、3項 『国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。』についての重大な憲法違反である。

「宗教教育」は私立の宗教団体設立の学校でのみ、条件付きで許される筈ものであると考えます。但し国家から私学助成金が税金に依って出される時には自ずから、公立学校としての規制が必要とされるべきであると考えます。

文科省の新教育基本法での「宗教教育」という項目の危うさに全く教育行政の方々は気が付いてはいないようであります。

此の根本的な誤り「宗教教育」と目標を立てた時、その宗教とは、全宗教団体に公正に配慮され全宗教団体が普遍的に持つと言う、そんな都合のよろしい、文科省宗教教育とはどんなものなのであるか、全宗教をミキサーに掛けて何か、宗教的な教育材料らしき「宗教」が出て来ることなど絶対ないのだろうことぐらいは推察されるだろうから、いかに文科省の「宗教的」題材は敢えて「宗教的なるが故に否定してはならないと云う」返答がしたいが故

に言う、その文科省の回答となるという事があったのだが、詢に不公正と不正義に満ちた不都合極まりないものである。

教種類の宗派のみ不公平に選別されて、とっておきのキリスト教への宗教布教活動への協賛助成教科書となっている当該教科書教材は許し難い宗教的人権差別的な、又、偏向的思想の押し付けとなっているものである。

教育基本法の改定を成し遂げた、そのことを誇らしげに首相辞任後も屢々述べてきていた、安部元総理は元々『憲法改正論者』であり彼等の右傾化させたい周辺の人達も、其の精神の延長上にあつて、「政教の分離は分離し過ぎ無いような精神がないと駄目である。」政教はあまり分離し過ぎてはいけない政治と宗教とは厳密に分離せずに、彼等が言う処の、政治と宗教、政・教の厳密な分離を止めさせたいとは、ある宗教とは「密着」させても良い密着させるべきだ・・・等々と逆に言っていると同等のことである。、憲法改正の行末を睨んだ、内容である。漠然と万人の、全宗教を攪拌混合して、ある宗教色となるという事は決してあり得ない。それ故、「政」治と密着させたい宗教とは、多分「靖国神社」の国家神道の全面復活、生徒児童、全生徒に学校ぐるみで「靖国神社」に参拝させたいと言うが彼等の「反動的」心情の究極の理想としているのではなかろうかと我等は勘ぐらざるを得ないのである。その為の宗教教育の大事さの強調と、政・教をある部分で分離でなく、密着させたいと言う深謀遠慮が有る事は儘である。国旗の意味をかけたの如くの熱病の様な愛国心の旗印としたいのではないのか、と言う懸念をいつまでも払拭出来なくて持ち続けている一群の人々もあるのである。常日頃、我等の法華経の純粹厳密清純な信行修行法について、兎角、批判的な人々、それら一般的国民の多くに見受けられる、自分の無信心ぶりをなにか、偏狭な宗教観を特別に持たない平和で寛容な精神の持ち主だと、其の無信仰ぶりを寧ろ誇りにしていたような、平和な何様でもいいではないかの宗教的無智を誇っていたような人々が、政教一致と言う「神国日本」への強制によって、一旦強力な絶対概念に圧倒されると、あつという間もなく、絶対的敵意の塊、(反平和的)な宗教的狂信に染め上げられ、神国日本の狂信に国民挙つて突っ走り、其の終末は自決自滅の「宗教カルト」的終末となつたのではないのか。無信心で信仰がなくとも、易々と国家思想や社会思想や世間の重圧や、会社組織には疑似宗教的献身を無批判に受け入れ流されるだけの人々の本質も忘れてはならない、日本の特色の一つであると考えます。

我等の先師上人の様に、仏陀と法華經の精神こそ保護され重要視されるべきで精神的「核心」とすべきである。其の個人の尊厳を保護する装置。社会的精神の防波堤こそ、民主主義であり、其の民主憲法の人権思想の精神であると考えます。

民主主義の人権尊重の完璧な運用が国家の精神となる時、其れが愛国心の基本となり、「国旗」への忠誠心ともなるのではないかと考えます。

憲法20条1、3項『信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。』

『国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。』

御静聴感謝致します、

宗教法人代表役員 中川晃莊拜

附記

文科省大臣は教科書選定の最終責任者ではあるが、各地方の教育委員会の設立原初の精神で是非、是非、此等の宗教色の強い教科書を選定から除去する様な意志を発揮され、地方分権の意義を改めて回復されたい。又現場の生徒への心情により近い教師は、我等の子弟が別室の授業を一人でさせて、孤立させることはしのびないので、あらかじめ常に数種類の教科書を特別に個人用に用意して、英語教師、三人で我等信者の児童が孤立的状況にならないようにしているが、もう少し教育委員会で注意して教科書を選別してくれていけばいいものを、教育現場と児童の心情に疎すぎると、我等の信者の児童保護のため慨嘆されること頻りであったそうであります。この場合、姉生徒の別室の自習という形で教師側の配慮で「マザーテレサ」や「牧師」の教材の部分の時間を特別に数人の教科担当で工夫して状況を切り抜けたが、妹の生徒の時、学校独自の選択で教科書を市教育委員会選択教材以外の宗教色のない、数種類の教科書を学校長と教育委員会に現場の教師達が申請したのだが、頑として拒絶されたのである。生徒の心情と現場目撃の教師への上部組織の無理解には大いに失望させられたと言う報告があったのである。

読賣新聞

12月26日 土曜日
昭和62年(1987年)

THE YOMIURI SHIMBUN

第8350号 (日刊) ©読賣新聞西部本社(1987年)

発行所
読賣新聞西部本社
北九州市小倉北区明和町1番11号
郵便番号 802
電話(093)531-5131

Xマスに学校を休む子供たち

「信仰を守るために、学校を休まなくてはならない子供たちがいます」

クリスマス前日の二十三日夜、記者の取った電話は、頭を冷やして聞かなくては、と聞きまいをたださせるものでした。電話の主は、北九州市小倉北区内の宗教法人の役員(匿名)。やり切れないさうな声が続きます。

「全国で五百人ほどの教団です。日蓮上人の教えを守って、他の宗教行事には参加しない方針です。いまですが、公立学校の中には『おたのしみ会』などの名

称で、クリスマス会を開いている所があります。児童や先生の懇親会なのでしようが、その実は、サンタクロースの絵を描かせたり、クリスマスカードを交換したりしています。」

市教委や学校側に改善を求めましたが、『習俗的なもので宗教行事ではない』と、受け付けられませんでした。一般化した儒教に発した行事などは、儒教の発する教団もないので、習俗と呼べるかもしれませんが、キリスト教は今も活発な宗教運動を展開しており、習俗とは納得できません。」



そこで、信者の子供たちが取った方法が、学校を欠席すること。「宗教はプライベートに属すること

で開かれたところも多いようです。」

終業式の日、学校で友達に「また来年」と言えない子供たちがいるとは……。子供たちの残念そうな顔が浮かびます。市教委に話を聞きました。

「子供たちの計画、発想ですから、クリスマス的になりません。宗教行事ではないと思うのですが、人それぞれ考え方は違いますから……。行事内容は教師がチェックしているはずですが、理解が得られないような内容になってはならないでしょう。」

その内容が、どこまで許されるのか、具体的な方針は聞かれませんでした。

役員は「キリスト教の勢力が強いアメリカでさえ、宗教系の学校には補助金を出さないなど気を配っていると聞いています。日本の公立校は、日の丸には敏感なのに、宗教にはルーズです」と指摘します。

確かに、日本人は宗教に對して、長く言えば大らか、懇く言えば鈍感な点があります。信教の自由は憲法で保障されていますが、これを支えるのは、信仰者に対する思いやり、と書えます。来年こそはすべての子供が参加できる会にしたいものです。」

「おたのしみ会」などは、二十四日の終業式、ちょうどクリスマスに合わせ

「おたのしみ会」などは、二十四日の終業式、ちょうどクリスマスに合わせ

「おたのしみ会」などは、二十四日の終業式、ちょうどクリスマスに合わせ

五日新聞

北九州市小
13-1(郵
毎日新聞西
電話(093)54
福岡下
郵便振替口座
◎毎日新聞社

本日16

3面 私大、値上げの春に
11面 女子バレー、日本が5連覇
14面 福蘭大学長に松本教授

クリスマス会出席しません

保健室で自習 弟は欠席

八幡の「お楽しみ会」と先生

十八日、北九州市の小学校で授業中に全校児童が参加してクリスマス会を開いたが、六年生と三年生の兄弟が「僕はキリスト教ではない」と出席を拒否した。学校側は「お楽しみ会で宗教行事ではないので」と兄弟と話し合ったが兄弟は「それなら授業中ではなく、放課後でも希望者だけでやればよい」と主張、結局兄はその時間、保健室で自習、弟は欠席した。戦後クリスマス・パーティーが慣習問題を抱き、年末の一般的なお祭りの行事にもなっているだけに生徒が「思わぬ」宗教批判、を持ち込まれた学校側は板ばねみで大きな苦悶を見せかけていた。

少年の信仰波紋

舞台となったのは北九州市八幡西区上津屋の同市立八幡小(渡辺博義校長、児童千五百二十五人)でこの日の二時限目にクリスマス会を開いた。この会は同校が今年年集会の一環として毎月一回開いているもので十八日の会ではクリスマスカードの交換や聖歌の合唱を行った。

このクリスマス会は、児童の代表である集会委員が企画立案、職員会議でも「問題なし」。十五日、各クラスで交換するカードをつくる段階で同区小幡市住の会社員、Aさん(三男)とB君(三男)同小幡市小幡北区都二丁目本部を置き日蓮宗の流れをくむ本門正宗の熱心な信者。全国約五百人という小さな宗派だが、B君は夏休み中に開かれた研修会にも自主的に参加、今回の行動も親や周りから

言われたのではなく「まがった」としてはいたけれど」と自分で決めたという。同宗幹部も「今回の学校のやり方は教育者としての態度を欠いている。そういう形にして、授業に特定の宗教を持ち込むことは憲法二〇条に触れるし、それ以上宗教的に白紙の手本もたない、ある特定の宗教をまじけるのはまがっている。B君たちは自分の宗教はこれだ、という自信があるのだから、決して宗教行事のひびきで、決して宗教行事ではない」との立場。クリスマス会を「宗教行事」で取り扱ったのは初めてだが、兄弟の拒否、拒否は「言葉遣いを悪くされた」。

渡辺校長は「子供たちが自分で決断し、楽しんでやればよい。B君の拒否がなければ、学校には休まないとしたら、自習してよかったらよい。」

学校側には宗教の強制を企及しない、と強調しながらも、渡辺校長は「海外の」とは「キリスト教」に批判がある。以上を踏まえ、今後の学校活動の改善について話し合った。

学校側はB君の集会欠席を「風潮を起した」として、渡辺校長に説明。しかし集会委員のB君は「元気のいい、どうして休んだのか」とは「心の整理を見せたため、担任教師が「世の中には一生懸命に信仰している生徒がある。B君の家も信仰心が強く、本人の意思で参加できなかった」と話した。B君は「休んだ」とは「休んだ」と話した。

「お楽しみ会」と先生

八幡の「お楽しみ会」と先生

八幡の「お楽しみ会」と先生

同日夕刊(近事片々)
キーンと夜の夜に小学生造及
ウーン甘ったれ風潮にパンチ一発
ほんとに効いたよ

議案第 1 号

平成 2 4 年度学校教育の基本方針について

平成 2 4 年度学校教育の基本方針について、議決を求める。

平成 2 4 年 1 月 1 9 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

平成24年度 学校教育の基本方針及び目的と目標

基本方針

小田原市教育委員会は、小田原市教育都市宣言及び新しい学習指導要領の趣旨や目的を踏まえ、子どもの夢と希望と知恵をはぐくむ教育を推進します。

そのために、「**3つの心と3つの力**」を視点として、子どもの豊かな心の育ちを願い、生涯学習の基礎・基本を培い、**未来を拓き、たくましく生き抜く力**を育てていきます。

そして、子ども、保護者、地域の方々、教職員のそれぞれの願いの実現をめざし、共に理解し育ち合い、**学校、家庭、地域が支え合って、明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校づくり**を展開していきます。



目的

未来を拓くたくましい子ども【3つの心と3つの力を持った子ども】の育成

3つの心

関わる力

3つの力

自分を取り巻く環境を構成している人や自然などのあらゆる事象に興味・関心を持ち、意欲的な関わりを通して、それらを理解し、共生していこうとする力

温かい心

人としての優しさ、愛情、真心など

広い心

思いやり、寛容な心、人の役に立とうとする心など

燃える心

困難を乗り越え、何事にも挑戦する強い心など

学ぶ力

目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、問題を解決していく力

創る力

習得した力を基に、考えたり表現したりする活動を通して、実生活などの場で、活用・探究していく力

目標

施策の方向性

未来を拓くたくましい子どもの育成

1 「生きる力」を育む教育活動の推進

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健康や体力づくり・食育の推進
- ④ 教職員の資質・指導力の向上

2 小田原の良さを生かした教育の推進

- ① 小田原の良さを生かした学習の推進
- ② 郷土を愛し、大切に学習の充実

3 家庭・地域と共に歩む教育の充実

- ① 地域一体教育（学校・家庭・地域）と幼保・小・中一体教育との融合
- ② 「未来へつながる学校づくり」の推進

4 きめ細かな教育体制の強化

- ① コミュニケーション能力の向上
- ② きめ細やかな児童・生徒指導の推進
- ③ 支援教育の充実

5 教育環境の整備

- ① 安全で快適な教育環境の整備
- ② 子どもの安全・安心の確保



平成24年度

学校教育に関する取組の重点

豊かな心、確かな学力、健康や体力などの「生き抜く力」を育むことは、「未来を拓くたくましい子ども」を育てることであり、それは、将来にわたって持続可能な社会を構築することにつながると考えます。

そのために、「明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校」「保護者・地域の方々・教職員の三者が学び合える学校」をめざします。

地域一体教育 と 幼保・小・中一体教育 の 推進

子ども一人一人の幸せと成長を願い、学校・家庭・地域が一体となった地域一体教育と幼稚園・保育所・小学校・中学校が一体となった幼保・小・中一体教育の融合を図り、『未来へつながる学校づくり』を推進します。

- 各校に配置された、学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターと連携して、教育活動全般にわたって、さらなるスクールボランティア活動の充実を図ります。
- 就学前教育から義務教育終了までを見通して、それぞれの教育目標をふまえた、関連性・連続性のある教育活動を展開することにより、生涯学習の基礎・基本を培っていきます。

徳

豊かな心の育成

教育活動全体を通して、「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」、「生命や人権を尊重する心」、「感動する心」、「挑戦する心」など豊かな心をはぐくむ教育をめざします。

- ★子どもの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「**おだわらっ子の約束**」を実行していきます。
- 子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、**読書活動**を推進します。

知

確かな学力の向上

「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」などの確かな学力の向上をめざします。

- ★「わかる授業」「考え表現する授業」を充実させるために、**積極的な授業公開・授業研究や多面的な授業評価**等を行っていきます。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、さらなる**指導方法の工夫・改善**に取り組みます。

体

健康や体力づくり・食育の推進

★生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、**体力の向上**を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「**食**」と関わり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いをしっかりと受けとめ、自分の考えや思いを積極的に表現するなどして、コミュニケーション能力（**関わる力**）を発揮できる子どもの育成をめざします。

きめ細やかな児童・生徒指導の推進

★**好ましい人間関係づくり**に努め、子ども一人一人の居場所づくり・絆づくりの充実を図ります。不登校への対応やいじめをはじめとする問題行動の解消への取組を一層推進します。

支援教育の充実

★自らの力で解決することが困難な課題(教育的ニーズ)を抱え、教育上配慮を要する子ども一人ひとりへの適切かつ柔軟な指導の充実をめざします。**保護者との連携**を図っていくとともに、交流及び共同学習を推進していきます。

郷土を愛し、大切に学習の充実

★郷土の偉人、自然、歴史・文化などと関わり学ぶことを通して、郷土を愛し、大切に学習の充実をめざします。

子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。(防災・防犯・交通安全教育)

※ 各学校は、上記の重点のうち、★の取り組み(特に**ゴシック文字**で示すもの)を、**学校評価の共通評価項目**として設定します。

教職員の資質・指導力の向上

子どもの個性を尊重しながら能力を伸ばし、社会の一員として生き抜く基盤を育てるために、教職員が指導力を高め、教職への**情熱と使命感**を持って、魅力ある学校づくり・信頼ある学校づくりに取り組みます。

平成23年度3月補正予算 学校施設改修予定

資料 1

1 外壁改修工事

No.	施設名	件名	概要
1	酒匂小学校	北校舎北面等外壁改修工事	外壁モルタルに剥離が発生しており、落下の危険性があるため、ピンネット工法による補強を行う。
2	矢作小学校	屋内運動場外壁改修工事	屋内運動場外壁の多くがガラスサッシであり、老朽化に伴い、雨水の吹き込みが生じているため改修を行う。
3	早川小学校	南校舎北面等外壁改修工事	外壁モルタルに剥離が発生しており、落下の危険性があるため、ピンネット工法による補強を行う。 ※ 南校舎南面は平成19年度に改修済み
4	城山中学校	南校舎南面外壁改修工事	外壁モルタルに剥離が発生しており、落下の危険性があるため、ピンネット工法による補強を行う。
5	矢作幼稚園	園舎外壁改修工事	外壁モルタルに剥離が発生しており、落下の危険性があるため、ピンネット工法による補強を行う。
6	下中幼稚園	園舎外壁改修工事	外壁モルタルに剥離が発生しており、落下の危険性があるため、ピンネット工法による補強を行う。 ※平成22年度に北面を整備済み

2 受水槽等改修工事

7	久野小学校	受水槽等改修工事	東日本大震災を踏まえ、広域避難所となる小学校の水の確保のため、老朽化した受水槽及び高架水槽を整備する。
8	富水小学校		
9	桜井小学校		
10	酒匂中学校		
11	白山中学校		
			東日本大震災を踏まえ、広域避難所二次施設となる中学校の水の確保のため、老朽化した受水槽及び高架水槽を整備する。

3 その他工事

12	矢作小学校	教室及び廊下改修工事	教室や廊下の老朽化により、床の傷みが激しいため改修工事を行う。
----	-------	------------	---------------------------------

小規模特認校制度の入学者募集状況について

1 これまでの経過

平成23年10月25日 教育委員会定例会にて審議・決定
 11月～ 広報活動開始
 12月1日～ 入学申請書受付開始
 12月14日 片浦小学校説明会・公開授業
 平成24年1月13日 一次募集 入学申請書提出期限

2 平成24年4月入学の申請状況について

(1) 申請者数（平成24年1月13日時点）

(単位：人)

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
募集人数	13	7	10	7	6	2	45
申請者数	8	0	0	3	1	1	13

※ 学年は、平成24年4月時点。

※ 小規模特認校としての特色を活かすため、1学年の人数を15人までとして募集人数を設定。

※ 募集人数に達するまで申請を受け付ける。

(先着順・申請書提出期限は3月30日(金))

(2) 申請者地域別内訳

町田小学校区2人、富水小学校区1人、下府中小小学校区3人、国府津小学校区1人
 東富水小学校区1人、矢作小学校区2人、報徳小学校区2人、転入予定者1人

(3) 申請者男女別内訳

男：4人（1学年2人、4学年1人、5学年1人）

女：9人（1学年6人、4学年2人、6学年1人）

<参考>片浦小学校児童数（平成24年1月13日時点）

(単位：人)

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
平成23年度	8	5	8	9	13	12	55
平成24年度 見込み	10	8	5	11	10	14	58
内 特認校入学者	8	0	0	3	1	1	13
内 片浦地域在住者	2	8	5	8	9	13	45

情報提供
平成 24 年 1 月 10 日 (火)
教育部 保健給食課
TEL:0465-33-1692

報道各位

公立小・中学校の空間放射線量率のホットスポット調査結果について

公立小・中学校における空間放射線量率については、平成 23 年 12 月 5 日 (月) ~平成 24 年 1 月 6 日 (金) の間に、先に実施した久野小学校・片浦小学校を除く全小・中学校 34 校の敷地全体について測定した結果、いずれの小・中学校も除染基準値を超える値は検出されませんでした。

検査方法

γ 線用シンチレーションサーベイメータ等を使用し、小田原市の除染基準に基づき、地上 5cm 及び 50cm の高さを測定した。

■小田原市の除染の基準

公的空間	基準の高さ	除染基準値 (μ Sv/h)
子どもが座り、ある程度の時間いる場所 (代表値) 校庭・砂場など	5cm	0.19
子どもがその場に短時間しかいない場所 (局所値) 雨どい下など	50cm	0.19

$(0.19 \mu\text{Sv/h} \times 8 \text{ 時間 (屋外)} + 0.19 \times 0.4 \times 16 \text{ 時間 (屋内)}) \times 365 \text{ 日} = \text{年間 1 ミリシーベルト}$

※参考

国の対応方針

- ・その場所で何時間も過ごす場所の値 (代表的な線量) については、地表から 1m の高さの空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合、除染を行う。
- ・短時間しかいない場所の値 (局所的な線量) については、地表から 1m の高さの空間放射線量率が周辺より $1 \mu\text{Sv/h}$ 高い場合、除染を行う。

通知表（票）事故調査委員会

報告書

平成 24 年 1 月

通知表（票）事故調査委員会

目次

1	はじめに	…	2 ページ
2	通知表（票）事故調査委員会について	…	2 ページ
	(1)構成メンバー	…	2 ページ
	(2)通知表（票）事故調査委員会の活動経過	…	2 ページ
	(3)事故原因の検討と分析	…	4 ページ
3	再発防止策の提案について	…	5 ページ
	(1)今後の対応策について	…	5 ページ
	①チェックシートの活用	…	5 ページ
	②通知表作成のための時間の確保	…	6 ページ
	③『通知表相談日』の実施	…	6 ページ
	(2)今後の課題	…	6 ページ
	①信頼回復の具体的手立て	…	6 ページ
	②校務支援システムの導入	…	7 ページ
4	まとめ	…	8 ページ

1 はじめに

小田原市内の小中学校において、多くの通知表記載ミスが発覚し、“二度と記載ミスを起こさない”という強い決意と具体的手立てを示すために、『通知表（票）事故調査委員会』を立ち上げた。学校に対する信頼回復のために、教職員が何をしていくべきかを確認する意味でも、この『通知表（票）事故調査委員会』で協議した内容を、報告書という形で全校へ配布し、再発防止の徹底を図ることとした。

なお、小学校の通知表は「のびゆく子」として、中学校では全11校の中で「通信表」2校、「通知票」9校という現状がある中、『通知表（票）事故調査委員会』という名称とした。この報告書の表記については「通知表（票）」を「通知表」と、「通知表（票）事故調査委員会」を「調査委員会」と簡略化して表記している。

2 通知表（票）事故調査委員会について

(1) 構成メンバー

◎…委員長 ○…副委員長

調査委員	学識経験者	◎野中陽一（横浜国立大学 教育人間科学部附属 教育デザインセンター 准教授）
	教育長	○前田輝男
	校長	森戸義久（国府津小） 野崎裕司（国府津中）
	教頭	平野真弓（新玉小） 小野弘之（城北中）
	教務主任	久保寺仁（富水小） 石井朝方（千代中）
担任		佐々木篤（三の丸小） 加藤直樹（城山中） 瀬戸由里子（酒匂小） 北村しのぶ（酒匂中）
	委員長	和田重宏
教育委員	職務代理者	山田浩子
	教育委員	山口潤
	教育委員	萩原美由紀
事務局	教育部長	三廻部洋子
	教育指導課長	西村泰和
	担当課長	長澤貴（教職員担当）、栗畑寿一郎（指導相談担当）
	指導主事	菴原晃、鈴木一彦、大須賀剛、堀賢一郎、田中修

(2) 通知表（票）事故調査委員会の活動経過

① 第1回調査委員会

（平成23年11月21日（月）15:00～17:25 於 小田原合同庁舎2G会議室）

* 委員長に野中陽一准教授、副委員長に前田輝男教育長を選出。

* 記載ミスの発生原因について検討。

【共通】

- ・パソコンへの入力や原簿記載ミスとともにデータの一元化がされていないこと。

【小学校】

- ・「出欠席」については、健康観察簿から出席簿へ転記していること。
- ・統一したソフトを使っているものの、観点の重み付けのためソフトに手を加えていること。
- ・学年ごとに異なるシートを使用しているため、違う学年のシートを立ち上げて

しまったということ。

- ・印刷プレビューで枠内でも、実際の印刷では印字されなかったこと。
- ・最後に手渡すものを確認するという基本的なことを怠ったこと。

【中学校】

- ・通知表作成のための入力を、担任だけでなく副担任（学年職員）も行うことが多く、その入力内容を再確認する必要があること。
- ・学校毎にシステムやソフトが異なるため、作業に慣れるまで時間がかかること。
→市販ソフトを導入して統一すべき。

*保護者の立場からの意見

- ・「保護者として先生方を信頼している部分でありながら、評価・評定については言いたくても言えない部分である。」

*詳細については、会議録→[別紙A](#)参照。

②第2回調査委員会

(平成23年11月29日(火) 15:00~17:10 於 小田原合同庁舎2G会議室)

*具体的なチェック手順について、事務局案を検討。

- ・あまりにもチェック項目が多く最終段階に向け慎重さに欠けてくる要因となり、もっとシンプルにすべきである。
- ・チェック時間を確保するのが難しい。
- ・→ 次回に再修正して提示。

*「評価・評定」について信頼を回復するための検討。

- ・ただ通知表を配るだけでなく、成績について面談で細かく説明する。
- ・面談は現在でも小中どちらでも行っているが、さらに丁寧に行う必要がある。
- ・小学校は私立中学入試もからみ、中学校で作成する高校入試関係の資料である調査書と同様なことが言える。
- ・観点別評価は保護者にとってわかりにくいので教科通信を出している。
- ・→ 信頼回復の具体的手立てを報告書に盛り込んでいく。

*詳細については、会議録→[別紙B](#)参照。

③第3回調査委員会 (平成23年12月22日(木) 15:00~17:35 於 小田原合同庁舎2階2B会議室。小学校部会は全体会終了後 17:40~18:50 於 2C会議室)

*チェックシートについて前回の事務局案の修正版を小中学校別に検討。

- ・中学校のチェックシートは原案通り。
- ・小学校のチェックシートは、全体会終了後さらに細かく修正。
- ・チェックシートの詳細→[別紙1-1](#) [別紙1-2](#) [別紙1-3](#) [別紙1-4](#)参照。

*報告書(案)の検討を行い、項目の入れ替えとともに文言の修正。

*校務支援システムのデモンストレーションを2社から提示。現行の作成手順と校務支援システムによる作成手順の違いを確認。その後、協議。

- ・名簿作成から出欠席、通知表、指導要録へとつながる校務支援ソフトを導入し効率化を図るべきである。

- ・効率化によって生み出される時間は児童・生徒のために還元できる。
 - ・システム導入については、教育委員会が検討していく。
- *詳細については、会議録→[別紙C](#)参照

(3) 事故原因の検討と分析

今回の通知票記載ミス进行分析すると、その主な原因は次の3点でそれらが複合してミスが起こっている。

- ①パソコンの入力や操作ミス等、教職員一人ひとりの不注意によるもの。
- ②チェック体制が機能しなかったこと、教職員の危機管理意識の欠如によるもの。
- ③パソコンソフトの機能の理解が不十分であることによるもの。

調査委員会で分析した記載ミスの一覧は[別紙2](#)であり、「正確な入力」と「確認・点検の徹底」の二つが特に重要であるという結論になった。

項目ごとの大まかな状況は、次のとおりである。

『項目別ミスとその対応策一覧』

項目	内 容	対 応 策
出欠席	〈小学校〉 健康観察簿から出席簿作成段階での転記ミス	健康観察簿は出席簿ではないことを担任は自覚する。担任は健康観察簿や出席簿の正確な記載をしなければならない。月単位でまとめて集計することでの記載ミスが多いので、毎日こまめに記載していく。
	〈小学校〉〈中学校〉 パソコンへの入力ミス	欠席日数欄などが、パソコン入力画面と出席簿の記入位置と一致していないことから起きたミスがほとんどで、項目を確認し正確に入力する。転入生があった場合は、授業日数が他の児童・生徒と異なるため、複数の教職員で確認する。
特別活動	〈小学校〉〈中学校〉 所属クラブ名や委員会名の誤記入や未記入	単純な入力ミスまたは未記入のままであったことから、入力後の確認をしっかりとる。手持ち資料と入力結果を複数の教員で確認することが必要。また入力しない場合のチェック機能をソフトに付加することも対策となる。
評価・評定	〈小学校〉 低学年、中学年、高学年と3種類のシートから立ち上げる際に、別の学年のシートを立ち上げてしまったミス	プリントアウトの際に確実に確認すること。ソフトを低・中・高と3つに分けておくことも有効である。
	〈中学校〉 同姓の生徒だったため、小テストの結果を入れ替えて入力してしまった。	小テストなどを入力する場合には、生徒のテスト結果を出席番号で確認してから入力するなど、細心の注意を払う。

項目	内容	対応策
所見	〈小学校〉〈中学校〉 氏名入力の際の漢字変換ミスや総合的な学習の時間の所見を前回と同じものを貼り付けた。印刷可能範囲を超えての入力のため最終行の文字が印字されなかった。	確認不足が原因。担任は児童・生徒の顔を思い浮かべながら所見を読み返し、さらに複数の目で確認をする。 総合的な学習の所見については、前期と後期の所見が併記されるような様式に変更することも記載ミス防止につながる。
入力方法	〈中学校〉 学校ごとに違うソフトを使用しているため、新採用者や異動してきた教員がソフト入力について正しい理解をしないまま入力してしまった。具体的には半角入力すべきところを全角で入力してしまったため、関数が反映されず評定が実際の評価よりも低くなってしまった。	新たにその学校に赴任した教員へソフト入力についての研修を行う。学年集団でフォローする体制をさらに整える。 半角全角の入力を自動チェックできるようにソフトを改良する。将来的には中学校も全校統一したソフトを導入し、異動しても新たなソフト入力の学習をする必要をなくす。
管理職の点検	〈小学校〉〈中学校〉 最終段階でのチェックは、管理職としてしっかりと行わなければならない。	担任、学年でのチェックがきちんと機能していればミスの発生はない。それでも管理職として児童・生徒に手渡す完成版の最終チェックをする必要があり、校長と教頭がそれぞれ「どの項目をチェックするか」をあらかじめ分担して、記載ミスゼロの最後の砦とならなければならない。
	〈中学校〉 原簿から管理職が評定のミスを発見するのは難しい。ある生徒の評定のうち、極端に低い教科や逆に高い教科があるなどなければ、管理職がミスを発見することはできない。	保護者にとって評価・評定について異議を唱えることはなかなかできない。生徒も自分の小テストなどの結果から評定について質問しにくい場合もある。そのため日頃から指導と評価の一体化を含め、年度初めに評価について保護者にも説明をし、生徒にも丁寧な説明をしておく必要がある。

3 再発防止策の提案について

事故原因の分析に基づき、以下の対応策を定め、徹底することとした。

(1) 今後の対応策について

①チェックシートの活用

入力ミスをなくすために、転記の際には入力者以外の者が必ずチェックすることを原則とし、小学校、中学校それぞれのチェックシートを作成した。

また、通知表の作成過程で作られる「手持ち資料」「データ一覧」「原簿」「個人票」を以下のように定義した。 【いわゆる“一覧表”を「原簿」と表記することとした】

「手持ち資料」…教師の持つデータ（評価資料、出席簿、委員・係・部活動などの名称や活動記録など）
「データ一覧」…Excelなどの表計算のシートに学級・学年のデータを入力したもの
「原簿」…各データ一覧を印刷し加除修正するもの（紙）
「個人票」…データを様式に反映させ印刷した個々の票
「完成版（通知表）」…台紙に貼り付ける等の作業が終了し、児童・生徒の手元に渡る状態のもの

その上で、作業日程、作業段階と、各段階でのチェック項目及びチェック担当者を示した。→[別紙1-1](#)参照。

小学校のチェックシートでは、「原簿の段階で手持ち資料、出席簿等との照合

を行うこと」「原簿の修正は朱書きし、途中で差し替えず完成版まで使用する」ことを原則とし、「原簿の点検」「個人票の点検」「完成版の点検」と大きく三つの項目を設定し、担任や学年でのチェックポイントと管理職としてのチェックポイントを分りやすく示した。→[別紙1-2](#)参照。

中学校のチェックシートでは、「間違いを指摘する場合は朱書きし、原簿を途中で差し替えない」という原則は、小学校のチェックシートと同じである。中学校では教科担当が評価・評定をつけ、学級担任が所見や委員会・係・部活動等を入力するので、チェックシートを「教科用」→[別紙1-3](#)参照 と「学級用」→[別紙1-4](#)参照 の2種類に分けて示すとともに、担当者・学年・管理職それぞれのチェックポイントを分りやすく示した。

②通知表作成のための時間の確保

通知表の作成とチェックのための作業時間を、年間計画に位置付け、余裕をもって、計画的に作業を進められるようにする。具体的には、担任が月ごとに欠席の記録を整理する時間、学年で「データ一覧」「原簿」をチェックする時間、管理職がチェックする時間等を確保する。

③『通知表相談日』の実施

児童・生徒、保護者の信頼回復のためには、学校が通知表の記載内容についてこれまで以上に説明責任を果たす必要がある。特に「評価・評定」については、先生に相談しにくいという現実がある。そこで、相談のしにくさをなくすために、通知表を手渡されて家に持ち帰ってもう一度じっくりと見た後に、保護者や児童・生徒が通知表に書かれているすべての内容について、質問や問い合わせができるような時間設定を小田原市全校で実施する。具体的には、『通知表相談日』として3日間程度設定する。前期通知表の場合は、後期初日から3日間程度、後期通知表の場合は春休み中に数日間程度設定していく。前・後期どちらの場合も「通知表の記載内容について、いつでもどうぞ、どんなことでも…」という場面設定をし、児童・生徒、保護者が気軽に相談に行けるようにし、教員も具体的に説明ができる状況を作ることで信頼回復に努める。

また、通知表を児童・生徒に手渡すだけでなく、通知表を渡しながら担任から具体的なコメントを児童・生徒へ直接伝える『ミニ面談』の時間も設定する。

(2)今後の課題

①信頼回復の具体的手立て

多量の通知表の記載ミスから、「評価・評定」の信頼が揺らいでしまうことが最も大きな課題である。実際、今回の記載ミスの中にも、「評価・評定」に関わるミスがあった。保護者の立場からすれば、「うちの子の評価も間違っていたのではないか？おかしいのではないか？」と疑心暗鬼になり、「評価・評定」を出す教師に対する不信感につながってしまうことも考えられる。日々の教育活動すべてに不信感をもたれてしまうことが、教育活動を進めていく上で最も大きな障壁となる。学

校が保護者に対して「評価・評定については大丈夫です。間違いはありません」と伝えたところで、どれだけの説得力があるだろうか？ 基礎学力をきちんと付けさせ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校等へとしっかりとつないでいける「評価・評定」としていかなければならない。

そのためには、どの学校でも、特に中学校においては、高校進学を控えているため、保護者や生徒に対して「評価・評定」についての懇切丁寧な説明が求められる。年度初めの保護者が集まる機会（たとえばPTA総会や学年懇談会など）に、各教科の「評価・評定」の具体的な説明を、今まで以上に実施していく必要がある。同時に、生徒へは『教科通信』や授業の中において、さらに細かく「評価・評定」の観点、評価材料、授業での取組方法、学力向上の具体的手立て等を、細部にわたって説明をしていく必要がある。そのことが、保護者や生徒への信頼につながっていくものとする。

他県では、通知表のない小学校も存在する。そもそも通知表は必ず出さなければならないものではなく、校長の教育課程編成権（裁量権）の一つであるため、校長が「通知表を出さない」と決めることもできるからである。小田原市の学校で通知表をなくすことは考えにくいですが、まずは通知表の項目について再考することも今後検討の一つとなる。夏休み前や冬休み前に行われている「保護者面談」または「三者面談」の充実とともに、担任からは学校生活の様子や成績の話をし、今後の課題や具体的な取組等が分りやすく家庭に伝えられれば、通知表の内容項目を簡素化することも考えられる。

②校務支援システムの導入

現在、通知表作成に使用しているソフトウェアは、データの共有ができず、チェック機能がないなど校務効率化に十分に寄与しているとは言い難く、ミスを誘発した要因にもなっている。このようなソフトウェアを小学校に一斉導入した校長会やそれを認めた教育委員会にも責任がある。また、中学校で異なるソフトウェアを用いている現状を放置していたことも問題である。

教育の情報化は喫緊の課題であり、教育委員会がビジョンを策定し、計画的に情報化を進めることが求められている。特に校務の情報化は、教育委員会主導で全校一斉に進めるべきであり、統一した校務支援システムを早期に導入する必要がある。校務支援システムの導入によって評価の充実を図り、学習指導の改善に生かすだけでなく、効率化によって得られる時間を、授業改善のための時間に充てたり、教職員が児童・生徒と触れ合う時間に充てたりすることが望まれる。

また、評価の根拠となる評価資料の情報入力から、観点別評価基準の適用、評価までをシステム化することも可能となる。これによって、すべての学校が児童・生徒一人ひとりの進歩の状況や教科の目標の実現状況を、共通の方法で的確に把握することが可能となる。目標に準拠した評価を徹底するためにも、児童・生徒や保護者が評価の妥当性をチェックできるようにするためにも、評価方法を可視化し、早急に校務支援システムを導入する必要がある。

4 まとめ

通知表（票）事故調査委員会では3回にわたり検討を重ね、すぐにできる改善策を中心に協議した。

正確な通知表を作成するためには、各校において学年ごとに集中した作業ができる時間や場所の設定と、教職員が互いに協力して確認作業を行うことが大切である。しかし、どんなに細心の注意を払いながら作成しても、人間が行うことなので何かしらのミスが発生するものであるということを想定し、そのミスをそのまま学校の外に出さないという意識を常に持って作成作業に当たらなければならない。そのために「チェックシート」を作成した。

次の段階としては、この「チェックシート」を運用する時間をどう生み出していくかということになるが、それぞれの学校の実情に合わせて、創り出していかなければならない。まずは担任や教科担当個々が、正確な「評価・評定」をすることが大前提である。その後、手持ち資料、原簿との照合作業や、複数の教職員の目による確認作業を、複数回繰り返すことで初めて「記載ミスのない正確な通知表」となる。

今回の通知表記載ミスで、担任や管理職が家庭訪問をして謝罪した際に保護者から「先生も人間ですからミスはあります。今後二度とミスがなければいいですから…」と訪問した教職員に対しねぎらいの言葉をいただくこともあった。これは、多くの保護者が学校や教職員に対して期待している表れである。その期待を裏切らないよう、またその言葉に甘えることなく、児童・生徒の指導にあたっている教職員一人ひとりがさらに襟を正し、今回の通知表記載ミスをきっかけに、“二度と記載ミスを起こさない”と強い決意を持ち続けていかなければならない。同時に、学校の教育目標を具現化するために自分は何ができるかを再考し、さらなる教育活動の充実に向けて取り組んでいかなければならないと考える。

最後に、各校において、この調査委員会の報告書の具体的な手立てが、全教職員に周知徹底・実行され、今後の児童・生徒の学校生活の充実と学校教育の信頼回復のきっかけとなるよう、校長がリーダーシップをさらに発揮するとともに、教職員一人ひとりが自覚し、完全な通知表の作成が行われることを願うものである。

『通知表記載ミスをなくするための具体的手立ての概要』

教職員は…

①「二度とミスを出さない」という教職員の強い決意

②正確な記載と正確な入力

③「チェックシート」の活用

④パソコンソフトの十分な理解

学校では…

①集中した作業ができる時間や場所の確保

②チェック体制の確立、確認・点検の徹底

③「通知表相談日」の実施

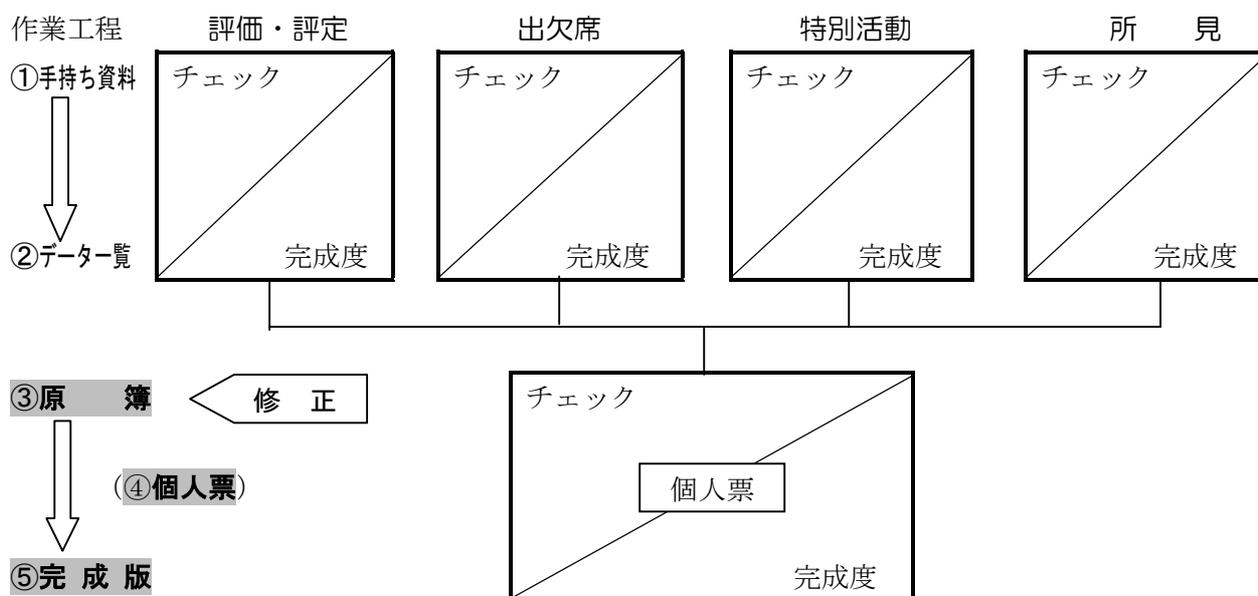
④評価・評定の丁寧な説明

今後は…

☆「校務支援システム」の導入

1 手持ち資料から通知表完成までのイメージ図（小・中学校用）

☆担当の管理する資料は正確なものであること。
 ☆入力はチェックポイントを確認し、慎重に行うこと。
 ☆完成版は、複数で再確認すること。



言葉の定義

- ①手持ち資料 …教師の持つデータ（評価資料、出席簿、委員・係・部活動などの名称や活動記録など）
- ②データ一覧 …Excelなどの表計算のシートに学級・学年のデータを入力したもの
- ③原簿 …各データ一覧を印刷し加除修正するもの（紙）
- ④個人票 …②のデータを様式に反映させた個々の票
- ⑤完成版（通知表）
 …④の確認と台紙に貼り付ける等の作業が終了し、生徒の手元に渡る状態のもの

2 作業段階とチェック内容

(1) 日程設定

- ・原則として日程の設定は学校ごとに行う。

（以前の日程例）

行程	小学校	中学校
成績一覧表等提出	15日前	
所見提出	8日前	
通知表完成	3日前	

(2) 作業段階とチェック内容（チェックシート）⇒次ページ以降へ

通知表作成チェックシート(小学校)

- ※間違いを指摘する場合
 訂正箇所は朱書きする。
 原簿は完成版ができるまで使用する(途中で差し替えない)

年 組	担任名
-----	-----

③ 原簿(成績、出欠席、特別活動の一覧表)の点検 ※各データ一覧表をプリントアウトしたものを原簿とする。

項目		担任	学年	チェックポイント	管理職	チェックポイント
原簿	評価・評定			<input type="checkbox"/> 観点別評価及び評定の決定に妥当性があるか。 ・手持ち資料と照合する。		<input type="checkbox"/> 観点別評価及び評定の決定に妥当性があるか。 ・学年、学級全体から評価の整合性、妥当性を確認する。
	総合的な学習の時間の様子 (3年生～6年生) 外国語活動の様子(5, 6年生)			<input type="checkbox"/> 誤字脱字がないか。 <input type="checkbox"/> 文章表現が適切であるか。		<input type="checkbox"/> 誤字脱字がないか。 <input type="checkbox"/> 文章表現が適切であるか。
	出欠席			<input type="checkbox"/> 出欠席欄に記載誤りがないか。 ・出席簿と照合する。(出席簿は原則毎日その都度つけ、月末などに学級や学年などで随時チェックを行う) <input type="checkbox"/> 転入生の記載は適切であるか。		<input type="checkbox"/> 出欠席欄に記載誤りがないか。 ・月日数や合計数などを確認する。 ・転入生の記載は適切であるか、確認する。
	特別活動の記録			<input type="checkbox"/> 係活動、委員会活動、クラブ活動が正しく記載されているか。 ・手持ち資料と同じか。		<input type="checkbox"/> 係活動、委員会活動、クラブ活動が記載されているか。
	氏名			<input type="checkbox"/> 漢字のミスがないか。 ・氏名印と同じであるか確認する。		<input type="checkbox"/> 漢字のミスがないか。 ・気にかかる文字の確認をする。

④ 個人票(チェック用にプリントアウトしたもの)の点検 ※原簿と照合する。

項目		担任	学年	チェックポイント	管理職	チェックポイント
個人票	評価・評定、 出欠席、特別活動、氏名			<input type="checkbox"/> 原簿の訂正箇所が適切に修正されているか。 ・朱書きされた原簿と照合をする。 <input type="checkbox"/> 印刷のミスがないか。 ・入力されるべき欄にすべて入力されているか。 ・枠内に収まっているか。	/	
	学習や学校生活などの様子			<input type="checkbox"/> 誤字脱字がないか。 <input type="checkbox"/> 評価・評定の結果と整合性がとれているか。 <input type="checkbox"/> 文章表現が適切であるか。 <input type="checkbox"/> 枠内に文章が収まっているか。		<input type="checkbox"/> 誤字脱字がないか。 <input type="checkbox"/> 評価・評定の結果と整合性がとれているか。 <input type="checkbox"/> 文章表現が適切であるか。 <input type="checkbox"/> 枠内に文章が収まっているか。

⑤ 完成版の点検 ※原簿及び朱書き訂正が加えられた個人票と照合する。

項目		担任	学年	チェックポイント	管理職	チェックポイント
完成版	評価・評定、 出欠席、特別活動、氏名			<input type="checkbox"/> 出席簿と再組照合する。 <input type="checkbox"/> 照合入力忘れがないか。 <input type="checkbox"/> 印刷ミスがないか。 <input type="checkbox"/> 貼り間違えないか。 ・表紙と個人票の氏名を照合する。		<input type="checkbox"/> 入力忘れがないか。 <input type="checkbox"/> 印刷ミスがないか。 <input type="checkbox"/> 貼り間違えないか。 ・表紙と個人票の氏名を照合する。
	学習や学校生活などの様子 総合的な学習の時間の様子 外国語活動の様子			<input type="checkbox"/> 個人票に直接入力しないで、入力シートで修正をしたか。 <input type="checkbox"/> 朱書きされた個人票の訂正箇所を適切に修正したか。 <input type="checkbox"/> 入力忘れがないか。 <input type="checkbox"/> 印刷ミスがないか。 <input type="checkbox"/> 枠内に文章が収まっているか。		<input type="checkbox"/> 訂正箇所を適切に修正したか。 ・朱書きされた原簿と照合をする。 ・朱書きされた個人票と照合をする。 <input type="checkbox"/> 印刷のミスがないか。 <input type="checkbox"/> 入力忘れがないか。 <input type="checkbox"/> 枠内に文章が収まっているか。

最終点検後の差し替えチェック ※差し替えになった旨を管理職に報告し、修正後、管理職の確認を受け、差し替える。

項目	担任	学年	チェックポイント	管理職	チェックポイント
修正後の完成版			・修正前の完成版と修正後の完成版を照合し、確認する。		・修正前の完成版と修正後の完成版を照合し、確認する。

中学校 チェックシートA (教科用)

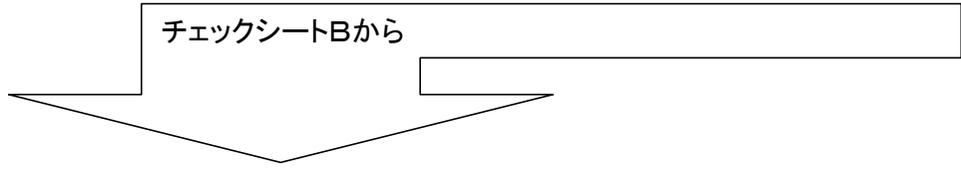
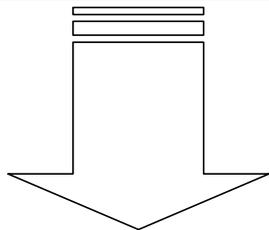
教科名:
担当者名

※間違いを指摘する場合

訂正箇所は朱書きする。

原簿は完成版ができるまで使用する。

No	行程	項目	担当者	学年	チェックポイント	管理職	チェックポイント
③	原簿	評価・評定	確認サイン	確認者サイン	<input type="checkbox"/> 手持ち資料と照合した。	確認者サイン	<input type="checkbox"/> フォント <input type="checkbox"/> ポイント <input type="checkbox"/> 半角全角などが統一されているか。
					<input type="checkbox"/> 入力のセルが間違えていないか。		<input type="checkbox"/> 観点別評価と評定は整合性があるか。
				確認者サイン	<input type="checkbox"/> 観点別評価と評定は整合性があるか。		<input type="checkbox"/> 他の教科と比べて適正か。
					<input type="checkbox"/> 前回の評定と大きく変化はないか。		



④	個人票	評価・評定 所見 特別活動 の記録 出欠席	/	確認者サイン	<input type="checkbox"/> 未記入の欄がないか。 <input type="checkbox"/> 枠内に印刷が収まっているか。	確認者サイン	<input type="checkbox"/> 未記入の欄がないか。 <input type="checkbox"/> 枠内に印刷が収まっているか。
⑤	完成版	*	/	確認者サイン	<input type="checkbox"/> 個人票と台紙の氏名を確認しながら貼り付ける。	確認者サイン	<input type="checkbox"/> 担任と個人票と台紙の氏名を確認する。

中学校 チェックシート B(学級用)

年	組
担任氏名	

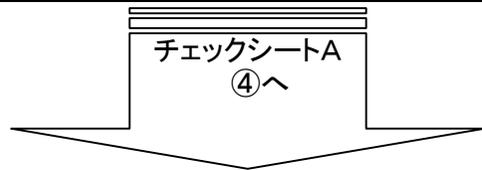
※間違いを指摘する場合

訂正箇所は朱書きする。

原簿は完成版ができるまで使用する。

No	行程	項目	担当者	学年	チェックポイント	管理職	チェックポイント
----	----	----	-----	----	----------	-----	----------

③	原簿	所見		確認者サイン	<input type="checkbox"/> 手持ち資料と読み合わせた。	確認者サイン	<input type="checkbox"/> 誤字 <input type="checkbox"/> 脱字がないか。
				<input type="checkbox"/> 誤字 <input type="checkbox"/> 脱字がないか。	<input type="checkbox"/> 文章表現が適切か。		
				<input type="checkbox"/> 委員会や係、部活動などの名称に誤りがないか。			
				確認者サイン	<input type="checkbox"/> 文章表現が適切か。		
		特別活動の記録	※毎回変更があったときに入力・チェックしているので、この段階でチェックしない。				
		出欠席	※毎月末に入力・チェックをしているので、この段階でチェックしない。				



通知表記載誤り分析及び対応策一覧表

校種	ミスの箇所(具体例)	教員数 (%)	ミス発生段階	教員数	事故に至った理由(代表的なもの)	対応策			
						作業	確認	その他	
小学校	出欠席 ・欠席0を1とした ・出席すべき日数を0に ・欠席を忌引に記入	84 (84%)	手持ち資料	12	健康観察簿をもとにして出席簿を作成する際に、転記ミスがあった。	正確な記載		出席簿・健康観察簿を検討	
			通知表作成ソフト入力時	72	入力ミス(日数などの間違い)		正確な入力	確認・点検の徹底	
					出席簿とPCの入力欄の位置が異なっていた為、入力欄を間違えた。(欠席日数と忌引き・出席停止欄)		正確な入力	確認・点検の徹底	出席簿の様式を検討
					転入生の出席状況を入力するため、4月から8月の授業日数を一旦削除したが、4月のみ元に戻すのを忘れ、他の児童の4月の授業日数に反映し、間違いが生じた。		正確な入力	確認・点検の徹底	通知表作成ソフトの改良(転入生用の出欠席欄の記入方法を考慮する。)
			出欠席の入力が未完了の段階で印刷してしまった。		正確な入力	確認・点検の徹底	ファイルは2つ作らない。(コピーをしない、必ず上書きする等)		
	特別活動 ・係、委員会、クラブ名を間違えた	4 (4%)	手持ち資料	1	所属クラブ一覧表の記録ミスがあった。	正確な記載			
			通知表作成ソフト入力時	3	入力ミスがあった。(委員会名/入力忘れ)		正確な入力	入力忘れの対応については、確認・点検の徹底	入力忘れの対応については、通知表作成ソフトに自動チェック機能を付加する。
	学校生活の様子 ・特に良いところに○がなかった。	1 (1%)	通知表作成ソフト入力時	1	入力ミスがあった。(入力忘れ)		正確な入力	確認・点検の徹底	
	評価・評定 ・評価が抜けた ・評価が異なっていた	4 (4%)	通知表作成ソフト入力時	1	何らかの理由によって評定欄の関数が機能せず、直接入力した際に間違えてしまった。		正確な入力	確認・点検の徹底	通知表作成ソフトに自動チェック機能を付加する。(または関数には保護をかける)
			通知票作成ソフト出力時	3	間違いに気づき慌ててしまい、別の学年用シートに印刷してしまった。		正確なシート選択	確認・点検の徹底(完成版の最終チェック)	通知表作成ソフトは、低・中・高学年に分ける。
氏名 ・漢字の間違い	4 (4%)	手持ち資料	4	誤った字で入力された名簿のデータをそのまま原簿に貼り付けた。	正確な記載(氏名印との確認)	正確な入力	確認・点検の徹底(完成版の最終チェック)		
所見 ・氏名の文字の間違い ・所見欄の一部が印刷されなかった。	3 (3%)	通知表作成ソフト出力時	2	「総合的な学習」の所見の文章が印刷可能範囲からはみ出ている読み取れなかった。			確認・点検の徹底(完成版の最終チェック)	通知表作成ソフトを見直す(所見入力欄の制限をしたり、エクセルでは必ず余裕をもたせて入力したりすることを徹底するなど。)	
		通知表作成ソフト入力時	1	児童の氏名の漢字変換を間違えた。		正確な入力	確認・点検の徹底(完成版の最終チェック)		
小学校 合計	100								
中学校	出欠席 ・出欠席の日数を間違えた。	10 (53%)	手持ち資料	2	出席簿への書き間違いがあった。	正確な記載			
			成績処理ソフト入力時	8	入力ミス(日数などの間違い)		正確な入力	確認・点検の徹底	
	特別活動 ・係、委員会、クラブ名を間違えた。	5 (26%)	手持ち資料	1	事前確認した際に生徒からの間違いの指摘があったが、訂正しないまま渡してしまった。	正確な記載	正確な入力	確認・点検の徹底	
			成績処理ソフト入力時	4	入力ミスがあった。(委員会名/入力忘れ)		正確な入力	確認・点検の徹底	
	評価・評定 ・評価が異なっていた。	3 (16%)	手持ち資料	2	同じ苗字の生徒を入れ替えて評価してしまった。 手持ち評価を入力する際に低い数値を入力してしまった。	正確な記載 自己確認			
			成績処理ソフト入力時	1	成績処理ソフトの評価欄に、本来半角文字で入力すべきところを全角で入力してしまった。		正確な入力	確認・点検の徹底	通知表作成ソフトに自動チェック機能を付加する。或いは入力規制をかける。
	所見 ・前期後期のデータを張り間違えた。	1 (5%)	成績処理ソフト出力時	1	「総合的な学習」の本来後期の所見を貼り付けるところに、前期所見を貼り付けた。		正確なデータの貼り付け	確認・点検の徹底	前期と後期が併記される通知表の形式を検討する。渡す日付や記号などを入れるなど、前期と後期が判別できるようにする。
中学校 合計	19								

第1回「通知表（票）事故調査委員会」 会議録

日時 平成23年11月21日（月）15:00～17:25

場所 小田原合同庁舎 2G 会議室

出席者	調査委員	前田 輝男	教育長
	〃	野中 陽一	横浜国立大学准教授
	〃	森戸 義久	小田原市立国府津小学校長（小学校部会進行）
	〃	野崎 裕司	小田原市立国府津中学校長（中学校部会進行）
	〃	平野 真弓	小田原市立新玉小学校教頭
	〃	小野 弘之	小田原市立城北中学校教頭
	〃	久保寺 仁	小田原市立富水小学校総括教諭（教務主任）
	〃	石井 朝方	小田原市立千代中学校総括教諭（教務主任）
	〃	佐々木 篤	小田原市立三の丸小学校教諭
	〃	瀬戸由里子	小田原市立酒匂小学校教諭
	〃	加藤 直樹	小田原市立城山中学校教諭
	〃	北村しのぶ	小田原市立酒匂中学校教諭
	教育委員	和田 重宏	教育委員長
	〃	山田 浩子	教育委員長職務代理者
	〃	萩原美由紀	教育委員
	事務局	三廻部洋子	教育部長
	〃	西村 泰和	教育指導課長
	〃	長澤 貴	教職員担当課長
	〃	栗畑寿一朗	指導・相談担当課長（全体進行）
	〃	菴原 晃	指導主事（司会）
	〃	鈴木 一彦	指導主事
	〃	大須賀 剛	指導主事（記録）
	〃	堀 賢一郎	指導主事（記録）

○資料確認

1 開会

2 あいさつ 前田 輝男 教育長

* 芦子小学校から追加報告があり、総人数は 500 人になったことを報告。
和田 重宏 教育委員長

3 自己紹介

4 調査委員会の目的と今後の日程（西村教育指導課長）

目的 今後、通知表の記載ミスを二度と起こさず「児童・生徒・保護者の手に渡す通知表を『正確で信頼あるもの』とするため」に事故調査委員会を設置する。

具体的活動として、事故の調査及びその分析、記載ミス防止のための改善策の提示（作成の流れの確立、チェック体制の充実、通知表作成ソフトの導入の検討）等を協議後、すべての教職員に伝達し事故再発防止に向けて取り組む。

日程 数回を予定（次回は 11 月 29 日・火）

5 正副委員長の選出

委員長…野中准教授 副委員長…前田教育長

6 記載ミスの分析と記載ミス発生原因について

【出欠席について】

- 〈小野委員〉 担任の集計ミスから起こることがあるので、担任の毎日の記入確認、週・月ごとの集計を正確に行うことが必要。
通知表と出席簿の様式の整合性が必要。
- 〈石井委員〉 通知表と出席簿の様式の整合性が必要。
統計を担当が週ごとに行い、副担がチェックをする。
- 〈平野委員〉 健康観察簿から出席簿への転記を行っていて、そのミスが多い。
月末統計の時に出席簿へ転記することが多かったので、反省し毎日記載することにした。
月末統計後、学年責任者、ブロックでなどのチェックをする体制作りをする。
- 〈小野委員〉 健康観察簿との照合も考えたが、朝の遅刻の連絡があり、その後欠席の場合、養護教諭は朝の情報「遅刻」で記録するので危険がある。
- 〈平野委員〉 小学校も同様のことが起きる。
- 〈森戸委員〉 健康観察簿から出席簿、出席簿からデータ入力と2回の作業でミスが多くなっている。便利なのか不便なのか疑問。健康観察簿は保健室なの管轄なので、出席簿は出席簿とその目的をしっかりと分けること。
- 〈佐々木委員〉 転記をするときのミスが多いので、転記をする機会を少なくするか、しないかだと思う。
- 〈野崎委員〉 毎日、生徒の登校などをしっかり把握すること。
記入欄の間違え、上下の間違いがあった。
小分けに確認してミスを防ぐ。
- [野中委員長] 小学校は健康観察簿から出席簿に転記をするのか。それは、デジタルからデジタルか、アナログからアナログか。
- 〈平野委員〉 月末統計はデジタル化した。毎日は手書き。
- [野中委員長] 毎日手書きをしたものを月末統計の段階でデジタル化しているのか。この段階でPC入力している学校もあるのか。
- 〈久保寺委員〉 一日教室で子どもたちと一緒にいるので、毎日チェックしていないことに大きな問題がある。出席簿への意識を高める必要がある。
- 〈瀬戸委員〉 以前は、まっさらの出席簿に氏名のゴム印を押し、曜日が入っているところに日を入れていた。徐々にデジタル化する中で健康観察簿を重視するようになり、チェックが甘くなった。中途半端なアナログとデジタルの間でミスが生まれているのではないか。
- [前田副委員長] 出席簿は手書きでした。出席簿は公簿です。出席簿とは何ぞやということを知りたい。地震や津波のとき何も書いていない出席簿を持っていくのか。これでは出席簿の意味を成していない。
目的に応じて活用する必要がある。健康観察簿は出席簿に反映するが、通知表に反映していないでしょう。
- 〈佐々木委員〉 していない。
- 〈森戸委員〉 学校によって違う。
健康観察簿と出席簿は別のもので、出席簿が優先されるということだと思う。
- [栗畑担当課長] 小・中の違いと意識改革の必要性が確認できた。

- [野中委員長] 中学校の場合は、紙ベースのものがひとつしかなくて、みんなが記入するというのでいいですね。
- 〈小野委員〉 朝から毎時間、担任・教科担当が細かくチェックしている。
- [栞畑担当課長] 作成手順の黒塗りの部分のとおりで、やることが多ければミスが多くなる。
- 〈小野委員〉 すべての項目や同じシートを使わないと意味がない。転出が一人いてその扱いが違うとミスが生まれる。
- [野中委員長] 現実に実現しているのか。
- 〈小野委員〉 同一のファイルを使用するよう推奨してはいるが、ウィンドウズのユーザーやマックのユーザーがいるので入り乱れている。
- [野中委員長] 個別にファイルを持っているということではなく、サーバーで一元管理しているということですね。
- 〈小野委員〉 一応一元化をしているが、使いやすく自分の PC に取り込んでいたというのが現状。公的 PC が一斉に導入されなかったのが、個人の PC を持ち込んでいたというのが現実。一番大本になるところに元の表を入れていくが、自分が使いやすいようにして表や数式を変えて使っている人もいます。
- [野中委員長] データの一元化もファイルの一元化もできていないということですね。

【特別活動・学校生活の様子について】

- [栞畑担当課長] 中学校は私物の PC を持ち込んでいたという問題があるわけです。ユーザーによつての違いが出ている。特別活動は小・中共通、小学校には学校生活の様子が1件ある。この記入ミスは突き詰めれば出席日数と同じで、入力ミスということになる。クラブ名や係名や委員会名をなぜ間違えてしまうかという、担任の意識や入力したが1行間違えているなど、入力間違いが多ければ発覚しやすいが、1行だと気づきにくい。
- 〈北村委員〉 中学校の場合は、特別活動欄には大会名だけでなく結果もあるので、部活動の顧問が入力したものが通知表まで反映するようになっている。記入内容を統一して、委員会や係名は担任が入力する。係名は学級によって独特なので担任が記入したものを副担が入力し、担任が再度チェックするようにしている。
- [栞畑担当課長] 今、「副担」という言葉が出てきたが小学校では聞き慣れないと思う。中学校には2クラスに1人ぐらい副担任がついている。
- 〈加藤先生〉 学校が変わるとシステムが違って、現任校では担任または学年で調べて入力するという方式。自分は担任で、データを副担任に入力してもらっている。どうしても、確認してくださいと言われても、入力してもらった安心感があり、確認が疎かになることがある。そこで、担任が入力する時間があるとよい。手書きと違い、入力は何度確認しても間違いが起こりやすい。
- 〈小野委員〉 特別活動ということで、エクセルではプレビューでは入っていても実際には切れてしまうということがあるので、プリントアウトしたもので確認しないといけない。
- [栞畑担当課長] エクセルが悪いわけではない。
- [前田副委員長] 自分が担任をしていた頃は、クラブや委員会の担当者が個人票を作って、子どもの評価をそれぞれの担当者が記入して返すということをしていたが、今はないか。
- 〈瀬戸委員〉 個人票はあるが2学期制になって、その期間内には必要な時期に、担任の手元に届かない。そこで、係・委員会・クラブ活動について児童に記入させ、それを元に通知表を作成している。

- [前田副委員長] 個人票を整理し、束にして使った。便利だった。
- 〈平野委員〉 個人票はあるが、必要な時期に 100%担任に返るわけではない。
- [前田副委員長] 中学校もそうか。
- 〈野崎委員長〉 個人票というわけではなく、学期の終わりに反省として生徒に記入してもらい資料としている。
- [前田副委員長] 今回ショックだったのは自分のクラスの子が自分の委員会に所属しているのに、それを記載ミスしたこと。

【評価・評定について】

- [栞畑担当課長] 小学校と中学校でシステム上の違いはあるが、記入の確認という部分をきちんと押さえていればと思う。関数がなぜ機能しなかったのか、直接入力したから関数が消えただろうということは想像できるが、また、小学校は資料にもあるように、低・中・高学年と様式が 3 種類あるので、データの入力はしたが違うシートを立ち上げて打ち出してしまったので外国語活動の評価がなかったという例もある。また、中学校では低い素点が入力されて低い評定になったとか、半角で入力しなければならないところを全角で入力したことで反映しなかったなどという、評価のミスではなくその処理の仕方が問題だったが、評価自体が違うのではないか、というご指摘もあった。
- [萩原教育委員] 評定のことについては、違うだろうとは保護者からは言えない。うちの子はこんなものだろうと真摯に受け止めるから。
- 〈小野委員〉 本校では、成績のチェックは 9 段階あるが、この部分は 0 番と呼んでいる。なぜならこの部分のミスは教科担当しかわからないから。評価結果を担当が確認し、また、観点別評価と評定の整合性のチェックを何度も行って、担任が疑問に思った点は教科担任に確認したり、評定が大きく変わった者は説明責任という点からも教科担当から担任にメモや口頭で説明することになっている。その後のデータの貼り付けをした後は、学年部長や管理職で何度もチェックをしている。一番怖いのは 0 番のところのミス。
- 〈野崎委員〉 やはり、信頼できる評価をするという組織を作っていく必要がある。また、教科コメントをもとに面談をしている。関数が反映しなかったことでのミスは、入力してもそこ以外にいかないところをもう一度確認し統一する必要がある。教科によって配分も違うので、半角でも全角でも自動認識する誰が使っても同じように使えるものの導入やマニュアルが必要。
- 〈森戸委員〉 中学校の観点別評価の配分等は県教委から提示され、研究所が出したものでやっているのか。
- [栞畑担当課長] そのとおり。
- 〈森戸委員〉 小学校は今のソフトになって観点別評価を入れると 3 年生以上は評定が出るようになってきている。しかし、小学校は観点の重み付けの感覚に差がある。例えば ◎◎○○を◎にするか○にするかや、観点別の重み付けや条件は、学校で違うことがある。作られたソフトはある一定の基準でつくってあるが学校で手直ししている。一律にした方がよいが、評価感が違うので学校できちんと話し合って決めてくださいということになり、学校でしっかりしていればよいということになる。
- 〈久保寺委員〉 H22 年度からソフトが入り、原則として入っている評価でよいと思っているが、専科の家庭科や図工で技能に重み付けをしているケースもあるのでカッティングポイントの設定が難しい。また、全員が PC に堪能ではない。ソフトはよくできている。評価は担任しかわからない。担任が持っている評価基準を学年・

学校でも検討をしっかりとすること必要。また、PCの扱い方の研修が必要で教師も人間なので時間的なゆとりがないと改善は難しい。

〈石井委員〉 本校で使用しているソフトの入力時のミスは転任者が多い。口頭とプリントでレクチャーはしているがトレーニングの時間が必要。学校によってソフトが違っていると、異動のたびにトレーニングをする必要がある。ソフトが統一されればレクチャーする対象がもっと絞られる。

〈北村委員〉 担任は面接をする際に、ただ「成績が上がりました、下がりました」ではなく必ず具体的なことを説明するようにする。疑問が生じた場合は教科担当に説明をしてもらうことを徹底する必要がある。

【氏名・所見について】

[栞畑担当課長] 中学校は学校によってソフトが違うことが問題で、転任するとベテランが新採用と同じになってしまう。小学校は、同じソフトを使っているので転任しても新たなことを覚える必要がないというメリットがある。

〈森戸委員〉 ミスにも二つあって、見出しにある氏名の部分と文章中の氏名である。文章中は変換ミスがあるが、見出しの部分は大本のデータベースから反映させているので根っこが確認されているのでミスは少ないと思う。

[栞畑担当課長] 種類がいくつかある字で申請時に違っていたというケースも過去にはあった。

[前田副委員長] 卒業証書は戸籍の字と照合するが、入学時に保護者に確認をしていないのか。

〈久保寺委員〉 している。学事からもらった名簿で氏名印を作るので氏名印を使っている文にはミスはない。でも、PCだと辞書の第2水準に載っていない文字もあるので、その場合は手書き対応をせざるを得ない。時間削減でPCを導入しているので確認を繰り返してミスを防ぐしかない。

[前田副委員長] 中学校もそうか。

〈小野委員〉 最近は市教委に依頼するとCSVという読み取り用のファイルが送られてくるので、それを使って確認をしているが、外字は黒点になってしまう。外字が入っているPCで作業をすれば問題はないが・・・。

〈加藤委員〉 観点がずれるかもしれないが、保護者の方が今の通知表をもらってどのように感じているか、全部活字で人間味が感じられるかという疑問がある。

[栞畑担当課長] 温かみのあるのは手書き。年賀状と同じ。

[萩原教育委員] そのとおりですね。所見が途中で切れているという例もありましたが、この通知表も切れていますね。子どものことを考えて通知表をしっかりと見直していただければと思う。

[栞畑担当課長] 究極は手渡す通知表をどれだけ最終チェックができたか、ということになる。小学校・中学校に分かれ、市販ソフトの導入の是非について、今使っているソフトの課題など素朴なやり取りをしてほしい。小学校では今話した部分も話し合っ

てほしい。

〈小野委員〉 小学校の共通ソフトは教員が作ったものか。それとも業者か。

〈森戸委員〉 教員。

〈小野委員〉 所詮、PCが得意な教員が作ったものは、素人の作ったものですから。

[栞畑担当課長] でも、たいへん優秀なソフトですから。

〈【以後、部会ごとに検討】〉

【中学校】

〈野崎委員〉 中学校ではばらばらというか、何種類かのソフトを使っている。現状の課題を話し合ってどちらかの方向に。

〈小野委員〉 基本的にはプロが作っているものはよくできている。教員が作っているものはアマチュアが作っているものですから。従って、教員を集めて作るというのも難しいので市販のものの導入をしてほしい。

〈石井委員〉 通知表だけでなく、成績処理からのソフトの導入を希望する。できなければ成績一覧表から先のソフトを。

〈北村委員〉 統一したしっかりしたものが導入されれば、転勤先でも安心できる。

〈加藤委員〉 PCで作業するのであれば各校で共通するものが導入できれば。

〈野崎委員〉 ある程度統一したものの導入を希望するが、成績の処理から通知表に反映するものが小田原市で統一されれば、市販のものはある程度画一的なので、こちらの使い勝手、数字の重み付けなどが優先されれば、そしてそこから先が統一されればという思いもある。エクセルはプリントアウトで切れているという問題がある。

〈小野委員〉 成績をつける部分には先生方がすごく労力を使っている。しかし、転記の部分でのミスが多い。教科担任がつけた結果が一元化され通知表まで反映されれば、ミスは非常に少なくなるはず。

〈野崎委員〉 あと先ほど出た、欄を削るなどということをしていない。

〈小野委員〉 転入用の枠があって作業ができる。すべてのワークシートが統一されている必要がある。

〈野崎委員〉 細かくこういう場合はこうといいながら作っていかないと、プロは教育のプロではないので。

[山田教育委員] プロが作っていくとどのぐらいの費用が。

[柴畑担当課長] いろいろな種類があり、ピンきりだった。安いものを導入して使い勝手が悪ければ意味がない。

[西村課長] 大体1校100万円ですか。

〈小野委員〉 オリジナルで作る場合は、月100万円単位は当たり前。

[西村課長] でも、プロだから作成作業は早い。

[山田教育委員] 中学校1校1校聞いて提示があれば。

[柴畑担当課長] こういう部分が必要であるというものがしっかりとないと意味は薄くなる。そもそも、予算が取れるかということもある。でも、この話し合いから学校の実情を伝えないと。教育委員さんから投げかけを。

[和田教育委員長] どこの市町村も評価は出しているのだから、すでに取り入れているところはあるのか。

[柴畑担当課長] 豊田市（学校数は小田原の3倍）がある。ここは、通知表だけでなく校務支援ソフトが導入されている。文部科学省のICTの研究をしている。通知表のソフトだけなら本末転倒だねと言われている。

〈野崎委員〉 いろいろな事務に反映していかないと。中学校は調査書もあるので。

[柴畑担当課長] 労力を使ってもミスにつながっているなら大本を考えないと。

[山田教育委員] 中学校は高校入試もあるから。

〈野崎委員〉 調査書の場合は全部の開示に耐えられるように、部分部分プリントして生徒、保護者に確認してもらっている。

〈小野委員〉 学習成績通知表と学校生活通知表に分け、学校生活通知表は事前に生徒、保護者に渡して確認するという考えもあった。連絡でもよい。

[柴畑担当課長] そもそも、通知表は法的に強制されるものではないけれど、そこは理解されていな

いけれどそこは理解されていない。通知表を出さないで面接で伝えるという手もあるが、保護者は受け入れない。

〈野崎委員〉 保護者はやはり見たい。そのあたりの形式自体を考えていかないとソフトだけでは。子どもと向き合う時間を確保という考えから、中学校の場合は部活動を見終わってから作業をしている。また、作業が集中してしまうということもある。調査書を作りながら12月の仮評定を出す。12月にも面談をするから。

〈石井委員〉 中学校の教員の90%が3学期制に戻したいと思っている。

[柴畑担当課長] 感覚的にはそう思えるかもしれないが、検討委員会のアンケート結果からそれはない。

〈小野委員〉 2学期制で4回なら、3学期制なら3回になる。前期の途中で夏休みがあるので成績を見せてがんばろうは必要。

[和田教育委員長] 聞いていると過渡期のような気がする。ソフトが未熟であるとか、ちゃんと整備されていない状況で進んでしまっている。忙しさを少しでも楽にという意味で導入したらこういうことが起きている。こういう状況は他市でも同じではないか。他へも反映できるようなソフトを導入しないと。

〈小野委員〉 これだけ痛い目を見たのだから、きちんと整備しないといけない。

[山田教育委員] 校長の指導が全職員に伝わっているのか、浸透しているのか不安なときもある。

〈野崎委員〉 徹底することを繰り返し指導しているが、やっていかなければならない。

〈小野委員〉 転出入の関係でズレが出てしまったのだが、保護者からは成績も違うのではないかと思われたが、徹底的に調べたので「成績は大丈夫です」と言えた。

〈野崎委員〉 統一して一回熟知していればどこでも使えるものが導入できれば。通知表の形式も将来的に同じものを使うのなら小田原市でも統一しないといけない。テストの入力から通知表まで反映していくものがあれば。後はプリントアウトして確認すること。

〈小野委員〉 転記してミスが見つかることもある。

〈野崎委員〉 PC上はだめ。

[柴畑担当課長] 例えば、直すたびに新しいものを打ち出して、どこが間違えていたかわからなくなるというケースもある。

〈小野委員〉 こんなケースとして、付箋をつけて指摘して直す付箋をとってしまうというのがある。

〈野崎委員〉 直したものと間違っものをセットで引き継がないと。

[西村課長] 一枚を打ち出して最後まで引き継ぐ。

[前田副委員長] わたしが学校にいるときは、打ち出すのは最初と最後の一枚だけ。

〈野崎委員〉 そういう確認のノウハウをしっかりと確立しないと。

[西村課長] 横浜は来年度から導入、真鶴は導入しているという。

〈石井委員〉 中学校は一同でチェックするという作業がポイントになる。実際に午後に生徒を返してやったことでミスも見つけられた。

【小学校】

〈森戸委員〉 市販ソフトについて、何か皆さんから情報はあるか。

[鈴木指導主事] 今、使っているような入力をしてとばすようなソフトもある。しかし、コンピュータを使っている他市や他県では、校務支援ソフトといって、データ管理から通知表作成まで全てできるものが入っている。

〈森戸委員〉 インターネットでダウンロードできるようなフリーソフト的なものであるが、今使っているものの方がよい。

〈佐々木委員〉	今回の資料でいうと 80%が転記ミス。何のソフトを使っても人間というか、意識の持ち方。欠席で 0 を 1 にしてしまったようなミスは市販ソフトでもはじけない。転記のミスをはじけないのであれば、校務支援ソフトであろうが変わらない。
〈森戸委員〉	今回の件については、技能的な問題であって、システムの問題ではないことは明らかだから、結局、市販でも同じことは起こりうる。
〔野中委員長〕	システムの問題としては、転記の回数は減らせばいい。1 回データを入れて、そこが確実にチェックできれば、そこから派生する関連のデータや通知表のデータはまず間違えない。そういうシステムがもし市販のものであるのであればいい。例えば、出席簿に関しては確実に今のシステムでできる。健康観察簿簿からデータを 1 回入力すれば通知表にまで反映することができる。もちろんこれはエクセルでもできる。だからシステムの問題ではないと言い切るのは少し言い過ぎ。システムを使うメリットはいわゆる効率化が進むということ。データが使い回せるということと考えると、転記という作業は、同じものをもう一度行うということだから、手間が省けたとはいえないと考えれば、システムの導入ということは十分に考えられるし、あるいはそういう方向でのシステムの改善が必要であると思われる。
〈森戸委員〉	無駄だなというのは、さっき出たように転記。 今のシステムの改善点を考えてみたいが、例えば、6 年が使うときに低学年や中学年にはアクセスできないといったようなことはいくらでも考えられるのだが、そういう方向でいくのか、新しいシステムの検討というようなことをやるのか。
〔野中委員長〕	今の意見は人為的にミスを減らすことができるようなシステムという考え方。記入漏れがあったときに自動的にチェックする機能があるだろうかなどというのも、効率化とともに大事な観点。もうひとつは共有化。これは今のシステムではできない。もともとのデータベースを変えると、先生方個々のデータまで自動的に更新・反映されるようなもの。ぱっと思いつきでも、このようにシステムには 3 つの要素があるのだけれども、これと照らしたときに、現行のシステムはどうか。あるいは市販のシステムはどうかと見ていく必要がある。
〈森戸委員〉	確かに、名前や住所がデータベースのようにはなっているけれど、これが現在の通知表システムに連動されていることはない。広い意味でトータルでは、全て連動されるような大きなシステムが考えられるのだが、ここで話し合うにはまたちょっと違ってくる。ものすごいお金もかかる。教育委員会が全部提案して導入してくれるならまた話はちがうが。通知表だけを改善していくのであれば、今のシステムを改善していく方がいいと思う。
〈久保寺委員〉	教員同士の温度差がある。ソフトだけの問題ではない。研修を重ねる必要もある。じっくりと聞いたり試したりしながら作業するような時間もないと考えると市販のソフトも検討する必要はあるか。
〈瀬戸委員〉	子ども達と向き合う時間を少しでも取るためのソフトなのに、結果的にソフトの導入の効果も見えずに悲しい。
〈久保寺委員〉	市販のソフトの方が今回のような単純なミスは少ないと思うが、どうか。
〔鈴木指導主事〕	市販ソフトは関数をいじることができない。欠席日数などでも入力制限ができるかと聞いている。
〈瀬戸委員〉	今回の通知表のミスが、市販のソフトを導入することで解決できていたのかどうか比較できないと分からない。アナログとデジタルが混在するような今の環境も影響してそう。
〈森戸委員〉	全校のシステムが全部同じだといいいとは思ふ。
〔野中委員長〕	市販のソフトでできるかどうかというのは、次のステップで、今やるべきことは、

従来型のものから、このエクセルのシートが導入されたことで、本当に効率化が進んだのか、よりミスが減るような方向で改善されたのかということ吟味すべき。それを吟味した上で、従来型のものがよいとなったら、どこをどう改善すればよいのか。どういう機能が必要で、どこまでは現状のシステムではできるのかを吟味する必要がある。中途半端なものであれば、先生方のスキルも違うのでやめた方がよい。その際、全部はシステムでは解決しない。やり方をシステムにある程度あわせていくことも必要。割り切ることも必要。これを考えるのは次のステップ。

〈佐々木委員〉 ここでいう従来とは、いわゆる数年前、手書きだったり、いわゆる所見を貼り付けたり、学校ごとに違う対応をしていた頃の何をいうのか。

〔野中委員長〕 そう。それが一律になって同じようにやれるようになったのはひとつのメリット。

〈佐々木委員〉 自分は逆に、皆さんにどう今のソフトをどうしていったらよいのか聞きたい。

〈瀬戸委員〉 少しでも子ども達と向き合う時間が欲しいと思っている。市内の先生方が、今のシステムになったことでどう思っているのか私も知りたい。

〈久保寺委員〉 通知表のことを考えるようなことは難しい。余裕がない。チェックが増えてきて、チェックの時間がかえって効率的でなくなっている。このシステムが入ることで効率化というか、労力はどうなったのかを見極めていく必要がある。

〈佐々木委員〉 チェックすることは減っていると思うが。どこでミスしやすいのかを把握し、どこは使う先生方がチェックする必要がないのかも把握していく必要がある。

〈森戸委員〉 方向性は確認されたかと思う。校長会ではこのシステムを変える話が出ていない。よりよく改善していければとは思っているが。

〈平野委員〉 よりシンプルなものになるような改善を希望したい。例えば当該学年のファイル以外は開かないようになるとか。先生達が勤務時間内できるような時間の確保も考えていかなければならないと思っている。

〈森戸委員〉 いずれにしても中途半端にならないようなものにしていきたい。どちらの方向に行くのかというあたりも含め、少し周りの先生などに聞いてもらえるといいか。

【各部会報告とまとめ】

〔大須賀指導主事〕 小学校部会では、是か非かの答えは出ていない。今入っているエクセルのシステムが導入されたことで数年前(従来)より効率的になったのか、ミスは減ったのかを検証する必要がある。また、その時、余裕を持って十分な準備やトレーニングができていないか。教員の個人差も考えていかなければならない。これらを考えることが改善点につながると思う。基本的には今のシステムを使っていくことを踏まえた話だった。

〔堀指導主事〕 中学校部会は、導入「是」ということで進んだ。金額や他市の状況や、通知表を成績・生活に分け生活は事前に確認をするなど様式について、また、いつそのこと通知表をなくして面接で伝えていくという意見も出たが保護者は必要と考えるだろうということだった。徹底することは一層徹底する、そして、午後生徒を帰して一斉に確認作業を行うなどの方法があげられた。確認作業では一枚を引継ぎ確認・修正して最後にプリントアウトする、従って2枚だけプリントアウトという方法も示された。最後に、市販ソフトの導入時では学校の使い勝手のよいものの導入が必要である。

〔野中委員長〕 今日は個人的な見解を述べさせていただく。最初に校務の情報化は文部科学省が学校教育の情報化の手引きにも書いてあるように、目的は「効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の質の改善」です。もちろん、効率というのは、時間が生まれて子ども達の指導が行き届くということもあるし、業務の効率はこ

れによって多忙化の解消もある。出てこなかったが、教科情報を分析したり共有することで質を高めましょうという意味がある。残念ながら今回は、データを生かす前の段階でのミスがあったことが問題。従来、ばらばらに持っていた情報を共有することで教育に生かすということが必要。今回の目的である正確で信頼あるものにするときに、情報をデジタル化するということは、そのメリットが盛んに言われているので避けて通れない。従来アナログで行っていたときにミスが指摘されなかったのに今回ミスが指摘されたということは、システムを導入したことが起因と言わざるを得ない。どのレベルのもので何をもたらしたか分析すること、一つには本当に効率化ができ、本当に教員の時間的余裕が生まれたか。本当に、効率化するためにはデータの入力を分散させるしかない。日頃から、データを蓄積してきたものを通知表として短期間に出来上がって、確認して、その後の指導を考える。だから、日常的に入力する必要がある。特に、お互いにその子のデータを共有することで、特に中学校だろうが指導にあたるということをやっていく必要がある。そう考えると、今までの話にあるシステムが市内で統一されていないことは致命的な話で、システムが違うがために研修をするなんてさらに上乘せです。それと、学校におけるデータの一元化。データの一元化とシステムの一元化をしないと校務の情報化は意味がないものになる。小学校はグループで開発したというが、これをしたいあれをしたいとなったときに個人やグループの責任でできるのかということとなると、市販ソフトの導入は答えが決まっていく。ただ、ソフトを選定していくときに考えなければいけないことがある。もう一つ、保護者サイドから見て、成績に関しては言いにくい。不信感の払拭としては説明責任のための説明をしっかりとしないといけない。「言いにくいかもしれないがぜひ学校へ聞きに来てください。」ということを書きで伝え、中学校は「教科担当が直接答えます」など真摯にしていけないといけない。そして、評価を信頼できる規準で行っているかということを確認する必要がある。同じ人がチェックしてもミスは見つからない。他の人がチェックすること、管理職は何をするのか、それがどのデータがあればできるのか、前回との比較資料なのか、それは、アナログのものは難しいので、システムに入ったもののチェックということになる。

[前田副委員長]

11月18日に横浜で119校1400件のミスが新聞報道にあったが、原因としてPC操作の慎重さに欠けている。組織的なチェック体制が不十分であった。気づいたことを3点、一点目、出席簿と健康観察簿の本来の意味を再考する。二点目、トレーニングをするなどゆとりある時間の確保の工夫をする。三点目、心情的なものですが、最大40名の子ども・保護者の気持ちになって最終版をチェックする。

第2回「通知表（票）事故調査委員会」 会議録

日時 平成23年11月29日（火）15:00～17:10

場所 小田原合同庁舎 2G 会議室

出席者	委員長	野中 陽一	横浜国立大学准教授
	副委員長	前田 輝男	教育長
	調査委員	森戸 義久	小田原市立国府津小学校長（小学校部会進行）
	〃	野崎 裕司	小田原市立国府津中学校長（中学校部会進行）
	〃	平野 真弓	小田原市立新玉小学校教頭
	〃	小野 弘之	小田原市立城北中学校教頭
	〃	久保寺 仁	小田原市立富水小学校総括教諭（教務主任）
	〃	石井 朝方	小田原市立千代中学校総括教諭（教務主任）
	〃	佐々木 篤	小田原市立三の丸小学校教諭
	〃	瀬戸由里子	小田原市立酒匂小学校教諭
	〃	加藤 直樹	小田原市立城山中学校教諭
	〃	北村しのぶ	小田原市立酒匂中学校教諭
	教育委員	山田 浩子	教育委員長職務代理者
	〃	萩原美由紀	教育委員
	事務局	三廻部洋子	教育部長
	〃	西村 泰和	教育指導課長
	〃	長澤 貴	教職員担当課長
	〃	栗畑寿一朗	指導・相談担当課長（全体進行）
	〃	田中 修	指導主事（司会）
	〃	鈴木 一彦	指導主事
	〃	堀 賢一郎	指導主事（記録）

○資料確認

1 開会

2 あいさつ 野中委員長

3 前回の協議概要（栗畑担当課長）

前回は、第1回目ということで記載ミスの分類と発生原因、校種別のミス分類、具体的な手立てを協議した。事務局であらかじめ作成したミス分類をもとに、記載ミスの項目別に協議をし、「出欠席」については、小学校と中学校の出席簿が違うことがわかり、通知表記載ミスの原因としては、パソコン入力ミスもあれば原簿記載ミスもあることやデータの一元化がされていないことも確認された。次に「特別活動・学校生活の様子について」は、通知表作成のための入力が中学校では担任だけでなく副担任も行うことが多く、担任としては副担任に入力してもらったものをしっかりと再確認する必要があること。入力文字数が制限字数より多いと、プレビューでは枠の中にあっても実際の印刷では最終行が印字されないということ。最終的には手渡すものを確認すれば気付くであろう、担任として手渡すものを見ていればこんなことは起きないという確認。次に「評価評定について」は、大本の評価をした担任や教科担当がまずしっかりと評価をしていることが大前提で、次にそのしっかりと評価を入力する際に起きるミスを防ぐ手立てについては、中学校では学校ごとにシステムや

ソフトが違うこと、小学校では統一したシステムを使っているものの、観点の重み付けがあることでミスを生じたり、学年ごとに違うシートについて、違う学年のシートを立ち上げてミスにいたってしまったということからのやはり単純ミスであったり、中学校では各観点別評価から評定にいたる部分での確固とした信頼ある評価とすることが大前提であり、この部分は保護者として先生方を信頼している部分でありながらも言いたくても言えない部分であるということを確認した。その後、小学校と中学校の学校種別に市販ソフト導入の是非について協議し、小学校での意見は、今の共通システムの導入によって本当に効率化したのかの検証が必要、さらにはそのシステムの準備やトレーニングが十分であるか。さらに、システムを使う先生方にはパソコンを使いこなす個人差があるはずで、余裕を持った準備が必要ということ。中学校では、小学校と違い統一したシステムではなく学校独自で開発したものが引き継がれているため、転任すると今までのノウハウが使えなくなり、一から学習し直さなければならず、そのトレーニングの時間確保がもっと必要という意見。小学校と同様に各学校共通のシステム導入をすべきであるという意見だった。

4 協議

【記載ミス再発防止策の具体的手立てについて】

事務局から提案した小学校用と中学校用のチェックシートをもとに序盤は小学校、中盤は中学校、終盤は共通する内容について協議した。

【野中委員長】 今回の協議の柱はミスをなくす具体的な手順について検討することが中心となる。

資料「通知表のパソコンによる作成について」の3ページ小学校、4ページ中学校のチェックシートで現実的なチェックが可能か。また、ミスが「0」になるかという視点で検討する。児童・生徒・保護者が通知表を手にしたときに確認する手段と学校がどのように説明責任を果たすかを検討する。このようなミスは基本的に「0」にしなければならない。

【事務局】

チェックシートは訂正版と表記のあるものを使って説明する。
このチェックシートは、それぞれの段階で項目、チェック内容を誰が行うか、行ったかをチェックできるようにしてある。
担任・学年・管理職という流れが考えられるが、管理職のチェックは、最終のものという意味で右端とした。
通知表作成手順(資料5ページ)とチェックシートを見やすくするため、原簿をB、個人票をC、修正した個人票をD、台紙に貼り付けたものをEとする。

【野中委員長】 大きく訂正されたところはどこか。

【事務局】

評価・評定では学年のチェックを観点別評価及び評定に妥当性があるかとした。それは、他のクラスの授業を見ていく中でお互いに意見交換しながらチェックをしている。また、評価から評定への移行の確認も行っているから。

個人票では、入力段階でチェックされていれば、各項目に入っているかというチェックで済むし、これが終わってれば文章の誤りを次にチェックすればよい。個人票以前の段階で管理職のチェックが入るので個人票での管理職のチェックは除いた。

【野中委員長】

学級担任は7回、学年は4回、管理職は3～4回のチェックをすることになるが、今までの作業行程とかスケジュールを考え、できないチェ

- ックを入れても意味がない。効率よく確実にできるという視点やどうしてもチェックをしないともらえる場合は付け足す必要があるかという視点で検討してほしい。
- 〈佐々木委員〉 チェック項目が多くなるほど最終段階に向けて慎重さに欠けてくるのではないか。もっとシンプルなものにすべき。
C個人票のチェックの段階ではプリントアウトしたもので入力枠に入っているか、誤字脱字がないかだけチェックする。
E完成版の最終チェックの段階は、貼り付けたものをチェックするのではなく、修正をしてプリントアウトしたものを貼り付ける前にチェックして出来上がったものを台紙に貼り付けるほうが、張り直すことを考えると効率的だと思う。
- [野中委員長] 完成版の最終チェックは貼り付ける前にしなければならないということか。
- 〈佐々木委員〉 そのほうがいいということ。
C個人票のチェックの印刷ミスとEの入力忘れはほぼ同じなので一緒にできないのか。
- 〈佐々木委員〉 C個人票のチェックでOKのものは貼り付けるということ。
- [野中委員長] Eの段階では所見が増えている。Dで所見のチェックが入るが、その前の段階で全部チェックする必要があるか。ないとチェックが行き届かないということがあるか。
- 〈瀬戸委員〉 従来型から Excel シートを導入したことで効率化ができたのか時間的余裕ができたのか、勤務校で聞いたが5分5分という感じだった。従来型は小さなスタンプを押していたことを考えると一覧表や通知表の作成は効率化されたという意見と、チェックを繰り返すことで時間がかかっているという意見がある。一つひとつスタンプを押したほうが確実ではないかという極端な声もあるが、これでは、効率化ということにならない。また、効率化を図った部分がチェックの回数が増えたことで元に戻ったら意味がない。
- 〈久保寺委員〉 教務の立場から、このチェックは細かくできているが6回の時間を確保するのは厳しい。
そこで、AとBの原簿の作成までをひとくくりにして一覧表ができた段階で担任・学年でチェック。所見も入った個人票を一覧表と管理職がチェック。修正したものをプリントアウトしてチェック。完成版という4段階でよいのではないか。
- [野中委員長] 小学校ではこのチェックは一斉に時間を取って行っているのか。
- 〈久保寺委員〉 学年単位で時間を設定してチェックをしている。
- [野中委員長] 学年単位でこの日の何時から何時にチェックをするという設定をしているが、提案されたすべてのチェックの時間設定をするのは厳しいということ。そういう現実的なことを考えると少しくくりを大きくして時間を確保したほうがいいということ。
- 〈佐々木委員〉 チェックリストをチェックしていくのはたいへんだらうと思った。しかし、ここにあるチェック内容は基本やっていること、すべてやっていること。出欠席に関してはチェックへの意識が低かったと思うが。各段階で担任は〇〇をチェック、学年は△△をチェック、管理職は□□をチェックと示したほうがよいのではないか。

- 〔久保寺委員〕 原簿作成までに〇〇をチェック。個人票では何をするか、修正した完成版を管理職までチェックし、貼り付けたものが名前と合っているかは担任・学年にというようにしていけば日程的に可能になる。大体3週間の目安になる。
- 〔野中委員長〕 修正版の前の段階までやっている、または修正版までやっているということか。
- 〔瀬戸委員〕 担任として、自分たちは今まで、こういうことに気をつけてやってきた。明記するとこれだけの項目になるということだと思う。
本校の教務が後期の作成に向けて「通知表作成の流れ」の日程で計画した結果、ほぼ従前どおりなのがわかった。しかし、個人票の作成8日前から完成版のチェック5日前まで3日間しかないということになると、実際今回も休日1日出勤してチェックしたので日程的に厳しい。本当にこの段階で管理職のチェックを入れるのであれば担任にももう少し早い提出を求めることになると言っていた。
- 〔野中委員長〕 管理職のチェックは置いておいて、担任の手持ち資料から入力するときに担任以外の確認作業は行っているのか。今のシステムは観点別評価を入れれば評価が出ますね。この観点別のための小テストやノートなどの評価結果の記録は、かなり私的なものなのですが、担任以外がチェックしているか。
- 〔瀬戸委員〕 していない。これはAの段階のこと。
- 〔野中委員長〕 担任が一覧表を作るわけだから、その段階での転記のミスは担任レベルでしかチェックできないということ。
- 〔瀬戸委員〕 そのとおりで、Aの手持ち資料からの入力の段階では他の人のチェックは入っていない。
- 〔野中委員長〕 B手持ち資料との照合という作業はしているのか。
- 〔森戸委員〕 厳密なチェックは難しいが、みんなで持ち寄って意見交換する中で学年内での機会はある。
- 〔野中委員長〕 単学級は担任だけとなる。自分がつけて自分でチェックは意味がない。自分が付けたものと入力したものを第三者と確認するのが本来必要なこと。成績に関していうと小学校は難しいと思う。だから、やっていきますと言い切られると保護者として聴きたくなる。
今のシステムだと観点別評価を入力すれば評価が出るので入力されたあとは変わらない。プログラムのミスか消してしまう以外はほとんどミスはあり得ない。公表された成績のミスは少ないが、出席の割合から成績もあるのではないかという不信感はあるのではないか。効率化は必要だが、中学校はもっと深刻。
- 〔前田副委員長〕 Aのところで手持ち資料の確認と児童保護者への確認はしていないから新たな提案でしょう。健康観察簿と出席簿は目的が違うから、中学校のように常時出席簿に付けていくということを徹底すればよい。特別活動は子どもに聞くは情けない。委員カードやクラブカードがあるから、このチェックシートから今やっていないことを削除していけばいい。評価・評定は割合があまりにも違うなどチェックしている。Bのところで出席簿、特別活動、氏名印のところを管理職までする必要があるのか、私はいらなと思う。一覧表まで担任が責任を持って、ここでのチェックは評価・評定、所見の特に学習の記録に命をかけて

記入している。文書表記するところは保護者の関心も高い。だから、ここは今までどおり力点を入れてくれればいい。A・Bの段階では担任、担当が、必要に応じて学年で責任を持ってやればいい。

[野中委員長] A・Bは担任の作業、実際学年チェックするというでひとくくりにできる。印刷されているかどうか、項目が埋まっているかどうか最終確認できればいい。担任がやったものを学年チェックをどこまでやるか、最終的な所見をどこまで管理職が行うかということだと思うが、管理職の立場では・・・。

〈森戸委員〉 言葉の確認をしたい。原簿・個人票という言葉を使っているが、大きく、一つは一覧表、成績一覧表がある。出欠席もA4版に8人、特別活動・所見もA4版6人の一覧表が出る。

[野中委員長] 個人票ではなく、それぞれの一覧表なのですか。一覧表が原簿なのですか。

〈森戸委員〉 このまま学校に出たら混乱する。チェックするのは個人票でなく一覧表。担任が入力まで責任を持ってする。管理職はプリントアウトした一覧表をチェックする。訂正箇所にも再入力し、チェックしてプリントアウトする。個人票は見えているかということをチェックする。B・Cのところをシンプルに。

[野中委員長] 一覧表を手持ち資料・出席簿と管理職がチェックすることになっているが、しているか。

〈森戸委員〉 無理。

〈久保寺委員〉 手持ち資料と一覧表のチェックはしていない。出欠席は出席簿が出席簿として機能していない。入っているかどうかのチェックだったのでミスがあった。係・委員会・クラブも児童に反省などに記入させたものと照合をさせていなかったからではないか。チェック方法と内容を明確にすればよいと思う。

[野中委員長] 今の説明だと、手持ち資料からの入力の段階でミスが多いということは、A・Bは一緒にできないということですね。そこに、手持ち資料（もと）と入力したデータを第三者と複数でチェックしない限り誰もミスを発見できないということ。

〈野崎委員〉 中学校なのでちょっと違うかも知れないが、教科担任の手持ち資料からの入力を複数でチェックしなければ信頼される評価にはならない。教科担当が入力したものを他の教員と読み合わせをする必要があるが、時間が確保できていなかったことが評価のミスにつながっている。ここをしっかりとやっていかないと評価評定のミスは防げない。中学校の方が時間がかかる。小・中である程度共通でやらなければ。出席簿と突き合わせて入力しているがそこでチェックをしておくことも大事。

[野中委員長] 言葉の統一をしてもらおう。担任・教科担任レベルの手持ち資料から通知表ソフト・一覧表への入力でチェックをしないと行けないということだが、本当にできるか。

〈小野委員〉 各教科で付けたものを昔は各科採点表というものに表し、それを、クラスごとに集約したものが成績一覧表となり、それは公簿扱いで1年間保存となる。最近では、各科採点表の部分が電子化され一覧表に直接貼り付けているので、各科採点表と一覧表を照らし合わせるという作業を入れてもいいのかなと思う。

- [事務局] 文書規定では、1年間保存。出席簿と指導要録は5年間保存となっている。
- 〈小野委員〉 一覧表まででミスがなければ、そこから個人票になるので、一覧表作成までのチェックが重要なのではないか。
- [野中委員長] 事務局は、用語の統一とどの段階で何をすればよいかをわかりやすくして再提案する。項目の細分化がされすぎている箇所はまとめる。ここまでの話をまとめると、C以降のところはかなり圧縮できる。そこまでの段階で正確ならば、PCに入った後の処理だから目で確認できる。問題は所見のところ。次回までに修正案を。この他に小学校で何かあるか。
- [前田副委員長] 特にE・Fは大事。最後のプリントアウトしたもので保護者や児童・生徒に渡るものだから。
- 〈小野委員〉 E・Fの段階では管理職が必ずチェックをしている。はり間違いもあるので。
- [野中委員長] それでは中学校に移る。4枚目になります。事務局から説明を。
- [事務局] 6ページの作成手順をご覧ください、小学校と同様に原簿からBCDEと同じように記号をふってください。今回のミスの傾向、手持ち資料の段階と入力段階でのミスが多かったのでチェック表を作成した。細かい指示等が書かれていないのは「通知表作成の流れ」の中に表してある。それぞれの欄には、活動が書かれ完了したら◎でチェックしてもらうようにしてある。使い方ですが、中学校は担任だけでなく副担任や学年部長など複数が関わるので、拡大し掲示して視覚的にも確認をしてもらうようにしてある。
- [野中委員長] 第一印象は、なぜ小・中でこんなにも違うのか。欄はわかるが流れがわからない。中学校の先生どうでしょう。
- 〈北村委員〉 正直に小学校を見た後だと、どこに目をやったらいいのかわからない。こんなにも型式が変わるものなのだという感想。
- [野中委員長] 私も率直にそう思う。
- [事務局] 左側は評価・評定に限定している。中学校は、評価評定は教科担当が入力までするので分けて表し、教科担当が手持ち資料を入力し読み合わせが終わったら◎でチェックとしてある。
- [野中委員長] 評価評定の1組・2組と書いてある資料名に漢字テストと書いて、入力・読み合わせが終わったらチェックするという使い方をするのですね。
- [事務局] 実際に学校で使うときこの部分の表は大変欄が多くなることをコンパクトにしてある。
- [野中委員長] 教科担当がチェックするということが全体としてまとまらないということか。
- [事務局] 小学校は基本、担任が進めていくが、中学校は評価の段階で10人の教科担当が関わるので、教科ごとのチェックが必要。今回はA4サイズにまとめた。
- [野中委員長] 私が国語担当だったら教科と担任のところをチェックするということが。副担任は別のシートでチェックするということが。
- [事務局] 評価は10人が関わるので、右側と分けないとチェックは進まない。右側の部分が担任、副担任の役割になる。

- [野中委員長] 本来は2つの流れがあるということ。中学校で意見を。
- 〈加藤委員〉 小テスト・定期テストなどの資料名が入って、データを入力したことを原簿と確認するということですね。
- [前田副委員長] 今回ある学校で小テストの点が入っていなかった。これはこの段階のミス。複数で確認をしないとミスは防げない。
- [加藤委員] 自分のつけているレポートなどの点を入力するとき複数ですと安心感があるが、相手の確保が現実的に難しい。隣に座っている人に読み合わせをお願いするというのが最初の段階にあると理解しているが、体制づくりが必要。
- [事務局] 今回のミスを防ぐためには、そこからやっていただかないとミスは防げない。野中先生のおっしゃっていたのもこの段階でのミスはどうするかということなので。
- 〈加藤委員〉 自分は、教科担当はそこが始まりなので確実に行っていきたいという思いがある。自分では見直しをするが、現実的に学年を1人で教えているから、他の先生をつかまえてちょっとというのは難しい現状がある。また、ミスを防ぎきれないかな。
- [野中委員長] PCに入力する場合は他教科とどうやって共有するか。
- 〈加藤委員〉 各教科で付けて、一つのシートに貼り付ける。
- [野中委員長] コピー&ペーストするという。危ういな。
- 〈加藤委員〉 成績の付け方も教科によって違うので。
- [野中委員長] 誰かが連結しなければならないし、クラスがずれたなども誰もチェックできない。
- 〈小野委員〉 一覧表でチェックしていく。他の教科と極端に違うとわかる。
- [野中委員長] 管理職のチェックはそれぐらいしかできない。微妙なところはできないということ。
- 〈小野委員〉 前後期を引き算するようにはしておく。評価の2段階ちがいは疑問に思う。
- [野中委員長] 今までチェックが入らなかったのは、手持ち資料から原簿を作成する段階。ここでチェックをして、読み合わせて必ず2人でやる、何をチェックするかを明確にしないと。中学校では作業する時間を設定しているか。
- 〈野崎委員〉 設定している学校とない学校がある。一斉に確認する時間を確保する方向にある。
- [野中委員] 重要なチェックの場面では時間を確保して一斉に行うということを明記していくこと。チェックを細かく明記するか具体的なチェック方法を表す。原簿の段階は少し細かくなっているが。次は担任のフローを見ていきたい。
- 〈石井委員〉 担任と教科というわけではなく、全く違う作業を並行して表しているところに難しさがある。左側は担任がやらないのではなく、評価は全員教科担当なので全員が出す。評価を出すのは通知表とは別の作業で教科担当がチェックする表が一つできる。これは通知表の前の段階で終わっている作業。右側は通知表を作る作業で担任、副担任という立場で全員が関わるものなので、分けないと意味がわからなくなってしまう。A4版2枚にしてもらい、左側（成績一覧表）が終わったら右側の作業に入っていく。

- [野中委員長] 中学校の先生方はどうか。
- 〈北村委員〉 どこを見ていいか分からないと言ったが、A4版の中にまとまっている準備の日程であるとか段階が分けられていくことが別々に分けられていることで作業がスムーズなることがわかった。
- [野中委員長] つまり中学校は教科の学習に評価に関する所見はない。
- 〈野崎委員〉 総合的な学習の時間だけ。
- 〈小野委員〉 数年前まで調査書のミスが多かったが、最近は減った。それは、事前に生徒に確認をさせるから。評価・評定の部分は凄く力をかけている。所見も複数の目でチェックしている。生徒が確認できる場所は事前に見せて確認をすればよいのでは。本校では後期からやる。
- [野中委員長] 中学校では、調査書は事前に生徒・保護者に確認してもらっている学校がほとんどか。
- 〈野崎委員〉 事前開示にあたらないようにすれば可能。全校ともそうしないとミスは防げない。
- [野中委員長] これが児童・生徒・保護者が直接チェックするという一つの方法だと思うが、評価・評定はできない。これは例えば個人面談の時に事前に見せることもない。
- 〈野崎委員〉 そう言う場合とか、この時期の3年の面談では評価・評定は出ているので、事前に知らせてある。これをもとに進路面談をしている。
- [野中委員長] 今のところ中学校の特に入試関連のところでは、そこでの保護者あるいは生徒が確認できるという体制はできている。今までの話だと、教科の流れ、左と右は分けて考えた方がよさそう。作業の時期のズレもあり関わる人も違う可能性があるということ。この表を見ると最後の段階は集約されている。個人票・最終版。ここは両方併せたものの最終チェックがいいということでのよろしいか。最終的には修正したら確認。
- [前田副委員長] 中学校は校長印を押すんですね。最終版の時に管理職が押印する。
- [野中委員長] それでこれはいいと、最終版で見渡す。管理職が入っているのは評価・評定の原簿のところにも入っているが。
- 〈野崎委員〉 成績一覧表のチェックということになる。
- [野中委員長] 課題として残されたのは、手持ち資料から原簿のところはどう対応するか。入試のところでは手厚くされているが、それ以前をどうするかということ。これで2枚に分けた訂正版を再提案でよろしいか。意見が多く出たので、学校で意見を収集して事務局に連絡をして、分かりやすい見やすいものを作らないと使わなくなったり、甘くなったりということになる。
- [萩原教育委員] 通知表作成の流れの原則に「通知表作成にパソコンを用いて作成することを可とするかについては、学校ごとに定めるとする。」とあるが、PCに自信がない先生がいても、学校がPCにしますといたらPCで、手書きはできないのか。
- 〈森戸委員〉 小学校では校長会で様式を決めているが、作成方法は手書きでも可。
- [萩原教育委員] 今回たくさんのもので出たことは、PCについて行けない状況でもやらざるを得ないのではないかと、先生達をフォローする時間をとってソフトを確実に使いこなせるような研修会を開催したらどうか。
- [野中委員長] 今後の議題でもあるが、システムを導入したときはサポートと研修

と、最初はトライアル・準備期間が必要だったが、今までの話を総合すると十分ではなかったということになる。その点が拙速すぎたのか。実感として効率化したのかというときに、先生方が少し効率化した、楽になった、他のことに活かすことができると思えるシステムを導入しなければ効果はない。次回全体的な校務の情報化について議論いただきたい。教員のICT活用能力は年度末に自己申告だが調査している。教員がICTを活用する能力は学習指導でも校務でも求められている能力。そこに課題があるなら教育委員会が研修をするなどしなければならない。

[萩原教育委員] 先生方の声を拾い上げた方がいいのでは。自分たちで苦手だとはいいにくいから、無記名アンケートをした方がいいのでは。こういうところが使いにくい、こういうところがわかりにくかったという声を集めたらどうか。

[事務局] 小学校は校長会が導入したので教育委員会は取っていない。中学校は別々なので直接的なアンケートはしていない。

[萩原教育委員] 今回のミスが出たことへの声が聞こえてこない。

[事務局] 今回の事故の発生後、PC操作についての調査はしている。どのような状況で起きたのかというものはある。

[野中委員長] 通知表作成のシステムを導入しての調査ということですか。

[萩原教育委員]
〈森戸委員〉 システムを使ってみてどうだったかということが見えてこない。ほとんどがPCのレベルのミスではない。PCの扱いの能力が低いのでミスが起きたというわけではないので分けなければならない。システムはExcelで作られているのでその周知は低かった。平成22年度から希望制で導入し、その時は、三の丸小学校で研修会を行った。そして平成23年度に全校で導入し、段階を追ったつもり。学校によってはA4版4枚ぐらいの資料があるが全員にマニュアルまでは用意しなかった。ソフトは作ったが、研修が各校に丸投げだったのは反省している。Excelへの習熟度の差かと思う。

[野中委員長] 次回、校務支援システムについて議論したいと思う。校務の情報化という考え方から行けば教育委員会が整理も含め研修も含め主導するのが基本。学校単位での導入やサポートのない状況での導入はあり得ない。

〈小野委員〉 理科と国語ではワークシートが違う。統一して整理していかないと。

[加藤委員] こういうふうなことをチェックするとなると相当な時間が必要、朝から晩まで土・日も部活動等で疲れ切っている。そのような中で、これをすると何となくやるんだということになる。どこかを切らないと。

[野中委員長] ここでは難しい話。何が重要かということ考えたとき、このような問題が生じたときに、学校が保護者や社会への信頼を回復するためには、何にもましてこの課題に取り組むための時間の確保を各学校が工夫してすることが本来の姿。時間の確保は学校側の事情なので管理職が相談して行うものだと思う。残り少しだが、前回も意見が出たが文部科学省から出ている「児童・生徒の学習

評価のあり方」にもあるが、「児童・生徒や保護者への評価結果の説明の充実が重要である。組織的に学習評価に取り組むことが重要」だが、中教審から出ている。「情報通信技術の活用として学習資料の共有化や電子指導要録の導入」などがある。小学校のシステムには要録まで入っているが。

- [事務局] 要録の様式は教育委員会から提示しているがPCとの連動は考えていない。
- [野中委員長] 様式のデータは配布している。それに準じた様式を使用している。つまり、本当に効率化をするなら通知表と指導要録を連動させる。そのためには学校単位ではなく共通のフォーマットで共通のやり方でやるのが基本。それは、教育委員会が校務の情報化をどう進めるかということにつながる。保護者の立場であったら、実際出欠席のミスが多ければ、成績も違うのではないかと保護者が大部分ではないか。それをどうやって信頼を回復するかというとミスをなくす手だてだけでいいのか。私は不十分だと思う。中学校では生徒に説明するということが出たが。
- 〈野崎委員〉 成績をきちんと説明できるということ。面談等の中で説明する。各教科のコメントももらうので、通知表が保護者と学校のいいコミュニケーションツールになるようにすること。ただ配るだけでなく、それを通して子どもの成長を願うための、そういう機会を増やす。そのためにはきちんと時間を割くことが信頼の回復につながる。
- 〈瀬戸委員〉 高学年の時、通知表を渡すときに見せながらミニ面談をするようにして励ましたりアドバイスをしたりして渡した。
- 〈久保寺委員〉 保護者会でどういう規準でという説明をし、学年で統一して資料の提出をしている。
- 〈瀬戸委員〉 夏の教育相談で評価規準の一覧表を配布している。
- 〈北村委員〉 教科コメントを用意して面談で口頭だが必ず伝えるということを各学校が取り組んでいる。また、教科担任として、こういうことを実施してこうなったら観点の評価がこうなるということをきちんと説明して、子どもが学習活動をしたときにわかるのが評価だと思うので心がけている。
- [野中委員長] 目標に準拠した評価なのでどこの学校でも到達度は同じ。学習指導要領に基づいているので規準自体が違うのはおかしい。中学校ではこの評定値が数式にあてはめられて入試に使われる。1点のミスで合否が変わることがある。評定そのものへの不信感を払拭するのはかなり大変だと思う。今までやることはやってきたということだが、これだけ大きなことになったら学校側から誠意を見せないと。
- 〈石井委員〉 教科通信を出している。観点別評価はわかりにくいので、この観点は何を見ているかという資料を出している。
- [野中委員長] 中学校はやっていますよね。小学校はどうか。
- 〈久保寺委員〉 たぶん、やっているところは少ない。
- [野中委員長] でも、小学校も6年生の私立入試もあるし、それを見ているし、学校での学習活動への評価を伝えるものだから、それがどうつけられたかをきちんと説明するということは必要。保護者は言いにくい。この成績違っているのでは？とは保護者は言えない。説明責任は果たします

よ、と言ってもそれは保護者は言いにくい。面談時はその場では思うことがあっても言いにくい。帰ってきて子どもと見て会話をして疑問がわいてくる。

[萩原教育委員] 中学校は三者面談で子どもがいるところでは、なお聞きにくい。教科の説明を全部してほしい。

[野中委員長] その辺に今回のことを契機にどのように答えるのか委員会としての提言を盛り込まないといけない。最終回に提案をするので信頼回復のための手立てを盛り込めれば。市販の校務支援ソフトの是非は3回目にまわして、導入によって何が変わるのかななどを協議し、チェックシートの再提案を協議してわかりやすいものができれば。教育の情報化に関する手引きの10章が配られているが6章もぜひ見ておいてほしい。

第3回「通知表（票）事故調査委員会」 会議録

日時 平成23年12月22日（木） 15:00～17:10

場所 小田原合同庁舎 2B会議室

出席者	委員長	野中 陽一	横浜国立大学准教授
	副委員長	前田 輝男	教育長
	調査委員	森戸 義久	小田原市立国府津小学校長（小学校部会進行）
	〃	野崎 裕司	小田原市立国府津中学校長（中学校部会進行）
	〃	平野 真弓	小田原市立新玉小学校教頭
	〃	小野 弘之	小田原市立城北中学校教頭
	〃	久保寺 仁	小田原市立富水小学校総括教諭（教務主任）
	〃	石井 朝方	小田原市立千代中学校総括教諭（教務主任）
	〃	佐々木 篤	小田原市立三の丸小学校教諭
	〃	瀬戸由里子	小田原市立酒匂小学校教諭
	〃	加藤 直樹	小田原市立城山中学校教諭
	〃	北村しのぶ	小田原市立酒匂中学校教諭
	教育委員	山田 浩子	教育委員長職務代理者
	〃	萩原美由紀	教育委員
	事務局	三廻部洋子	教育部長
	〃	西村 泰和	教育指導課長
	〃	長澤 貴	教職員担当課長
	〃	栗畑寿一朗	指導・相談担当課長（全体進行）
	〃	菴原 晃	指導主事
	〃	田中 修	指導主事（司会）
	〃	鈴木 一彦	指導主事
	〃	大須賀 剛	指導主事（記録）
	〃	堀 賢一郎	指導主事（記録）

○資料確認

1 開会

2 あいさつ 野中委員長

小田原市がどういう報告書を出し、解決策を出すかということがたいへん注目されている。

3 前回の協議概要（栗畑担当課長）

前回の第2回調査委員会では、事務局が作成したチェックシートをたたき台として具体的なチェックの手順を検討した。第1回調査委員会では、通知表作成時の、どの段階で、どういうミスが多く発生したかを検討したので、事務局としては、それをもとに今まで当たり前にやってきた普段やっていることをリストとしたものを提示したが「事務局案があまりにもチェック項目が多すぎて最終段階に向け慎重さに欠けてくる要因となり、もっとシンプルにすべきである」「チェック時間を確保するのが難しい」「作成開始を早くしなければこのようなチェック体制は無理」「通知表の作成時間の確保とチェック時間の確保の両方が必要」「このまま出したら学校は混乱する」「手持ち資料、一覧表などの言葉の意味がそれぞれ違ってとらえられてしまうものもあるので、

言葉の整理が必要」「中学校と小学校のチェックリストがあまりにも違いすぎる」「管理職のチェックはすべての教科の中で極端に評定が違う時には発見できるが、そうでない場合は見つけにくい」などの意見をいただき、次回に再度修正して提示することとなった。今日の資料にあるものがその修正案なのでこのあと検討をお願いします。「評価・評定」について信頼を回復するために「ただ成績を配るだけでなく、成績について面談で細かく説明することが必要」「現時点でも小中どちらでも行われているが、さらに時間を割く必要がある」「小学校でも通知表を渡す際にミニ面談を実施している」などの意見をいただいた。「小学校は私立入試もからみ、中学校の調査書と同様なことが言える」「観点別評価は保護者にとって分かりにくいので教科通信を出している」「保護者の立場では面談の時におかしいと思ってもなかなか聞くことはできない。成績を家に持ち帰って、子どもと会話してはじめて疑問がわいてくるもの」などの意見が出され、信頼回復の具体的手立てを盛り込むこととなった。

4 協議

【記載ミス再発防止策の具体的手立てについて】

序盤は事務局から再提案された小・中学校用のチェックシートを小・中学校に分かれ検討、中盤は報告書（案）の検討、終盤は校務支援システムのプレゼンテーションを受けて現状と比較し、チェックの参考や今後の方向性を検討。

【1 チェックシートについて】

- 【事務局】 ①手持ち資料から通知表完成までのイメージ図（小・中学校用）の説明
 ②言葉の定義の説明
 ③作業段階とチェック内容の説明
 ④小学校チェックシートの説明
 ⑤中学校チェックシートの説明

【野中委員長】 全体として、小・中学校のチェックシートについてよろしいか。
 （なし）

これで各校に配布して、ミスがなくなるかという観点で確認をお願いします。

*小・中部会に分かれる。

【小学校】

- 〈森戸委員〉 まずは、③の原簿、プリントアウトしたものについてですが、原簿という言葉について、今までは一覧表と使ってきたので、これについて意見を聞きたい。
- 〈久保寺委員〉 印刷されたものに赤が入って修正されたものが原簿ですよ。
- 〈森戸委員〉 一覧表と原簿という言葉、現場で周知徹底していくためにはどっちがよいか。
- 【鈴木指導主事】 今まで現場にいたときも、一覧表は“成績一覧表”に特化して使ってきた。今回は出席簿の一覧もあるので、一覧表という言葉にしない方がよいと思った。
- 〈佐々木委員〉 原簿という言葉がひっかかる。イメージしにくいものがある。例えば、データと区別したいのであれば、“紙一覧表（出欠席）、紙一覧表（所見）、紙一覧表（成績）”ともできるのではないか。その方がまだ分かりやすいのでは。
- 〈久保寺委員〉 私は“原簿”でよいと思う。今までも一覧表を見て、担任に返していたが、今回“原簿”という名前にすることで、管理職が朱で修正をしたも

	のまで含めた全ての“もと”となり基本ベースとなる。原簿というように分けた方がよい気がする。今までやってきたことに加えてチェックまで含めたものが原簿となる。
〈佐々木委員〉	それであるとすれば、言葉の定義になるが、(別紙 6-1 について) ②は今までよんでいた成績一覧表と異なるものか。
〈久保寺委員〉	原簿は、今まででいうところの一覧表を出力して、一通り管理職まで回ってチェックしたものまで含めて原簿ということになる。
〈瀬戸委員〉	管理職とも一緒に確認して、まだ分からないのだが、②のデータ一覧というのは、入力したのですね。それを紙ベースに出したものが原簿ということなので、②と③の原簿の違いが今ひとつ分かりにくい。これから紙は原簿とよぶと仮定するのであればよいとも思うが。
〈森戸委員〉	これが原簿というものを共通理解したい。
[鈴木指導主事]	“成績一覧”と“出欠席一覧”と“所見の一覧”をあわせたものが原簿。
〈瀬戸委員〉	今でも出力すると、成績だけでなくいろいろな一覧表を出すことができるので、原簿について今一度確認したい。
[鈴木指導主事]	話は戻ってしまうかもしれないが、今まで一覧表とよんでいたのは、成績一覧表のこと。(実際に出力したのを見せながら) 成績だけでなく、いろいろな出欠のものなどの一覧を含めてプリントアウトしたものを、チェックしてもらうことも含めて原簿とよぶようにしたい。
〈久保寺委員〉	朱で加除訂正したもの全てが原簿ですね。このチェックが大事だと思う。
[鈴木指導主事]	赤を入れたものが大事。
〈久保寺委員〉	そう思う。
〈佐々木委員〉	気持ちは分かったが、この人数だけでももめるくらいなので、自分は一覧表という言葉にした方がよい。
〈瀬戸委員〉	例えば、原簿という言葉を使うのであれば、“成績一覧表、出席一覧表、所見の一覧表、これらをまとめて原簿とよぶ”といった定義がないと、今まで慣れ親しんできた言葉ではないので分かりにくいと思われる。
[鈴木指導主事]	そのあたりの定義がチェックシートに入ってくればよいか。成績一覧表、出席簿一覧表、そして所見の一覧については、まだこの段階では所見は入力されていない。特別活動の一覧だけでよいか。所見についての扱いはどうしたらよいか。
〈平野委員〉	今までと同じように、成績等一覧がまず回って、次の段階で所見の一覧をチェックしたときに特別活動についてもチェックできる。
[鈴木指導主事]	となると、最初の段階で③の段階での特別活動の記録については、④のチェック段階にした方がよいということもいえるのか。
〈佐々木委員〉	もう一度、整理したい。
〈久保寺委員〉	今までだと、所見のチェックをして、付箋や朱が入ったものが、担任に戻って、データを修正していくうちに、どれが元になっているのか分からなくなってしまうことがあった。これに対する手立てが原簿となる。原簿という言葉はなじまないかもしれないけれど、朱で修正したものを残していくことが大切。今までと同じ一覧表という名前であるよりは、意識も変える必要があるから、あえて原簿という名前でもよい。
〈瀬戸委員〉	とすると、修正するものというよりは“したもの”ということか。
〈久保寺委員〉	そうなる。

〈瀬戸委員〉	朱が入ったその原簿を保管していくことになるのか。
〈久保寺委員〉	そう、その朱の入った原簿を保管することになる。
[鈴木指導主事]	その朱の入った原簿をもとにして修正すると、最終的にはきれいな正確な一覧表が作成できることになる。
〈瀬戸委員〉	もとの朱の入ったものと、修正後のきれいなものと照らし合わせれば、きちんと直っているか確認できる。
〈佐々木委員〉	別のことになるが、80%が出欠に関するミスだったことを考えると、チェックシートの中で、もう一度チェックすることはできないか。
[鈴木指導主事]	さらに、貼り間違えがないかもチェックする必要があると思う。

【中学校】	
〈野崎委員〉	複数で確認する。子どもの顔がわかる学年職員が、教科担当と一緒にチェックすることで見えてくるところがある。教科担当の原簿のチェックはよいか。
〈小野委員〉	教科担当だけでは、学年ごとになってしまうので、誰と組むかが重要。生徒の顔がわかる学年職員とチェックすることで、細部の情報交換と確認ができる。
〈石井委員〉	具体的に、誰がチェックするのか。自分が数学なら、私の評価は私と学年職員なのか。報告書の文書を見ると、担任と学年主任とあるが、たいへんだなと思うが。
[事務局]	教科担当の持つデータと打ち込んだものの確認を学年の職員の誰かと行うことを想定している。
[山田委員]	学年職員は学年主任とは限らないのですね。
〈野崎委員〉	学年の職員は担任外もいるので、教科担当と組んで作業するというイメージ。
〈加藤委員〉	学年の職員は、自分の学年の生徒を毎日見ている。他の学年も教えるが教科は違っていても学年の生徒の顔はわかっている。
〈北村委員〉	複数体制という意識が高いが、教科担当が一人の場合は自分の入力と学年チェックは同時か。
〈野崎委員〉	教科担当が入力して、次に学年でペアを組んでのチェックということ。
[事務局]	自分が入力して自分でチェック、学年職員と組んでチェック、管理職チェックと3段階となる。
[部長]	チェックシートに担当者の氏名を表記しなくてよいか。
〈加藤委員〉	流れそのものは個人でやっていることなので理解できると思うが、隣の他の教科の先生と小テストなどその都度確認したいという思いがある。こういうチェックシートが出されれば、声をかけやすい。先生方の意識も変わるので。でも、現実的にはちょっと声をかけるのは難しいのでそのあたりの工夫が必要ではないか。
〈野崎委員〉	それは、管理職としての時間の確保、設定をしていく必要がある。「日頃からやっておいてください」ではいい加減になる。効果があるので管理職が校内で一斉に設定する必要がある。
〈加藤委員〉	どの教科もいろいろな資料をもとに評価を出しているので、月に1回とか「この日のこの時間」と設定してもらおうとやりやすいだろう。
〈野崎委員〉	出欠席のところも月ごとにやっておくと、最後のところではスムーズに

	なる。
	教科のほうはいいですか。次に学級のほうに移ります。
[事務局]	特別活動は変化があったとき、決定したらにすぐに入力。出欠席は月末統計が終わったら毎月入力することで他のところに時間を使えるという設定にしてある。
〈野崎委員〉	そうするとなおさら月ごとに時間を確保する必要がある。11月が終わったら12月の第一週に時間をとって11月の入力をしてチェックしていくということを積み重ねていく。
〈山田教育委員〉	具体的にどのぐらい時間が必要ですか。
〈野崎委員〉	40人と考え実際担任はどのぐらい時間が必要か。
〈加藤委員〉	自分の職場でみんなが集まってしたが、小一時間もあればできる。
〈野崎委員〉	20～30分は必要かな。
[山田教育委員]	教科のチェックの時間はもっとかかりますよね。一斉に確保するのは大変ですね。
〈野崎委員〉	それをやっていかないと、しっかりチェックはできない。
[部長]	担任と教科担任が名前を入れること。チェックシートをどのように管理するかを確認する必要がある。
〈野崎委員〉	Bのほうの流れもいいですね。
	4・5のほうもいいですね。

[野中委員長] 議論するところが多かったようだが、一旦閉じて、協議の内容の報告をしてください。

[事務局] 「原簿」という言葉が学校で馴染みがない。「原簿」とはどういうものかイメージを共有する必要がある。「出欠席」のミスが多かったがチェックが1回となっているが、もう1回必要ではないだろうか。貼り間違いがないかというチェックが必要ではないか。細かい用語の使い方を訂正版に生かしたい。

[野中委員長] 他の方で、追加等がありますか。では中学校。

[事務局] チェックシートA（教科用）では、誰とチェックをするかという点で、教科担当の入力後、学年内でチェックするが、そのとき学年の生徒の顔がわかる学年職員とチェックすることがポイントとなる。チェックシートが提示されることで、管理職が学校全体でチェックする時間を設定していくことができる。

チェックシートB（学級用）は、特別活動は変化があったとき、決定したらにすぐに入力。出欠席は月末統計が終わったら毎月入力する。時間的には毎月担任が集計をしていれば30分程度で可能ということで、概ねこれでよい。

[野中委員長] 中学校は、チェックシート自体に関しては修正意見はないということでしょうか。子どもの顔がわかるという点で、誰がチェックするかを明記しなくてよいか。

[事務局] そういう点で、教科用には教科担当者氏名、学級用には担任名、両方にチェック者氏名を入れ、チェックシートの保管をする。

[野中委員長] 当然、チェックをした報告を管理職にして、管理職がチェックシートのチェックをするということになる。中学校はこれでよいということだが、小学校の「原簿」という言葉は残したほうがよいか。それとも、「成績一覧表」という言葉にしたほうがよいか。

〈森戸委員〉 明確な結論は出ていないが、言葉の問題なので周知徹底していけばよい。ただ、解釈の仕方などの調整が必要。

[野中委員長] 出欠席のチェックの回数の問題と貼り間違えのミスの問題の対応と、まだそれ以外の議論の余地があるということか。ということは、このチェックシートはこのままでは運用できないということ。それでは、中学校は、このチェックシートをもとに各学校で運用していただくというか、事前にシミュレーションしながら進めてください。小学校は、追加・修正・削除は事務局に委員から申し出てもらうか、再度議論する必要がありますか。

〈森戸委員〉 10分・15分では難しいです。

[野中委員長] では、これは保留としてよろしいか。
チェックシートの協議は終了。次の、報告書（案）の検討に移ります。

【2 報告書について】

[野中委員長] 事務局から提案をお願いします。

[事務局] 事前にメール送信して、各委員からのご意見をもとに修正した箇所を、二重取り消し線やゴシック体で示してある。内容及び若干誤字等もあるが修正・追加等のご意見をいただきながら、報告書を完成させていきたい。

[野中委員長] 細かく少しずつ区切りながら意見をもらいます。
最初に「1 はじめに」からはじめます。

[萩原教育委員] 中学校では2校「通信表」が使われているが。

[事務局] 調査結果として2校がそのように表記されている。

[野中委員長] 「2 経緯と流れ」では別紙についての確認は必要か。

〈野崎委員〉 3ページ 中学校 ウ の中の「担任と学年主任」となっているが、「担任と学年職員」に修正する。学年全員でするので。

〈久保寺委員〉 2ページア～ウの中の「原簿」は「一覧表」とよんでいる。

[野中委員長] 先ほど指摘があったところ。ここがこれまでの流れを表しているのなら、「原簿」ではなく「成績一覧表」という言葉を使わなければならない。そう考えると、なにも「原簿」という言葉を使わなくてもよいのでは。

[事務局] 指導主事で相談した中で、混乱を避けるためにまったく新しいチェックシートを作らなければならないという視点で言葉を整理した。ですから、「成績一覧表」という言葉を使っていない。「成績」となると評価・評定がイメージされる。全員の所見や出欠席の一覧表などがある。それを打出してチェックしていく元になる紙（原簿）とした。

[野中委員長] 報告書に「原簿」が従来の「一覧表」であるという注釈を入れるか、「一覧表という言葉はこれからは原簿とする」とするか、どちらかをしないと混乱が起きるとのこと。

[事務局] 注釈を入れる。ここは今までの流れのところなので、一覧表でよい。

[野中委員長] 小学校の顔を見ると、ここは一覧表がよいということなので。その後で「原簿」という表記がよければ追加する。

〈森戸委員〉 別紙1・2はこれからの流れ、2ページから3ページは今までの流れが書かれている。

[野中委員長] 「経緯と流れ」と書いてあったので、これまでだと解釈したが、それでよいか。

[事務局] 一般の方がわかるようにと考え作成した。別紙1・2は今までやってきたことと判断した。

- [野中委員長] 2で書くべきことは、委員会の構成前のことが書かれているので、委員会で話されたことを書くべきではない。一般的な通知表作成の流れだとしたら、「原簿」は書き換える。別紙1・2（フローチャート）はいらない。
- 〈瀬戸委員〉 「経緯」ではなく「これまでの通知表作成の流れ」にすれば。
- [野中委員長] 「3 発覚後」に移ります。
- [萩原教育委員] 別紙1・2がなくなったので、別紙3が別紙1。
- [事務局] 以降、修正していきます。
- [野中委員長] 4ページ「『通知票・・・』では、・・・・。」は、調査委員会の内容。これは経緯ではないので。
- [事務局] 表題と中身が一致していないので削除。
- [野中委員長] 4は委員構成ですのでよいですね。
- 「5 通知表（票）事故調査委員会の活動」に移る。
- 〈瀬戸委員〉 8・9ページの表で一段空いているところと空いていないところがあるので統一するべき。8ページ（3）再発防止に向けての中段の「(理不尽なものも含め)」を削除すべき。
- [野中委員長] 出された意見に対して反対がなければ修正ということでよいですね。
- [事務局] はい。その上の「(心の・・・)」は残してよいですね。
- 〈瀬戸委員〉 私は大切なことだと思います。
- [萩原教育委員] 6ページ4行目「・・・ミニ面談の実施している」を「・・・ミニ面談を実施している」に訂正を。
- [野中委員長] ③第3回調査委員会～は今日終えてから事務局から提案があるでよいか。
- [事務局] 終了後提案させていただく。
- [野中委員長] 「6 再発防止策の提案」に移る。
- 〈小野委員〉 今後の具体的対応に先ほどの4ページ削除部分を追加する。
- [野中委員長] 市販ソフトの表記があるので、(1)ですか(2)ですか、6の中のどこかに入れるということでしょうか。
- 〈小野委員〉 できれば(1)だけれど、今後の課題ということであれば(2)か。
- [野中委員長] 最後に通知表の簡素化という記載があるが出ていたか。
- 〈野崎委員〉 通知表をどのように生かしていくか、面談で使えるということは何をどう伝えていくかということで第2回に話題となった。
- [野中委員長] それは、簡素化ということですか。
- [野崎委員] 何を伝えるか、面接のときに伝えるということも含め連絡という面もあるので見直していくということ。
- [野中委員長] ここは微妙な感じですが、ご意見は。
- [萩原教育委員] 面談の充実は保護者などに配慮するということで手厚くなるが、簡素化につながるのか。
- [野中委員長] 面談を充実することで通知表を簡素化しようということも可能と思われるということ。
- [前田副委員長] 要するに簡素化という表現よりも見直しということでしょう。
- [野中委員長] では、「通知表の内容の見直し」でよろしいですか。
- 単純に読むと、今後の対応策はチェックシートを作りました~~だけで~~、あとは課題となっているように読めなくもないが、この委員会では再発防止に関してはチェックシートを作成してゼロにしますよと、後は課題が残っていますよ、という形だがそれでよいか。
- 時間の確保は(1)にいかなくてはいけないのではないかと。時間の確保

- は(2)今後の課題という認識か。あるいは、学力向上の具体的手立ての説明とか評価についての説明は具体的手立てのところもあるが。
- 〔野崎委員〕 時間の確保、チェックをする時間は必要。出欠席の入力チェックをする時間を30分でも確保するので対応策として入れないとチェック体制が整わない。
- 〔野中委員長〕 ですね。全校が対応策としてやるべきことですね。
- 〔野崎委員〕 そうしないとやはりいい加減になる。
- 〔野中委員長〕 チェックを確実にを行うための時間を確保し、それを校務全体の見直しをし、各学校が確保することが対応策の2つ目に入ってくるものですね。もう一つは、評価に関する説明を保護者にしていく。これは、協議の中でも委員からかなり出てきました。手厚くしていくための資料の配布や面談での説明をしていくことも一つの対応策ですね。大きく分けると3つですね。
- 〔小野委員〕 3つ目は中学校ではかなりやっている。
- 〔野中委員長〕 そういう発言はあった。特に入試関係では。それに対して、小学校では工夫はあるが全校的な取り組みにはなっていないという意見があり、対応策として足並みをそろえてやりましょうということも対応策になる。時間が無いので、「7 まとめ」に移ります。ここにも時間のことがある。
- 〔前田副委員長〕 6(1)(2)に時間のことがあるので、整理してよいということですね。
- 〔野中委員長〕 対応策として3項目、課題として残ることがあれば校務支援システムのこと、これを早急にすべきだということになれば対応策にするが、あとは通知表の内容の見直しは課題として残す。
- 〔前田副委員長〕 (1)はすぐにできる、(2)は少し時間がかかるものとする。
- 〔野中委員長〕 「今後の」をはずして「対応策」と「今後の課題」という表記にする。7のところで重複している内容があれば、まとめて書く。
- 〔野崎委員〕 第1回目に中学校の現状を話し、異動すると処理システムが違うという原因も上げている。課題の中に将来的には統一した処理システムの導入を是非入れてほしい。
- 〔野中委員長〕 6(2)に入れるということでしょうか。
- 〔森戸委員〕 この後のプレゼンを受けて検討したい。
- 〔野崎委員〕 11ページの下から5行目の「中途半端で・・・」という表現は中学校のことなので、「中学校では」と明確にする必要がある。
- 〔野中委員長〕 7ページ表の一番上。「健康観察簿から出席簿への正確な記載をする必要がある。」は転記が行われることになるので修正を。
- 〔野中委員長〕 「転記」ではなく「出席簿も健康観察簿も正確に記載する」という表現にすればよいですね。
- 次に、7の最後の方に私の考えですが「通知表相談日」の設定を提案したが。それによって信頼の回復をしたらという考えで、全校でやるべきだと思うが。
- 〔石井委員〕 心配になって来校される方がいたが、そういう日が設定されていればやりやすいし、職員も対応できる。
- 〔野中委員長〕 これも、対応策として入れてもよいか。これを小田原市が全校で一斉にやるということはかなりインパクトがあると思う。

【3 校務支援ソフトの紹介】

[野中委員長] 2社の校務支援ソフトの紹介をうけて、ソフトの内容ではなく、校務支援ソフトを導入することでどのような変化が生まれるか、現在のシステムとの違いについて質問してほしい。

(校務支援ソフトプレゼンテーション)

○業者Aへの質問

Q：導入実績

A：全国で120自治体、1200校。
ソフトのブロックごとの導入が可能。

Q：中学校の調査書に対応しているか。

A：対応している。

Q：データベースのカスタマイズはできるか。

A：対応が可能。

Q：データの大本はどこに入れているか。

A：自治体ごとの考え方で違う。市教委のサーバーや学校のNAS。

Q：神奈川県自治体の導入実績は。

A：モニターはある。

Q：メンテナンスや研修は。

A：どちらも対応する。

Q：通知表の様式は変えられるか。

A：学校ごとの工夫は可。

Q：エクセルからコピーやエクセルにコピーはできるか。

A：どちらも可能だが、成績などはセーブされる。

Q：費用はどのくらいか。

A：ブロックごとに選べるので予算に合わせて対応可能。

○業者Bへの質問

Q：ストレスのないやり取りをするためには。

A：ひかり回線が理想。

Q：導入実績は。

A：40自治体、800校。

Q：神奈川県自治体の導入実績は。

A：平塚市、川崎市の一部。

[野中委員長] 校務支援システムの情報が入った意見、報告書への盛り込み方をどのようにするか。

[山田教育委員] システムの導入はすぐには難しいと思うが、PCの支援員がいれば困ったときすぐに対応できると思う。

[野中委員長] サポートの部分も課題に盛り込むということでよいか。

先ほど残しておいた報告書へのソフトの導入を課題に入れるべきだという意見があったが、それとももう少し強くまたは弱く。

[野崎委員] 予算が前提となることだからすぐには無理だが、是非導入をという方向でお願いしたい。

[野中委員長] 皆さんよろしいか。(全員がうなづく)

6のところに「早急な導入が望まれる」という表記でよいか。

〈平野委員〉 「通知表相談日」とかは大事だが時間の確保が難しい。いろいろなことを

精選しながらもそれでも厳しい。いかに時間を生み出すかが今後の課題である。

[野中委員長] 時間の確保を対応策に入れて、その確保が課題として入れるということでのよいか。

[萩原教育委員] 時間を確保するという事は対応策に入れるのは無理か。

[野中委員長] 先ほどはそういうニュアンスだった。

〈小野委員〉 基本的なワークシートが共通のものになったほうがミスの発見がしやすい。

[野中委員長] 手持ち資料からシステムの導入が課題ということなので6（1）に入れる。

〈小野委員〉 それに加えプロのサポートもあればよい。

[野中委員長] 課題に入れるということでのよいか。

報告書に関して空欄や入れ替えがあるが、事務局に修正したものを提出してもらいもう一度会を開催するか、事務局に任せるかという判断をお願いします。私の判断では難しいので事務局判断に任せてよいか。

[事務局] 小学校のチェックシートは隣の部屋が19：00までとってあるので完成させてください。事務局案としては、修正し、投げ、修正し、投げ、そして、委員長・副委員長決裁という流れにしたい。それがダメなら、1月に会を開催する。

[野中委員長] それでは会議としてはこれで最後になりますが、やり取りは続きますのでよろしくお願いします。

5 あいさつ

[野中委員長] 個人的見解を述べたい。

この問題はミスのチェックが学校で起きたことだが、学校の情報化をどう進めるかという問題。教育委員会レベルでデジタル化を進めるということを検討すべきもの。小・中学校ともに中途半端だと思っている。市としてどう考えるかを考えてほしい。そして評価の充実につなげ、信頼の回復に生かしてほしい。デモを見て解るように入力1回。転記が多ければミスが多くなるのは議論にも上がった。評価をシステムチックに考えないと最初から評価計画をきちんとすることで過程が明らかになるので全部見えるようになる。今まではこの部分が教師依存の体制だったので変化させる必要がある。現状として今のシステムを使っていかなければならないので、そこを補うためには保護者・児童・生徒への説明を充実させて対応する必要がある。

[前田副委員長] 一定の方向性がつけられたが、最重要課題は次にはミスをなくすこと。通知表を受け取る保護者・児童・生徒の立場に立って作成する。また、作成するだけでなく通知表相談会などの時間の確保が必要。平成25年度に市教委のサーバーが変わると同時に導入できるように考えていきたい。

6 連絡

・修正のやり取りを数回行いますのでよろしくお願いします。

地域・世代を超えた体験学習「片浦R・P・G」の開催について

今年度、既に2回開催されました地域・世代を超えた体験学習事業の第3弾として企画しているのが、片浦R・P・G（ラリー・フォト・ゲーム）という日帰り体験学習です。この企画は昨年度におだわら自然楽校指導者で企画立案され、事業実施直前で東日本大震災の影響により中止となった事業であり、今年度あらためて実施をするものです。

今回は、「地域（片浦）で感じられる春」をテーマに参加者である小学5・6年生

が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図りながら、地域（片浦）の春を自らが歩きながら感じ取ることで、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことを狙いとして実施します。具体的には、地域（片浦）にある春を再発見していくとともに、グループ行動の中でどう春を感じたかをまとめ上げ、成果を皆の前で発表し合うことで、自らの体験内容を客観的に評価できる内容としています。

なお、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場、特に「おだわら自然楽校」受講生たちの活躍の場としての性格を併せもっているため、10代から60代まで幅広い年齢層の多くの指導者（大人）が、子どもたちの指導・支援にあたります。

- (1) 期 日 3月17日（土）＜日帰り＞
- (2) 場 所 片浦地域（根府川駅周辺）
- (3) 対 象 小学5・6年生
 - ① 募集定員 30人
 - ② 参加費 680円／人
- (4) 指導者 おだわら自然楽校（研修課程履修者）
- (5) 内 容
 - ① アイスブレイク・オリエンテーション（雰囲気作り）
 - ② フォトリラリー（根府川駅周辺を散策、春を感じるスポットを写真撮影）
 - ③ 新聞作り（写真を使いながら各グループの創意工夫で作成）
 - ④ 発表・ふりかえり（各グループの体験学習成果を発表）



今後の学校2学期制のあり方について（報告）

学校2学期制検討委員会

平成23年12月

1 学校2学期制検討委員会の設置の目的

市立の小学校、中学校における2学期制のあり方などについて協議し、検討するため、学校2学期制検討委員会を平成22年に設置する。平成23年の12月を目途に協議をし、その方向性を示す。

2 学校2学期制の導入に至る経緯

- ・本市の学校2学期制については、平成16、17年度に実施した6校の研究実践結果を踏まえ、平成18年度より全市小中学校で実施した。
- ・2学期制の導入を、「学校2学期制の実施をきっかけに学校教育の見直しと充実に向けた取り組みを行うことを通して、子どもたちの学校生活の充実と確かな学力の向上を目指す。これにより、学校の活性化や教職員の意識改革も図る」ことをねらいとして実施してきた。

3 検討委員会の構成メンバー

校長会代表（小・中）、教頭会代表（小・中）、教員（総括教諭4名）

児童及び生徒の保護者代表3名、教職員組合関係者2名、教育行政関係者の計17名
委員長；上野代 政範（前 市PTA連絡協議会会長）

4 学校2学期制検討委員会の開催状況

	日 時	会 議 名	主 な 内 容
平成 22 年	9月27日（月）	第1回学校2学期制検討委員会	今後の進め方について
	10月19日（火）	第1回学校2学期制調査部会	実態調査（アンケート）について
	11月12日（金）	第2回学校2学期制調査部会	実態調査（アンケート）について
	11月25日（木）	第3回学校2学期制調査部会	実態調査（アンケート）について
	12月1日（水）	第2回学校2学期制検討委員会	実態調査（アンケート）について
平成 23 年	(1月中)		(全小中学校でアンケート実施)
	2月9日（水）	第4回学校2学期制調査部会	実態調査の集計
	3月18日（金）	第3回学校2学期制検討委員会	実態調査の集計結果報告とその考察
	6月28日（火）	第4回学校2学期制検討委員会	今後の検討課題の洗い出し ・調査結果を尊重する ・各団体へ持ち帰り意見の集約
	7月20日（水）	第5回学校2学期制調査部会	総括教諭としての部会を開催
	8月30日（火）	第5回学校2学期制検討委員会	検討課題について ・各団体から ・検討委員会としての意見集約
	10月3日（月）	第6回学校2学期制調査部会	検討委員会の報告書の原案作成
	11月15日（火）	第6回学校2学期制検討委員会	検討委員会としての報告書をまとめる

	12月以降	教育委員会 定例会	今後の学校2学期制のあり方について、検討委員会の報告を受け、協議、決定
--	-------	-----------	-------------------------------------

5 審議経過

本市における学校2学期制は、平成22年度に、5年目を迎え、各学校の取り組みによって定着してきているが、学期制に関わる全国的な動きもあり、保護者の不安や2学期制のあり方についての疑問の声もある。また、教育委員会としても、2学期制のねらいの周知の徹底や取り組みの改善などについての課題を持っている。

そこで、本検討委員会は、現在行われている各校での学校2学期制の取り組みの状況から成果と課題を洗い出し、新学習指導要領実施を踏まえた今後の学校2学期制のあり方などについて検討する目的で、平成22年度に発足した。

第1回の検討委員会では、2学期制実施において、どのような課題が挙がってきているのかを確認する必要があるといった意見で一致した。そこで、児童生徒、教職員、対象となった児童生徒の全保護者を対象としたアンケートを実施し実態を把握することとした。平成22年度の検討委員会では、アンケート内容の吟味からアンケート実施、結果のまとめと考察までを行ってきた。

平成23年度に入り、アンケートの結果を尊重しつつ、そこから見える課題を整理してきた。そして、検討委員の所属するそれぞれの団体で協議された意見を検討委員会に持ち寄り、さらに協議を深めてきた。

協議では、おおよそ次のような意見が挙げられた。

- ① 子どもの成長を幼・保、小中学校の11年間のスパンで支援していく必要がある。
- ② 各学校は、2学期制に沿うように努力してきている。5年を経過した今、落ち着いて安定してきている。今後3学期制に戻していくと、円滑な学校運営に支障をきたすことが危惧される。
- ③ 学習指導要領改訂により授業時間数が増加しているが、2学期制を実施していることで、その対応が可能となっている。
- ④ アンケートの結果は尊重すべきである。
- ⑤ 授業時間数の確保ができています。
 - ・増加した授業時間数を、子ども一人ひとりの学力向上に向けて、ゆとりを持った教科指導や繰り返し学習といった学習の充実に充てている。
 - ・教師の子どもたちと関わる時間としてできるだけ有効的に活用していくよう努めている。
 - ・長期休業前の7月と12月に授業や行事、研究会などを設けることが可能となっている。
- ⑥ 7月までの学習や生活の様子などについて、夏休み前や夏休み中の面談などによって各家庭へ知らせている。それにより夏休みの学習の仕方や進路を考える機会となっている。
- ⑦ 現在、評価・評定、面談の方法や時期については、中学校3年生はどの中学校も同じように行っている。中学校1、2年生についても、成績に関する保護者への通知などの方法の違いはあるものの、全体的にはほぼ同じ時期に行っている。
- ⑧ 保護者からみると、長期休業前に評定である数値や通知表がないことに対して、一部、不安・不満があるが、学校としては、3学期制時より、保護者との連携を密に行っている。
- ⑨ 評価・評定の出し方や時期、回数などの成績に関する考え方について、保護者に対して、年度初めの時期を中心に説明を行うなど、学校として努力しているが、より十分な周知が必要である。

- ⑩ 現在の小学生は、3学期制を、また、中学生は、中学校での3学期制を経験していない実態がある。
- ⑪ 定期テストの時期や回数は、2学期制実施以前から、すでに学校行事などの精選を行う中で、中学校では、6月、9月、11月、2月の4回で実施しており、時期や回数の変更はない。逆に、週1～2時間程度の技能教科については、長いスパンで子どもの様子を見取ることができ、そこで蓄積したデータをもとに、よりの確な評価・評定をつけることが可能となっている。
- ⑫ 神奈川県西部の高等学校は、2学期制が主流であるという現状がある。

他に、一部次のような意見も挙げられた。

- ① 2学期制や3学期制にこだわらず、複数学期制も視野に入れるべきである。
- ② 成績に関しては、保護者にわかるような形で、各校特色を出し、独立性も必要ではないか。
- ③ 授業時間数確保という面で考えれば、学期制云々ではなく、夏休みの短縮や土曜日の授業の実施を考えていくことでもよいのではないだろうか。
- ④ 私立の良いところなども取り入れるなどして、小田原の教育を考えていくべきである。そこにどういいう学期がいいのかなども出てくると考える。

6 今後の学校2学期制のあり方について

本検討委員会では、学校2学期制に関するアンケートの結果の分析や、6回にわたる協議を踏まえ、今後の学校2学期制のあり方について、次の方向性を示すこととする。

今後も学校2学期制を継続することとし、今まで積み重ねてきた2学期制の良さを十分生かし、よりよい2学期制を実施していく。

各学校は、2学期制に沿うように努力してきており、「授業時間数の確保」「長期休業前の授業や面談などの行事、研究会の充実」「児童、生徒と向き合う時間の増加」「サマースクールの内容の充実」などといった成果を挙げている。今後も、そのよさを生かしつつ、よりよい2学期制を実施していくことが望まれる。

なお、よりよい2学期制を実施していくためには、次のようなことを意識していくことが必要であると考える。

- ・長期休業前のように授業が充実する時期が増えたことを意識して、教師は年間の指導計画や授業の内容、進め方などを構想していく。また、2学期制のよさを、児童生徒及び保護者に伝え、その効果が実感できるよう、保護者説明会や学校だより等により広報に努めていく。併せて、各校の成績の出し方などに関わる説明をより丁寧に扱っていく。
- ・長期休業期間の有効的活用を図るとともに、夏季の暑さ対策などの環境整備を推進していく。
- ・教師の多忙化を解消し、児童生徒とふれあう時間を確保していくよう、工夫改善していく。
- ・幼保・小中一体教育を推進し、子どもの成長を11年間のスパンを大切にしていく。

添付資料；実態調査アンケートの結果 中学校の評価評定及び面談の時期一覧

保護者の皆様へ

学校2学期制に関するアンケートの結果について

学校2学期制検討委員会

大暑のみぎり、皆様にはいよいよご清栄のことと慶び申し上げます。

さて、小田原市では、全小中学校において、平成18年度から2学期制を実施しており、2学期制を実施し5年目を迎えました昨年度に、今後の2学期制のあり方を検討するために、学校2学期制検討委員会を立ち上げてまいりました。

保護者の皆様におかれましては、平成23年1月に、現在の学校2学期制の状況を把握するための「学校2学期制に関するアンケート」（抽出により実施）にご協力いただき、ありがとうございました。

その「学校2学期制に関するアンケート」の結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、今後、学校2学期制検討委員会において、このアンケート結果を含め現在の様々な状況などをもとに、今後の2学期制のあり方を検討してまいります。

平成22年度 学校2学期制アンケート結果の概要

1 目的

平成18年度から実施している学校2学期制の状況を把握、検証し、今後の学校2学期制のあり方について検討するために、児童・生徒、保護者、教職員を対象に学校2学期制に関するアンケートを実施する。

2 アンケートの実施期間

平成23年1月12日（水）～1月18日（火）

3 調査対象

- (1) 各小学校4年生～6年生の1学級の児童
- (2) 各中学校1年生～3年生の1学級の生徒
- (3) 小中学校全教職員
- (4) 保護者 対象となった児童・生徒の全保護者

4 配布数及び回収数、回収率

回答者	小学4年生～6年生	小学4年生～6年生の保護者	小学校教職員	中学1年生～3年生	中学1年生～3年生の保護者	中学校教職員
配布数（枚）	2279	2260	561	1341	1299	327
回収数（枚）	2244	1917	553	1311	1082	319
回収率（%）	98.5	84.8	98.6	97.8	83.3	97.6
内自由記述率（%）	—	29.5	32.7	—	30.9	47

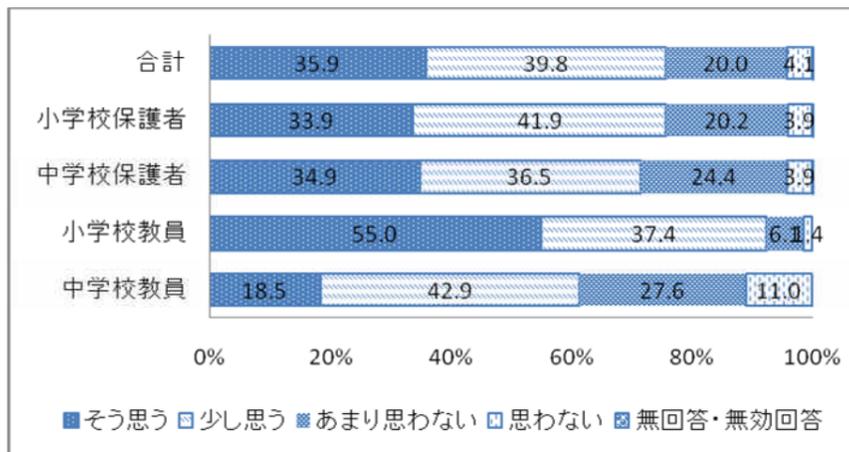
5 アンケートの結果

- ・それぞれの対象への質問事項
- ・グラフによるアンケート結果
- 無回答・無効回答については、数値標記なし
- ・グラフから読み取れること

A 2学期制の定着の度合いについて

保護者；学校2学期制が定着していると感じますか。

教職員；学校2学期制が定着していると感じますか。



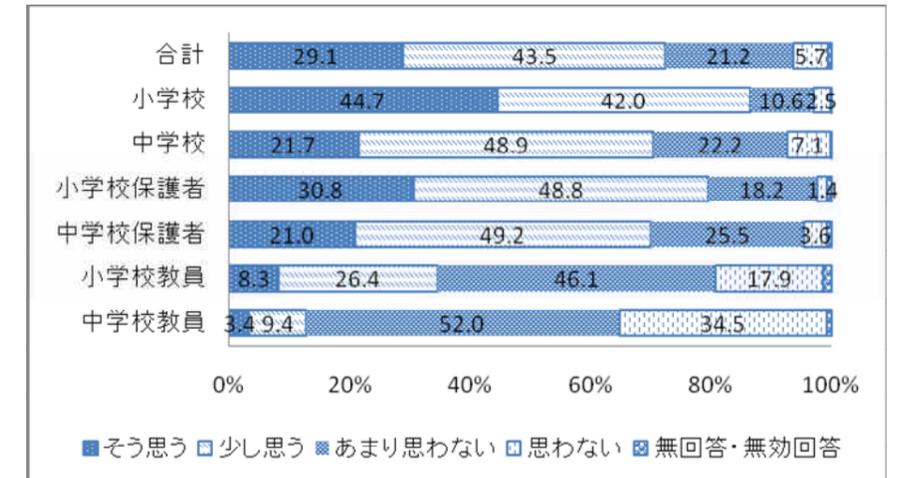
5年を迎えた現在、2学期制については、全体の75%が定着している、と感じている。しかしながら、小学校の教職員と中学校の教職員の感じ方に大きな違いがみられる。

B 教職員と児童・生徒と関わる時間について

児童・生徒；学校の先生は、子どもたちとたくさん関わってほしいと努力していますが、先生と十分関わる事ができていますか。

保護者；学校は、授業時間を有効に活用したり、部活動やお子さんと接する時間を設けたりして、お子さんと関わる時間を大切にしていると感じますか。

教職員；増えた授業時間を有効に活用したり、放課後の時間に子どもと接する時間を設けたりして、子どもと関わる時間が増えたと感じますか。



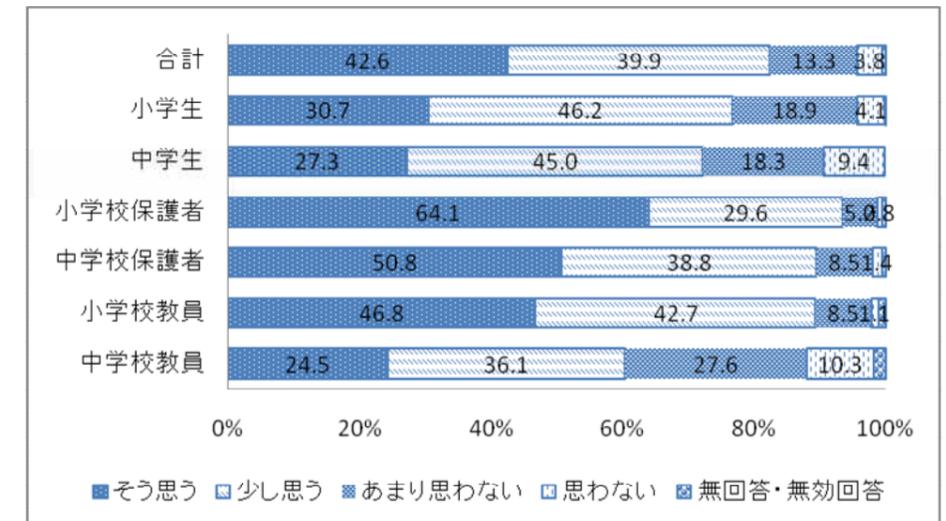
教職員の子どもと関わる時間については、70%以上の児童・生徒や保護者は、教職員が子どもとのかかわりを大切にしていると感じている。一方、教職員は子どもと関わる時間が増えたと感じていない。

C 長期休業の教育相談、面談について

児童・生徒；夏休み前や冬休み前に通知表がありません。そのかわり、学校は、教育相談を行ったり、通知表以外の資料を作ったりして、学校での様子をお知らせしていますが、自分のことを知るために役に立っていると感じますか。

保護者；学校は、長期休業に入る前または休業中に、お子さんの学習の様子や生活の様子をお伝えするために教育相談（面談、面接）などの工夫を行っていると感じますか。

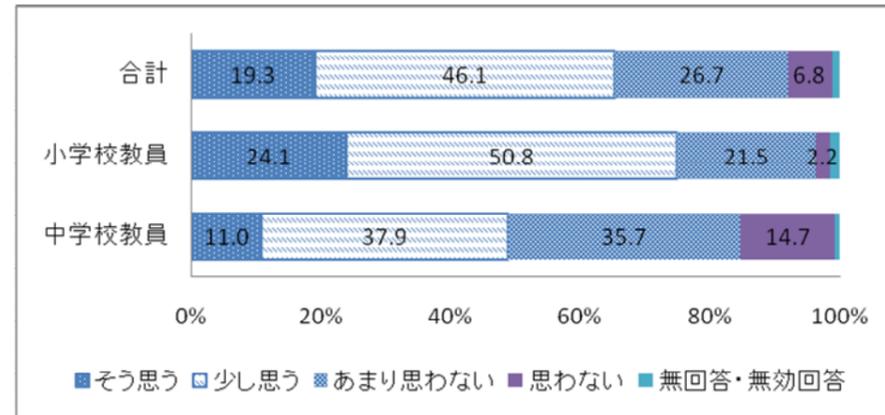
教職員；長期休業前の通知表がないことに対して、子どもの学習の様子や生活の様子を保護者に伝えるために教育相談などが意義あるものとして行われていますか。



全体の80%は長期休業の教育相談、面談などを有効な取り組みであると
感じている。特に、小学校において高い評価を得ている。

D 学習の連続性について

教職員；長い学期を有効に活用して、学習の連続性を意識した授業を
目指していますか。



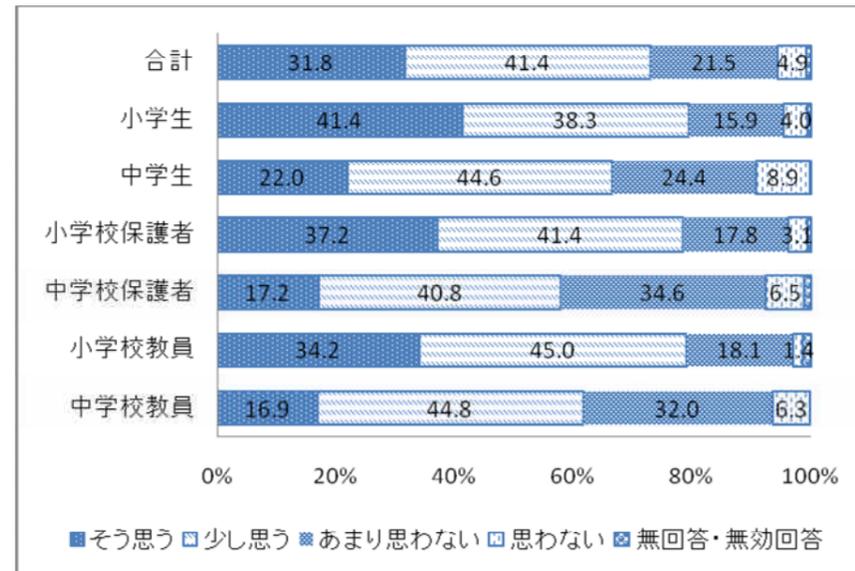
小学校の75%程度の教職員が、長い学期を有効に活用した学習の連続性
を意識した授業を行っている。一方、中学校の教職員の50%近くが、長
い学期を有効に活用した学習の連続性を意識した授業を行っていない。

E 長期休業中の取り組みについて

児童・生徒；学校は、夏休み中にサマースクールや学習相談、教科相談な
どを行っています。役に立っていると思いますか。

保護者；学校は、お子さんに向けて、サマースクールや学習相談、教
科相談などを開催して学期途中にある長期休業を有効に活用し
ていると思いますか。

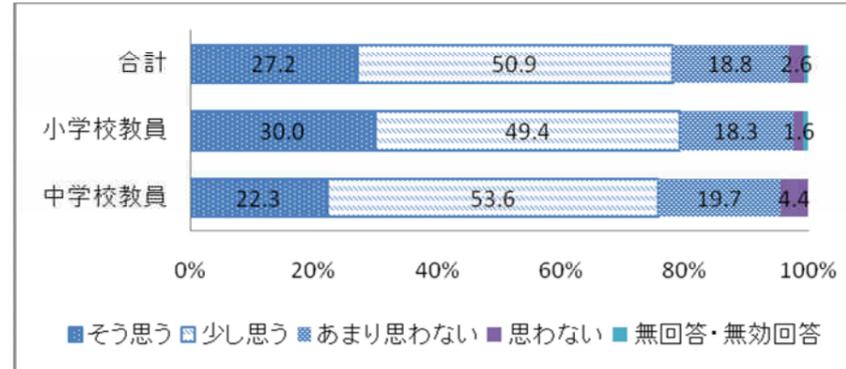
教職員；サマースクールや学習相談、教科相談などを開催して学期途
中にある長期休業を有効に活用していますか。



全体の70%がサマースクールや学習相談、教科相談などの夏休み中の取
り組みを有効であると捉えている。特に、小学校で高い評価を得ている。

F 行事の見直しについて

教職員；開催時期や目的など行事の見直しを図っていますか。

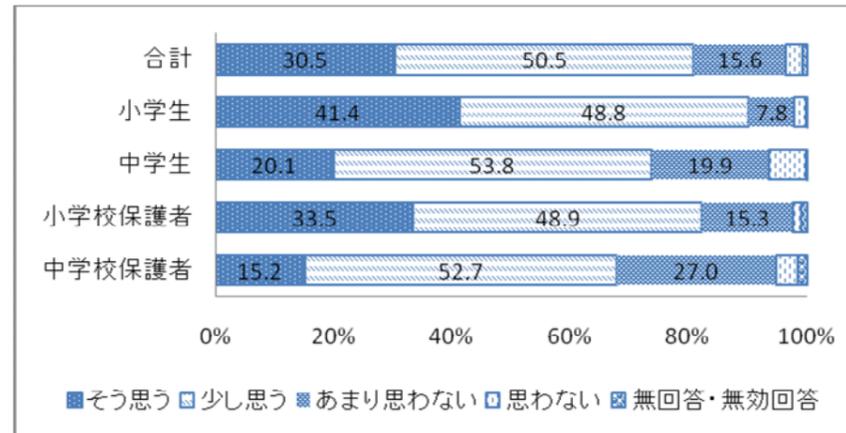


全体の80%近くが、授業時数などの確保のために行事の見直しに努めて
いる。

G 日常の教育活動について

児童・生徒；学校の先生は、みなさんの学力の向上をめざしています。「授
業がわかる」「授業が楽しい」と思いますか。

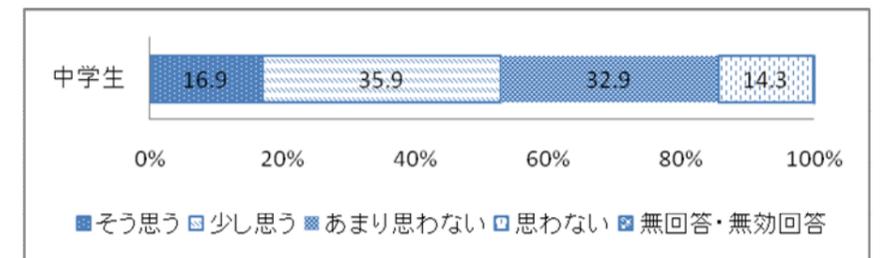
保護者；学校は、授業の充実・教育活動の工夫などを行い、活性化を図
っていると思いますか。



子どもの70%以上が「授業がわかる」「授業が楽しい」と感じている。
また、保護者からも高い評価を得ている。

H 夏休みの活用について

生徒；夏休み明けの（定期）テストに向けて、夏休みを有効に活用
できたと思いますか。



約半数の生徒が、夏休み明けの定期テストに向けて、夏休みを有効に活用
している。

6 自由記述欄の主な意見

【小学校保護者より】

「給食が早く始まり、授業数が増えた。」「2学期制が定着し、学校も落ち
着いている。」「給食がない日が減るのは歓迎する。」といった意見や「サ
マースクールをもっと充実させてほしい。」「授業時間数をもっと増やして
ほしい。」といった意見がある一方、「2学期制のメリットを感じない。」「な
じめない。日本の風土に合わない。」「通知票が2回になっただけで、他は
変わっていない。」といった意見がある。

【小学校教職員より】

「時間的な余裕が生まれ、ゆとりをもって教育活動が進められる。」
「授業時数を増やすことができ、充実した指導ができる」といった意見が
ある一方「学期の間が短く、気持ちの区切りや切り替えが難しい。」「長期
休業が入ると学びの連続性を確保することが難しい。」といった意見があ
る。

【中学校保護者より】

「ゆとりが生まれる。」「先生との教育相談もしやすい。」といった意見や
「長期休業前に成績・通知票がほしい。」「サマースクールを充実させてほ
しい。」といった意見がある一方、「定期テストや評価、成績の付け方がわ
かりにくい。テストの回数が減り、テスト範囲が広がる。」「2学期制は
日本の風土に合わない。」といった意見がある。

【中学校教職員より】

「所見と面談が分かれるなどして、事務の負担が軽減されている。」とい
った意見がある一方、「進路指導の面で2学期制は大変になっている。」「2
学期制は社会や風土となじまない。」といった意見がある。

—事務局—

小田原市教育委員会 教育指導課

市内各中学校の評価・評定及び面談の実施状況

2学期制検討委員会
H23.8.30

		1, 2年				3年			
		夏休み前	前期末	年末	後期末	夏休み前	前期末	進路	後期末
A	評価 評定	○	○	○	○	○	○	○	○
	面談	○		○		○		○	
B	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
C	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
D	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
E	評価 評定	○	○	○	○				
	面談	○		○					
F	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
G	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
H	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
I	評価 評定	○	○		○				
	面談	○		○					
J	評価 評定		○		○				
	面談	○		○					
K	評価 評定		○		○				
	面談	○		○ 生徒のみ	○				

3年生
全中学校において同じ時期に対応している。

1, 2年生
面談などを利用して、夏休み前・前期末・年末・後期末の時期に、何らかの形で対応している。

三の丸小学校のプール用水流出について

平成23年12月、三の丸小学校の屋内プール（地階）において、給水状態のまま、排水を行っていた期間（10日間）があり、約6,000 m^3 （約300万円相当）の水を流してしまったことが判明しました。

1 三の丸小学校の概要

- (1) 創 立 平成4年 4月 1日
- (2) 新校舎完成 平成7年12月28日
- (3) 校 長 柳下正祐（やぎした まさひろ） クラス数 21 児童数 534名
- (4) プール

- ア アリーナ（1階）の地階に所在
- イ 縦横25m×13m 水深1.0m～1.2m
- ウ 容量 325 m^3
- エ プールへの給水について

プールに連結したバランシング水槽により水位を一定に保つことが可能となっている。通常使用時は給水管を開いており、プールの水が減った場合、自動的に給水できる仕組みになっている。

プールを使用しない時には、水を張ったままでおくと屋内にカビが生じることから、給水管を閉じ、排水管を開いて、プールを空にしている。

2 経 過

- 平成23年 9月下旬 低学年が使用するため、水量を減らしてプールを使用
(この際、担当の教諭が給水管を閉鎖)
- 9月末 プール終了
(生活科の授業でプール使用の可能性があったため排水せず、そのまま水を残した。)
- 12月12日 授業で使用する予定が無いことを確認したことから、夕刻、排水を行った。
- 12月13日 朝、プールが空になっていることを窓越しに教諭が確認したが、水が出ていることに気がつかなかった。
日直も毎日巡回していたが、プールの水が出ていることに気がつかなかった。
- 12月21日 プールの水が出ていることが判明、給水管を閉鎖した。
- 平成24年 1月 6日 水道検針により大量の水道使用が判明
夕刻、校長が教育委員会に連絡
- 1月10日 教育総務課（施設係）で原因調査（事情聴取、漏水等確認）
～12日
- 1月13日 記者発表

3 原 因

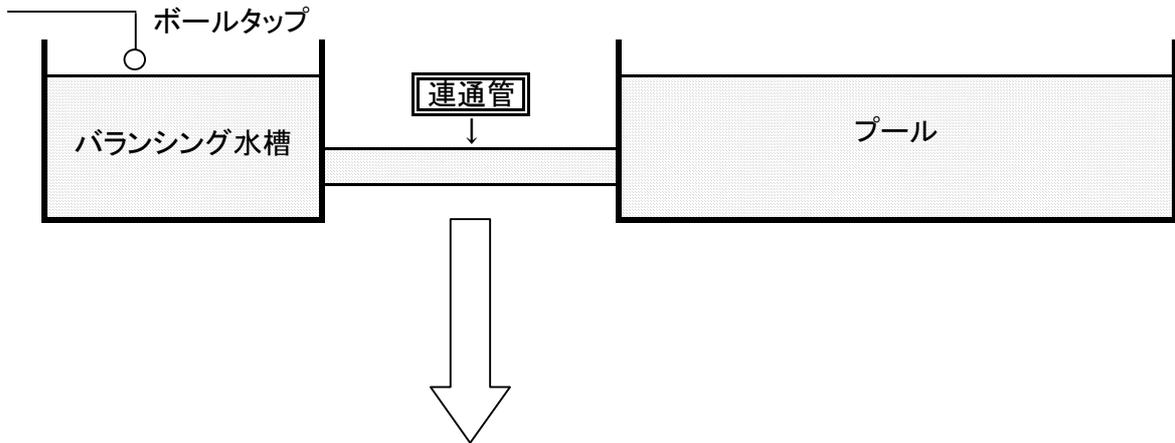
- (1) 給水管が開いていることを確認せずに排水を行った。
- (2) 翌朝の排水後の確認と処置が不十分であった。
- (3) 日直が毎日巡回しているが、窓越しに確認するのみであり、プールの水が出ていることに気がつかなかった。

4 今後の対応

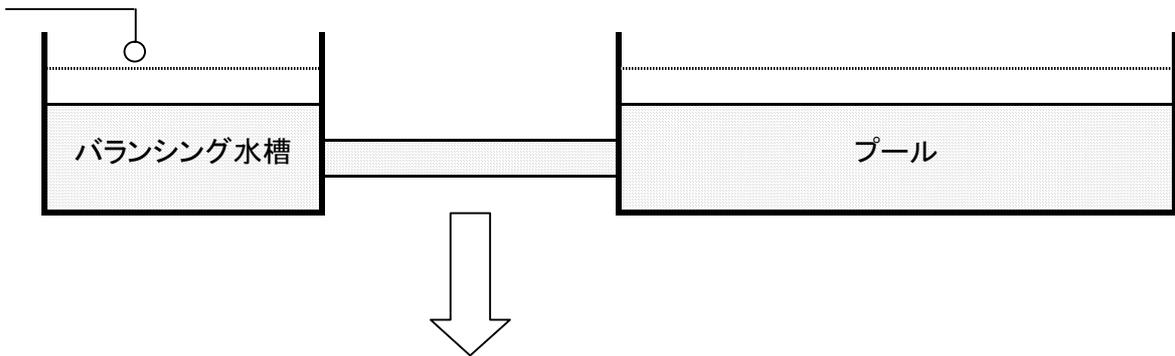
- (1) 水道料金の支払い等について、学校と教育委員会で対応を検討している。

【バランシング水槽の役割】

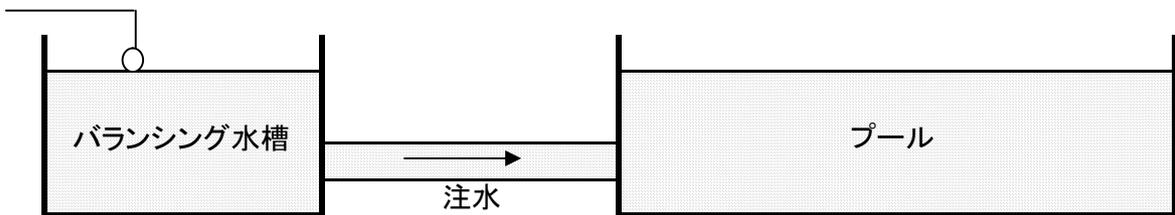
- ・バランシング水槽は、プールの水位を保つため、プールの水位が下がったときに注水する役割を担っている。
- ・プールは、「連通管」によりバランシング水槽と繋がっているため、プールの水位が下がるとバランシング水槽の水位も下がる。
- ・ボールタップにより保つべき水位を管理しており、その水位を下回るとプール及びバランシング水槽への注水が行われる。



プールの水位が下がると、バランシング水槽内の水位が下がり、給水を開始する。



バランシング水槽からプールへ注水され、保つべき水位の確保がなされる。



平成24年度予算(教育費)の概要

資料7

(単位：千円)

主な事業		概要	24年度当初 予算額(案)	23年度当初 予算額	備考
教育総務費					
1	旧片浦中学校施設活用事業	平成22年3月末で閉校した片浦中学校施設の平成25年度からの宿泊体験施設としての本格活用に向け、必要な工事等を行う。	調整中	6,048	23年9月補正 3,836千円 新しい公共の場 づくりのためのモ デル事業
2	未来へつながる学校づくり推進事業	「魅力ある学校づくり推進事業」「花と緑いっぱい幼稚園・学校づくり推進事業」「スクール・ボランティア・パワーアップ事業」を統合し、学校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となって各学校の特性にあった事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。	9,810	9,810	
3	学校支援地域本部事業	中学校区を単位として、地域の実態に応じ、学校が必要とする活動について学校支援ボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育の推進を図る。	5,075	5,170	
4	特別支援教育推進事業	障害や集団への不適應など、教育上配慮を要する子どもたちに対応するため、支援スタッフや専門支援チームを学校に派遣する。	76,024	65,531	
5	生徒指導員派遣事業	生徒指導上の問題で学級運営に支障を来すことが考えられ、その指導のために特に必要となった中学校へ生徒指導員を派遣する。	12,733	7,629	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業(一部分のみ)
6	不登校対策支援モデル事業	教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置する。	5,252	2,268	
7	共同研究事業	文部科学省の実施要項に基づき、小学校5年生及び中学校2年生を対象に「新体力テスト」を実施し、その結果を集計・分析して体育・スポーツ活動の指導など子どもの体力向上に活用する。	704	0	新規
8	片浦小学校小規模特認校制度の実施(片浦小学校のあり方検討事業)	児童数が減少している片浦小学校について、平成24年4月から同校の通学区域を市内全域に拡大し、小規模特認校制度を実施し、その特色・魅力づくりとして、放課後子ども教室等を実施する。	5,200	100	
9	学校司書派遣事業	小・中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を選任する学校司書を配置し、学校図書館整備の充実を図る。	25,485	19,058	緊急雇用創出事業臨時特例基金事業
10	高等学校等奨学金事業	経済的に修学が困難であり、成績優良な市内在住の生徒等を対象に、高等学校等への修学に係る学資の一部を小田原市奨学基金を財源に奨学金として支給する。	3,009	3,009	
11	小・中連携学力向上推進事業	推進地域として指定した学校において、児童・生徒に望ましい生活習慣や家庭での学習習慣を習得させるための仕組みづくりについて、学校、地域、家庭の連携・協力の下、実践研究する。	580	580	23年6月補正 580千円 学びづくり推 進地域研究事 業

平成24年度予算(教育費)の概要

資料 7

(単位：千円)

主な事業		概要	24年度当初 予算額(案)	23年度当初 予算額	備考
小学校費・中学校費・幼稚園費					
1	小学校改修工事(国庫補助)	・酒匂小学校トイレ改修	調整中	36,400	
2	小学校維持管理工事	・足柄小学校屋内運動場外壁改修	調整中	31,750	
3	小学校屋上フェンス設置工事	・新玉小・町田小・富士見小屋上フェンス設置	54,754	0	
4	小学校普通教室扇風機整備工事	・普通教室への扇風機整備(6校)	16,219	9,800	
5	小学校屋内運動場トイレ洋式化工事	・広域避難所となる小学校屋内運動場トイレに洋式便器を整備する(14校分)。	調整中	0	新規
6	片浦小学校給食室新設	小規模特認校制度の実施にあわせ、食育の推進を図る等の理由により、自校で調理できる給食室の新設を行う。	調整中	0	新規
7	学校教材等整備・管理事業	新学習指導要領対応のため、理科教育用備品(小・中学校)、副読本(小学校)の購入及び防災教育用パンフレット(小・中学校)を作成する。	9,357	0	新規
8	教科書指導書等整備事業	小・中学校教科書採択に伴う教師用教科書・指導書購入費	38,668	30,803	
9	小田原市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金	学校の適正規模の条件である「通学距離が小学校は概ね4km、中学校が概ね6km」を超える遠距離通学者の家庭を対象に通学費の一部を補助する。	131	141	
10	少人数学級編制事業	基礎的な生活習慣の確立、基礎基本の徹底による学力の定着を図るため、小学校1・2年について、1学級35人以下の学級編制を実施する。	21,901	21,901	
11	スタディサポートスタッフ事業	小学校1・2年生の学級の児童数が30人以上35人以下の場合に、教員補助者を配置する。	23,829	22,240	
12	小学校外国語指導助手派遣事業	新学習指導要領の実施により、小学校5・6年生で、英語を中心とした「外国語活動」が導入されるため、小学校に外国語指導助手を派遣する。	18,060	22,575	
13	おだわらっこドリームシアター事業	質の高い芸術文化に触れ・体感することのより、豊かな感性や感覚を持つ心を育てる。引き続き劇団四季のこころの劇場を活用し実施する。	850	950	
14	中学校改修工事(国庫補助)	・白山中学校北校舎トイレ改修	調整中	0	
15	中学校維持管理工事	・鴨宮中学校南校舎屋上防水改修 ・千代中学校屋内運動場屋根改修 ・城北中学校中校舎及び南校舎防水改修 ・白山中学校北校舎等屋上防水改修	調整中	7,850	
16	中学校屋上フェンス設置工事	・白鷗中・国府津中・酒匂中屋上フェンス設置	65,852	0	
17	中学校普通教室扇風機整備工事	・普通教室への扇風機整備(1校)	2,016	7,420	
18	新学習指導要領対応非常勤講師配置事業	中学校の免許教科外教員の配置等の是正を図るため、中学校の状況に応じて非常勤講師を派遣する。	7,641	4,002	

平成24年度予算(教育費)の概要

資料7

(単位：千円)

主な事業		概要	24年度当初 予算額(案)	23年度当初 予算額	備考
社会教育費					
1	指導者養成研修事業	高校生から成人を対象とした段階的かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、指導者の資質向上を図る。	577	670	
2	指導者派遣事業	小学校や地域が実施する体験学習に、指導者や講師を派遣することにより、子どもたちに感動や体験が得られる機会をより多く提供する。	204	250	
3	地域・世代を超えた体験学習事業	地域の資源や環境を生かした体験学習プログラムを通じて、自立心や創造力など豊かな人間性を育むとともに、大人(指導者)との世代を超えた交流を図る。	1,388	1,700	
4	地域体験学習事業	地域単位での体験学習事業を実施することで、より多くの子ども達に体験学習を提供していくとともに、郷土愛や地域における世代間交流の高揚を図る。	100	0	新規
5	清閑亭保存整備活用事業 (歴史的風致維持向上計画 推進事業)	「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づいて、清閑亭の劣化や雨漏り等老朽化した箇所改修及び今後の活用に向けた構造補強等の実施設計を行う。	5,000	0	23年9月補正 6,000千円
6	本丸・二の丸整備事業	御用米曲輪の平場部分の本格的な発掘調査を行い、それらの成果をもとに追加設計を策定する。修景整備工事としては、土塁切り通し部分の擁壁設置などを行う。 また、老朽化した住吉橋の修復工事を行う。	55,816	53,932	
7	史跡石垣山保全対策事業	石垣が崩落する危険性がある馬屋曲輪南側等について、保全工事を行うために測量調査を行い、実施設計を策定する。	5,000	16,000	
8	史跡等用地取得事業	国指定史跡小田原城跡内にある城内地区の用地を公有地化する。	304,960	199,817	
9	全国史跡整備市町村協議 会大会開催事業	史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進等を図るため、平成24年10月に、小田原市をメイン会場として、全国史跡整備市町村協議会全国大会を開催する。	3,000	0	24年度単年度 事業
10	キャンパスおだわら事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組む機会や市民にとって分かりやすい講座体系を提供するとともに、「新しい公共」の創設ともいえる市民が主体となり、生涯学習を推進する。	21,812	25,976	
11	図書購入費	市立図書館、かもめ図書館、自動車文庫の図書資料等(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。	18,598	20,263	
12	貴重資料保存事業	図書館が所有する貴重資料の保存・公開等を図るため、資料の脱酸処理やデジタルデータ化を推進する。	600	1,100	
13	斑鳩町交流展	斑鳩町との「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」の締結(2月11日予定)、斑鳩町による「飛鳥時代の斑鳩と小田原」(2月25日～3月25日。会場は郷土文化館)の開催等を踏まえ、両市町の文化交流促進に向けて、小田原の歴史を斑鳩町民に紹介する展示会を斑鳩町で開催する。	1,314	0	新規
14	松永記念館特別展	遺族から寄贈の意向が示されている小田原ゆかりの画家井上三綱氏の作品(50点程度)を受贈し額装を施すとともに、三綱氏の入生田移住60周年を記念し、これらを中心とする特別展を開催する。	4,215	1,306	
15	松永記念館整備活用事業 (歴史的風致維持向上計画 推進事業)	「小田原市歴史的風致維持向上計画」に基づいて、松永記念館の改修整備を進め、その有効活用を図る。平成24年度は、老櫓荘・葉雨庵の改修整備のための実施設計を行う。	3,600	0	23年9月補正 7,000千円